

公共施設敷地と登記

荏原明則

- 一 はじめに
 - 二 最高裁昭和四四年判決
 - 三 「権原」の取得
 - 四 「時効取得」論
 - 五 「登記」の意義・効力
 - 六 「公用制限」の問題
 - 七 権原の取得なしに行なわれた「公用開始」の問題点
 - 八 まとめ
- 一 はじめに

公共施設が成立するためには、その形体的要件と意思的要件が必要とされる。すなわち、形体的要件としてはそのものが公共施設として利用できるような状態に整えられていること、意思的要件としては国民の利用のための公用開始行為（たとえば、道路法一八条二項の「道路の供用開始」や、都市公園法二条の二の「都市公園の供

用開始」など。手続きとしては、各個別の法律に公示、告示、公告、縦覧などの手続きで行うことを定めている（ただしいわゆる自然公物には意思的要件は要しない。）⁽¹⁾が必要である。

そしてこのような要件の前提として、その敷地となる土地等の物件についての「権原の取得」が要求されることはいうまでもない。この点については、最高裁判所も昭和四四年の判決（「判例一六一三二」）⁽²⁾において以下のよう⁽³⁾に述べてこれを確認している。すなわち、

「道路法に定める道路を開設するためには、原則として、まず、路線の指定または認定があり、道路管理者において道路の区域を決定し、その敷地などの上に所有権その他の権原を取得し、必要な工事を行なって道路としての形体をととのえ、さらに、その供用開始する手続きに及ぶことを必要とするものであって、他人の土地について何らの権原を取得することなく、供用を開始することは許されない」⁽³⁾。

しかし、現実には当該公共施設の敷地などについて、たとえば現に供用開始を経て道路として使用されている場合であっても、その所有権に関する登記が私人にあり、それが争われていることも少なくない。たとえば、「判例七九」浦和地裁熊谷支判昭和六一年一月二九日道路例集七―II卷六四五―頁は、「事実上の問題として、本件土地以外にも同じ時期（昭和二〇―二二年頃――筆者註）に買収され、登記名義が元の所有者のままになっている土地が多数残存しており、終戦前後の混乱のため適格な事務処理がなされることなく放置され登記名義を移転する手続きがなされないまま推移した」と指摘している。このような例は少なくなく、また道路等の公共施設の敷地として使用している土地であってその所有権の所在も明かではない例も後にあげるように存する。これ

と関連して沖縄県ではいわゆる「つぶれ地」(未買収道路用地)の問題がある。⁽⁴⁾ さらに開発行為によって公共施設が設置される場合などで實際上、私人の登記に関する協力が得られない場合や、公共施設管理者において施設が整うまで諸手続きを留保するなどの場合が少なからず存することであり、今後も未登記の問題の発生はありそうにおもわれる。

さて、公共施設管理者が現にその敷地などについての登記を有していない場合の法的问题として、具体的に、

- ① 前記最高裁昭和四四年判決の意義

- ② 公共施設敷地の「権原」の取得

- ③ ②と関連して「時効による取得」すなわち、公共施設管理者が民法の規定により当該敷地などを時効取得することができるか。また、その場合、公用開始行為にはどのような法的问题があるか。

- ④ 「登記」の有無がいかなる意味を持つか。登記を對抗できない第三者の範囲。

- ⑤ 当該敷地について何等の権原をも取得せよになされた供用開始行為が無効であることについては学説判例とも異論はないが、その処理にはどのような問題があるか。

などがある。

本稿では、以下これらの問題に関する判例学説について若干の整理・検討をこころみてみよう。

一 最高裁昭和四四年判決

前述のように最高裁は昭和四四年の判決で、形体的要件・意思的要件を具備する前提として公共施設管理者は当該敷地などについて権原取得をすることを要し、他人の土地について何らの権原を取得することなしに、供用

開始をすることは許されない旨述べた。この判決の説くところを若干検討してみよう。

本件（判例一六一―三二）の事実はおおむね以下の通りである。本件の土地は訴外Aの所有するものであったが、昭和六年に旧八幡市の市道用地として贈与された。そのころ八幡市長が市道としての路線の認定をし、昭和八年頃道路としての供用開始がなされ、以後本件土地は道路用地として使用されてきた。昭和二七年には新道路法による市道の認定がなされ、昭和三八年の市の合併以後は北九州市の市道として使用されてきた。ところが、右の贈与については所有権移転登記がなされなかったため、相続、売買等により転々流通し、昭和三八年四月に原告Xへの所有権移転登記がなされた。この間昭和二八年に市は当時の名義人に対して固定資産税の滞納ありとして差押をなし、昭和三〇年に差押解除をしているが、それ以後は本件土地が道路用地であることが判明したとして課税をしていないという。このような経過で、原告は昭和三八年四月以後も市が不法に本件土地を占拠しているとして、その損害賠償を請求した（請求金額は賃料相当額）。

最高裁は、形体的要件・意思的要件を具備する前提として当該敷地などについて権原取得をすることを要し、他人の土地について何らの権原を取得することなしに、供用開始をすることは許されない旨述べた後、さらに以下のような理由付けで原告（上告人）の請求を退けた。すなわち、

「上記手続きを経て当初適法に供用開始行為がなされ、道路として使用が開始された以上、当該道路敷地については公物たる道路の構成部分として道路法所定（道路法四条、旧道路法六条）の制限が加えられる」。

「その制限は、当該道路敷地が公の用に供せられた結果発生するものであって、道路敷地使用の権限に基づくものではないから、その後に至って、道路管理者が対抗要件を欠くため右道路敷地の使用権限をもって後に

右敷地の所有権を取得した第三者に対抗し得ないこととなっても、当該道路の廃止がなされない限り、敷地所有権に加えられた制限は消滅しない。

「その後に当該敷地の所有権を取得した右の第三者は、上記の制限の加わった状態における土地所有権を所得するにすぎないと解すべきであり、・・・使用収益権の行使が妨げられていることを理由として、損害賠償を求めることはできない」⁽⁵⁾。

この判決の要点は次のような点にまとめられよう⁽⁶⁾。

- (ア) 権原を取得せずに行なわれた供用開始行為は無効である。この点は判例学説上確立している⁽⁷⁾。
- (イ) 適法に供用開始がなされた道路等の敷地について、道路管理者がその登記をなす前に、私人がその土地の所有権を取得し、登記を完了した場合には、
 - (1) 当該私人に所有権があり、道路管理者はその所有権を対抗できない⁽⁸⁾。
 - (2) 私人の取得した土地には「公用制限」が及ぶ⁽⁹⁾。
 - (3) 公用制限が及んでも、私人はその損害の填補（損害賠償、損失補償）を道路管理者に請求しえない⁽¹⁰⁾。以下本判決を参考にしながら、前節に挙げた問題について順次議論を進めよう。

三 「権原」の取得

公共施設の成立の要件としての「形体的要件」、「意思的要件」の具備の前提として、当該公共施設の敷地等についてのなんらかの「権原」——すなわち、所有権の取得が一般的であるが、賃借権、地上権のようにそのもの

を使用できるものであればよい——を取得しておく必要があることは言うまでもない。道路用地の場合には、売買、寄付、土地収用など多くの行為形式によってその権原を取得するが、権原の取得に関し判例上問題となった例には、

- ① 売買代金の未払い、または「売買」の事実の有無
 - ② 寄付の承諾の有無
 - ③ 「官地成」の記載
 - ④ 代理権を持たない者による贈与・売買契約等
- などがある。以下簡単に例を挙げてみよう。

1 売買契約

(1) 代金の未払い

わが国の民法は物権変動に関し、意思主義を採用しており(民法一七六条)、登記は對抗要件にすぎない(民法一七七条)。学説上批判はあるものの、判例通説は、原則的には売買契約と同時に所有権は移転することになるとする(大判大正五年一月八日民録二二輯二〇七八頁、最判昭和三三年六月二〇日民集一二巻一〇号一五八五頁等)。

道路敷地に関する場合であっても、右の原則が適用されることはいうまでもない。例えば、国道二号土地所有権確認等請求事件では、「判例二五——」山口地裁は、被告国が原告との間で本件土地についての売買契約を締結し、その結果所有権を取得したが、その代金は未払いであると認定したものの、その売買代金の未払いは必ず

しも売買契約の成立を否定するものではない旨判示して、原告の所有権確認の請求を退けた（山口地判昭和四六年四月二八日道路例集七―I巻五六八一―二頁）。そして控訴審〔判例二五―二〕広島高判昭和四七年九月一九日道路例集七―I巻五六八一―七頁も同旨の判断を示し、〔判例二五―三〕最判昭和四八年三月二二日道路例集七―I巻五六八一―九頁は上告を棄却した。

前述のように物権変動の時期について学説は多岐にわたるが、判例はほぼ一貫して債権行為時説を採用しており、売買契約においては契約と同時に所有権移転の効果が生ずる。売買契約の成立の問題として、代金の支払いの有無はそれ自体関係がなく、契約の履行の問題、損害賠償の問題が残るにすぎないと考えるべきであろう。

(2) 売買等の契約の事実の有無

むしろ問題となるのは「売買契約」それ自体の事実の存否である。これは事実問題であるが、判例はかなり細かく調査を行っている。

二級国道長崎口之津諫早線に係る道路敷地所有権移転登記抹消登記手続事件では、〔判例二八〕島原簡裁は、売買代金相当額の替地が原告所有名義で登記せられ原告において今日に至るまで耕作している事実、原告において本件土地に関する売買代金離作補償費、樹木補償費等を受け取って農協に貯金している事実等を総合して考査すれば、原告より国に売買せられその旨の登記がなされていることを認めることができ、時効の抗弁につき判断するまでもないとして、原告の請求を棄却した（島原簡判昭和四八年五月一日道路例集七―I巻五七〇四頁）。本件では、既に道路管理者に登記があり、原告がその登記抹消を求めたものであるが、判決が指摘するような事実は売買契約があったことを推定するものといえよう。

秋田県道土地所有権確認請求事件では、〔判例四六〕秋田簡裁は売買契約の成立を肯定した。すなわち、原告

が県道の区域内に存する本件係争地は、(ア)原告の父が所有権を取得した土地であること、(イ)仮に、所有権を取得しないとしても、取得時効が完成しているとして、本件係争地につき所有権の確認を求めたが、裁判所は、本件土地は、当時の村が原告の父から買収したことが認められ、また、本件では時効取得は認められないとした(秋田簡判昭和五七年二月二一日道路例集七—II卷五七六一—/一一三/三三/五頁)。

愛知県岩倉町道・土地所有権確認請求事件では、「判例二三」名古屋地裁は、土地買収の代金領収書が町役場に存在しなくても、当該道路工事施工当時の町の工事施工の方法に照らすと、土地買い上げの代金支払いについて、区長の領収書が存在する限り、必ずしも代金領収証が町役場に存在していなければならないということもできないし、その他の事情から判断してもなお、原告が他の土地提供者と異なり、特別に無償で土地を提供したことの理由付けとして充分なものといえない。かりに土地を無償で譲り渡すこととしたものであっても、道路に改修するという贈与の趣旨は、その動機ないし縁由にとどまり、受贈者たる道路管理者との間の明示ないし黙示に、その贈与を停止条件付きまたは負担付贈与と解することは困難である旨判示した(名古屋地判昭和三九年二月一日道路例集七—I卷五五六九頁)。

○日道路例集七—I卷五五六九頁)。
 本稿のはじめに挙げた東松山市道土地返還等請求事件では、原告が相続により所有権を取得した土地は、昭和二〇年頃以降被告市の市道として使用されているとして、土地の返還に代わる損害賠償を請求したが、「判例七九」浦和地裁熊谷支部判決は、本件土地は原告の先代が埼玉県に足して代金を受領すれば直ちに分筆するとの約定により売り渡すことを承諾し、本件土地を分筆しているのであるから、先代は昭和二〇年に埼玉県に本件土地を売り渡したものとすべきであり、本件土地は埼玉県に買収されたものの終戦前後の混乱のために適格な事務処理がなされることなく放置され登記名義を移転する手続がなされないまま推移したものとすることができる

判示した（浦和地裁熊谷支判昭和六一年一〇月二九日道路例集七―II卷六四五―頁）。

国道三三一号所有権移転登記抹消登記請求事件では、原告は、本件係争地が登記簿上、原告から琉球政府へ売却渡されたことになっているが、そのような事実はないとして、登記の抹消登記を求めた。「判例八一」那覇地裁は、土地売渡証書の印影について、原告は捺印したことはない旨供述しているが、証拠からその印影は原告の印章によるものであることは明らかであり、原告の意思に基づいて顕出されたものと推認される。土地売渡証書の署名について、原告の自署でないことは明らかであるが、これは当時の琉球政府が本件土地を含む潰地の買取手続を進める上で予め地主の住所、氏名を記載し地主に捺印のみを求めたものであり、このことによつて右の推定を左右する事情とはならないと判示した（那覇地判昭和六一年一二月一八日道路例集七―II卷六四六―頁）。

以上のように契約の事実の有無が争われた例はきわめて多い。またその内容も種々様々である。一般論を述べるとは困難であるが、売買代金・物件移転費相当額の記録、代替地の取得、分筆行為、領収書の存在、印影の存在などを契約の有無の判断にしている。これらのうち、金銭の記録や代替地の存在、分筆行為、領収書の存在等は、契約の事実が存在したものと推認するための比較的明確な証拠と評価できよう。

多少異なると思われる例は、当該土地が土地収用事業の起業地にある場合であるが、これも契約の成立には影響ないとする例がある。すなわち、四国横断自動車道土地明渡等請求事件では、原審において、被控訴人日本道路公団（原審原告）が、本件土地について控訴人らとの間で売買契約を締結し物件移転補償をしたにもかかわらず、控訴人らが本件土地の引き渡しをしないため、土地の引き渡しを求め、その請求が認容された。控訴人らは控訴したが、「判例九五―II」高松高裁は、控訴人らの本件各土地が土地収用法による事業認定が告示された起業地であるから売買契約等の効力は発生しない旨について、右主張は独自の主張であつて採用できないと判示し

た（平成元年九月二〇日道路例集七―II巻六九三九／三頁）。同件について最高裁は、原審の判断を維持した（「判例九五―三」最判平成二年三月六日道路例集七―II巻六九三九／八頁）。

(3) 売買契約の内容に関する問題

道路敷地に関する売買契約では条件が付けられることもあるが、この条件の有無、または履行が問題となった例としては次のものがある。

三次市立木撤去補償請求事件では、「判例二九」広島地裁三次支部は、被告が立木補償として立木について登記簿面積相当分の面積をテープで確保することが条件中であつたと主張したことについて、それは事実の誤認であり、本件売買契約が、被告主張のような条件付き契約ではなく、契約成立過程にも瑕疵とみられるものではなく有効に成立したものであるとして原告の土地明渡請求を認容した（広島地裁三次支昭和五一年三月五日道路例集七―I巻五七一六頁）。

名古屋市高速二号建物収去土地明渡等請求事件では、本件道路予定地の売買が代替地の取得を停止条件としたものまたは代替地を取得できるものと誤信していたことが契約の要素の錯誤に当たるか否かが争われた。裁判所は一審（「判例七一―一」名古屋地判昭和六〇年七月一六日道路例集七―II巻五八四七頁）、控訴審（「判例七一―二」名古屋高判昭六一和年一月二七日道路例集七―II巻五八六〇頁）、上告審（「判例七一―三」最判昭和六二年四月二三日道路例七集―II巻五八六六頁）ともこれを否定した。

契約内容の存否の認定基準の抽出は以上の例からは困難である。土地の提供を望まないものに対し、交渉過程で代替地の提供、補償の提供はあり得ることではある。これらが書面となっていないことがポイントなのであるか。

2 寄附の承諾

道路の建設に際し、従来から寄附によって道路敷地が提供されることも少ない。そこで寄附の承諾があったか否かも争われることも多い。

(1) 一審と二審で認定・判断が異なる例

次の二例では地裁と高裁の認定・判断が全く異なっており、この問題の認定・判断の困難さを示しているといえよう。

第一は、津市道に係る土地所有権確認請求事件である。

〔判例二六一一〕津地裁は、市の財政上の理由から市道改良工事を施行するに当たり、地元の有力者が強力に説得して、一部の地元住民から相当な財産を寄附させることの可否はさておき、原告らが親戚関係者にも本件の苦情や不満を漏らしたことがなかったこと、本訴は本件後約六年も経過してようやく提起されたものであること、本件の二号線改良工事については側溝もできていますので異存はないとしていたこと等の事実から、本件土地を市へ無償譲渡する旨の承諾があったことは明らかであるとして、原告の所有権の確認請求を棄却した（津地判昭和四六年六月二八日道路例集七一―卷五六八二頁）。

これに対して、控訴審である〔判例二六一二〕名古屋高裁判決は、控訴人の寄附の承諾がないにもかかわらず、市の職員に対して世話人が控訴人の承諾を得たと申し向け、控訴人が、その後所有権を争っている場合には、道路管理者は敷地につき権原を得ずに供用を開始したことになり、当該道路の供用開始は無効になり、敷地所有者からの所有権に基づく返還請求に応じなければならぬ、として地裁とは逆の判断を示し（名古屋高判昭和四七年六月三〇日道路例集七一―卷五六八五／二頁）、最高裁も上告を棄却して高裁の判断を維持した（判例二六一

三」最判昭和四八年二月二七日道路例集七一I巻五六八五／七頁。

本件では、高裁と地裁の判断が分かれているが、事実認定の段階では原告（控訴人）の反対、抗議等がいつからあったかについての認定が大きく相違していることが注目される。すなわち、地裁では本件工事後六年経過して訴訟提起されたこと、親戚の者の証言等を重視したが、高裁では、杭打ち段階から今日まで土地の寄附について争っていること認定しており、このことが寄附の存在の認定を左右したと思われる。

第二は、広島県道土地所有権等確認請求事件である。本件は、原告が県道改築工事において原告所有地が道路敷の一部にとり込まれたため土地の使用が不可能になったとして県に対して損害賠償請求を、本件土地は旧村に寄附されて広島市の所有に属すると主張する市及び県に対して所有権確認請求をなしたものである。

〔判例四七―一〕第一審広島地裁判決は、本件土地の一部は昭和五二年の改築工事の頃までブロック塀で囲み原告が占有していたものであり、先代から寄附を受けたとする県・市の主張は立証不十分である。仮に寄附を受けていたと信じていたとしても、所有者と直接交渉もせず、所有者が誰であるかも知らなかったなど、他人の所有地を村道敷地として取得するには、調査、確認が不十分であり、占有当初無過失であったとは肯認しがたない。二〇年の土地の取得時効についても占有の範囲が明らかでなく認められない。以上から、本件土地の所有権確認請求につき、原告の請求を認容した。しかし、本件土地の周辺は工事に先立ち買収され、完全な道路予定地となり、同人所有地のみが草地としてわずかに残っていたものであり、宅地利用等の可能性を失った状態を前提として論ずるほかになく、これを前提とした地価算定資料はないから、原告の被ったとする損害は未だ立証がない。したがって、県に対する損害賠償請求は理由がないとした（広島地判昭和五八年五月二八日道路例集七一II巻五七六一／一八一頁）。

ところが、控訴審は逆の結論を導いた。すなわち、「判例四七一―二」広島高裁は、本件土地は訴外A、Bからの寄附により旧村の所有に帰した後、合併により旧町、ついで控訴人広島市がその所有権を継承したものとすべきである。旧村は寄附を受けたものの所有権移転登記手続を怠り、道路用地としての減免措置をも失念してしまい、同村、旧町、控訴人広島市は登記簿上の所有名義人に固定資産税を賦課し続けてきた。同税を賦課してきたことは事務処理上の過誤というほかはなく、それによって同人らを本件土地の所有者と認め、表示したことはならないから、控訴人広島市らの、寄附による所有権の取得の主張が信義則に反し禁反言の法理に反するものとまではいい難い。以上によれば、被控訴人らの請求は理由がなく、棄却すべきであるところ、原判決は請求を一部認容した点において失当といふべきであるとした（広島高判平成元年一月二五日道路例集七―II巻五七六一―一九一―三頁）。

(2) 寄附に関するその他の例

その他、寄附が争われた例で目に付いたものを挙げてみよう。

① 「判例二七」愛知県道土地所有権等確認請求事件では、名古屋地裁は、被告の道路敷地として使用されている土地の登記名義が原告にあることを認めた上で、以下のように詳細な理由を述べて原告の土地所有権確認等の請求を棄却した（名古屋地判昭和四八年一月三〇日道路例集七―I巻五六九六頁）。すなわち、原告の被相続人Aが、昭和一〇年三月二三日に所有地を分割したが、本件土地を含む旧一番の九七の山林は細長いかつ湾曲した帯状の土地であったこと、その後、昭和三四年一月二〇日その土地の一部について被告県に所有権移転登記がなされたこと（この登記は、売買を原因としてなされているが、実際には、その金額は極めて僅少であり、いわゆる「判付料」と認められるので、売買がなされたとは認められない）、その結果、原告の名義に残されて

いるのは、細長い楔形の本件土地二筆のみであり、何れも独立の土地としては著しくその効用を損するような位置形状である等の事実のほかその他の証言により、本件土地を含む旧一番の九七の山林は、訴外Aより参加人国へ県道の道路敷として寄附されたものと認められる。原告は、本件土地の登記名義が原告に存すること、本件土地の固定資産税が訴外Aに賦課されてきたこと、寄附承諾書がないことを主張したが、前記の事実関係、また後に右土地が道路敷であることにより固定資産税が原告に還付されたことにより、右認定の妨げとはならない、また寄附承諾書がないことは前記認定を覆すに足りるものではないとした。

② 「判例六九」では、原告の寄附が効果意思を欠く意思表示であるとの主張に対して裁判所はこれを認めていない（高知県道土地返還所有権移転登記抹消登記手続請求事件、高知地判昭和六〇年二月二八日道路例集七―II巻五八一―六頁）。

③ 「判例四八」平戸市道土地原状回復等請求事件では、係争地を含む本件山林は原告の所有地であったところ、市は係争地を原告に無断で農道の一部とし、さらに市道に編入してアスファルト簡易舗装したため、原告が上記山林が分断され、その価値が減少したとして、係争地の簡易舗装の取壊しおよび引渡、ならびに前記損害の賠償を求めた。長崎地裁平戸支部は、本件農道は同和地区の住民が所有地を同地区に贈与して開設したものであるところ、原告は不在地主であったため当該地区の役員は係争地の贈与について交渉を原告の弟に依頼し、同人が道路敷とする部分として係争地を指示したことから、同地区が贈与により係争地の所有権を取得したと信じたことにつき過失はなく、占有を継承した市は係争地を時効取得したものであり、また山林は同地区により分断されたものゆえ市に対する損害賠償請求は失当であると判示した（長崎地裁平戸支判昭和五八年二月一〇日道路例集七―II巻五七六一―一一三―七〇頁）。本件では原告の肉親（ここでは弟）が贈与に関連しており、このこと

が寄附そのものを認めただけではないが、被告道路管理者が贈与を信じて所有権を取得したと信じたことに過失はないと判断している。判決は、贈与そのものを理由にしてはならず、時効取得を認めたものであり、それは占有開始時における善意・悪意を判断する材料として用いたにすぎないといえよう。

④ 地上家屋移転費の支払いを受けたが、寄付のための土地願に原告らの署名捺印がなくても寄付の意思が認められるとした例もある（「判例一四―一」名古屋地判昭和四〇年三月七日道路七例集―七―一卷五六〇二頁、「判例一四―二」控訴審名古屋高判昭和四三年六月二六日道路例集七―一卷五六〇八頁は、原審の判決理由を引用している。「判例一四―三」最判昭和四四年二月六日道路例集七―一卷五六一〇頁は、上告を棄却した）。しかし、本判決については、土地所有者の家計上は任意の寄付を期待することが困難であると観察されるにもかかわらず、寄付の認定をしたと評価されている（上告理由では、原告らは無償寄付とは知らされていなかったと述べている。道路例集七―I巻五六一―一頁参照）。

(3) 土地の使用の承諾

東京都道田無町停車場線・道路敷明渡請求事件では、「判例三八」東京地裁は、本件土地については、土地分筆届等から、当時の本件道路敷の道路敷管理者に対し、道路の敷地として使用することを承諾したものと推認されるので、道路敷管理者たる田無町長は、当時の所有者との間の公用負担契約により本件土地を使用しうる権原を取得したものとすべきである（東京地判昭和五四年一〇月二六日道路例集七―I巻五七六一―一八頁）。

3 「官地成」

豊橋市道土地引渡請求事件では、「判例四三―二」名古屋地裁豊橋支部は、本件土地は元訴外の所有であった

が、相続により原告が所有者となったところ、原告は、被告市が市道敷として占有しているとして、本件土地の所有権に基づき引き渡し、占有開始以後引渡済みまでの使用料相当損害金の支払いを求めた。当時の行政取扱では、土地所有者からの買収によって国の所有となった土地については「官地成」として処理され、土地所有者からの寄附によって国に帰属することとなった土地については「上知許可」として処理されるのが通例であり、本件土地の土地台帳沿革欄には「官地成」の記載がある。右認定経過によれば、本件土地は道路予定地として亡K所有地から合筆されて国に買収されたもので、登記簿上所有権移転の手続きが經由されないまま今日に至っているものと推認するのが相当であり、亡Kの所有を離れたものと認められるから、原告がこれを相続により継承、取得する理由はないと判示した（名古屋地裁豊橋支判昭和五七年四月二三日道路例集七—Ⅰ巻五七六一—一〇九／六頁）。

控訴審である「判例四三—二二」名古屋高裁判決は、本件土地は旧土地台帳によれば「官地成」した旨の記載があり、民有地であったものが道路敷地として国に譲渡（寄附）され、国有に帰したものと認められる。控訴人は、自己所有地を調査した際、所有権移転登記が未了となっている本件土地を発見し、控訴人名義の所有権取得登記を了した。旧土地台帳によれば、「官地成」した旨記載されながら登記簿上の所有名義は旧地主のまま放置されている土地が、本件土地に隣接する土地にもみられるが、これは関係当事者が積極的に登記手続きを進めなかったことによるものである。「本件土地は、大正九年九月三〇日、道路敷地とするため亡くら（元の所有者の名前——筆者註）から国に譲渡（寄附）されたものと推認され、ただ、その旨の所有権移転登記を経ることなく今日まで推移してきたもの」で、「本件土地は既に国の所有に属するから、これが控訴人の所有であることを前提とする控訴人の本訴請求は理由がない」旨判示した（名古屋高判昭和五九年九月二七日道路例集七—Ⅰ巻五七六一

これと同一の原告による同一の土地についての所有権移転登記請求事件では、「判例六六」名古屋地裁豊橋支部は、本件土地の土地台帳の沿革欄に「官地成」の記載があり、「当時の地租法についての関係官署の事務取扱において「官地成」とは、民有地が官有すなわち国有に帰したものを指称した。・・・「官地成」の記載は、土地の所有権が国に帰属した状態を示すものでありこそすれ、所有権移転原因を示すものではないから、国の所有に帰した原因が買収や売買か寄付あるいは交換など他の原因であるかのかを知ることとはできない。・・・訴訟における証明主題は現在における所有権の帰属であるから、訴訟法の観点からすれば、所有権移転原因である事実の証明によらずして、所有権の帰属を立証することが可能である場合にはこれを拒まねばならぬ理由はない」と判示して、原告の所有権移転登記手続請求を退けた（名古屋地裁豊橋支判昭和五九年一月一三日道路例集七一Ⅱ巻五七八三／四五頁）。これは、「官地成」した旨の記載が旧土地台帳にありながら登記簿上の所有名義が旧地主のまま放置されている土地があり、これは関係当事者が積極的に登記手続を進めなかったことによるもので、本件土地もその例である。

4 代理権等をもたない者による贈与・売買契約等

土地所有権者が、売買等の契約を代理人を用いてなすことしばしばみられるが、長時間が経過した場合には、代理権の有無が不明な場合も少なくない。以下問題となった例を挙げる。

前掲の平戸市道土地原状回復等請求事件では、「判例四八」長崎地裁平戸支部は、本件農道は同和地区の住民が所有地を同地区に贈与して開設したものであるところ、原告は不在地主であったため当該地区の役員は係争地

の贈与について交渉を原告の弟に依頼し、同人が道路敷とする部分として係争地を指示したことから、同地区が贈与により係争地の所有権を取得したと信じたことにつき過失はなく、占有を継承した市は係争地を時効取得したものであり、また山林は同地区により分断されたものゆえ市に対する損害賠償請求は失当であると判示した（長崎地裁平戸支判昭和五八年二月一〇日道路例集七―II巻五七六一―一二三―七〇頁）。本件では原告の肉親（ここでは弟）が贈与に関連しており、このことが寄附そのものを認めただけではないが、被告が贈与を信じて所有権を取得したと信じたことに過失はないと判断しているが、これは先に指摘したようにむしろ占有開始時の善意を認めるためのものといえよう。

同様に無権限者の行為が問題となった例としては、「判例六八」国道二〇号線道路敷地無断使用賃料相当額損害賠償請求事件・土地所有権移転登記手続請求事件がある。本件では、現在道路敷として使用されている土地につき、原告国が被告に対し、売買または時効取得を理由に所有権移転登記手続及び土地の明渡を請求したところ、被告より原告に対し本件土地の無断使用として賃料相当額の損害賠償請求がなされた。東京地裁八王子支部判決は、国の請求を一部認容し、以下のように述べた。すなわち、本件土地については原告国が被告使用人訴外甲との交渉の上これを買上げたものと推認するのが相当であるが、訴外甲が本件土地の処分権限を有しないことにつき十分な調査をとらなかつた点で原告に過失がなかつたとはいえない。しかしながら原告は所有の意思に基づき間接的ではありながら本件土地の一部を占有してきたと認められるので、原告の主張は時効取得を原因として所有権移転登記手続を求める限度で正当である（東京地裁八王子支部判昭和六〇年二月二七日道路例集七―II巻五七九二頁）。

四 「時効取得」論

現に公共施設の敷地として使用されている土地についての登記を私人が保持し、登記のあることを根拠にして供用開始行為の無効、道路などの施設の撤去、補償の請求などがなされた場合に、管理者が「時効」成立を主張する場合が少なくない。この点は前述のように所有権等の取得の後登記手続きを怠った場合、もともと何等の権原なしに供用を開始してそれが長期にわたって利用されている場合、そのいずれであるか明確でない場合等が考えられるが、いずれにせよその証明が可能でない場合が少なくない。

以下、道路管理者による道路敷地所有権についての「時効取得」に関する判例学説の動向を見てみよう。⁽¹²⁾

1 時効取得肯定論

所有権の時効取得には、民法一六二条一項または二項より一〇年または二〇年にわたる「平穩かつ公然」の「所有の意思」を持つてする「占有」が要件である。この要件をみたしたとして、道路管理者による時効取得の主張を認めた例はかなりの数にのぼる。

たとえば、東京都清瀬町・東京府道に係る所有権確認請求事件では、「判例一二―三」最判昭和四二年六月九日訟務月報一三卷九号一〇三五頁・道路例集七―I卷五五六八頁は、参加人国が寄付により土地所有権を取得したものの登記をしないでいる間に、競落または売買などにより原告が登記をなした土地について、第一審の「判例一二―一」東京地判昭和三八年一月五日訟務月報一〇卷五号一頁が、東京府道として供用開始以来被告東京都（供用開始当時は東京府）が占有してきたから供用開始時から一〇年経過した昭和十三年四月八日時効取得し

たとした判断を支持した「判例二二―二」高裁判決を支持した。⁽¹³⁾

(1) 時効の起算時

前記の「判例二二―三」最判昭和四二年六月九日訟務月報一三巻九号一〇三五頁は、参加人国が寄付により土地所有権をしたものの登記をしない間に、競落または売買などにより原告が登記をなした土地について、第一審の「判例二二―二」東京地判昭和三八年一月五日訟務月報一〇巻五号一頁・道路例集七一―I巻五五六二頁が、東京府道として供用開始以来被告東京都（供用開始当時は東京府）が占有してきたから供用開始時から一〇年経過した昭和一三年四月八日時効取得したとした判断を支持した「判例二二―二」高裁判決を支持した。⁽¹⁴⁾このように供用開始時を時効の起算時とするのが判例の大勢である。

(2) 時効期間

民法一六二条による取得時効では、時効期間は一〇年または二〇年であり、前者の場合は占有の始め善意かつ無過失であることが要求される。時効取得を認めた例の多くは時効期間を二〇年とするが、一〇年で時効完成を認めた例もある。

一〇年の例として⁽¹⁵⁾は、名古屋市・愛知県道路敷時効取得事件がある。本件では、原告の不知の間に所有地が分筆され、本件土地については国道敷地に使用されていることが判明したとして、原告が所有権確認を請求した。「判例二二」名古屋地裁判決は、土地売却承諾書の被買取者の印影が、その妻の実印と一致し、被買取者自身が押印したものが妻が代行したものであるか明らかでなく、被買取者の母が当該土地の管理にあたっていて、被買

取者が当該土地の買収されたことを知らなかったと認められるときは、当該印影は被買収者の意思に基づく押印でなかったものと認めるべきである。道路管理者が所有の意思をもって平穩、かつ、公然に土地を占有し、その占有の始め善意であったものと推定され、しかも当該土地を占有するにあたって、その権原を有すると信ずるにつき過失がなかった場合、道路管理者は占有開始の日より一〇年を経過したとき当該土地の所有権を取得すると判示した（名古屋地判昭和四三年八月一七日道路例集七―I卷五六五三―一二頁）。

他の多くの例は二〇年で時効が完成するとする。例えば、「判例四一」いわき市国道六号土地所有権確認請求事件では、原告は競落によって国道敷地である本件土地の所有権を取得し、被告国に対して所有権確認を請求した。福島地裁いわき支部判決は、被告国は、国道建設工事完了後、町から土地の寄附を受けて、遅くとも供用開始の日である日には本件土地の占有を開始し、右占有を継続して二〇年の経過によりその所有権を取得したものと認めることができる。国の機関たる管理者による国道の維持、管理行為は、道路敷が国の事実的支配内に属していることを意味し、私法上の効果として、それが時効取得の基礎となる占有に該当するとして時効完成を肯定した（福島地裁いわき支部判昭和五五年二月一日道路例集七―I卷五七六一―二九／四〇頁）等、多数ある⁽¹⁵⁾。

(3) 所有の意思

各要件のうち過去の例で問題とされた点としては、「所有の意思」の有無に関するものが多い。すなわち、所有権の時効取得は、一定の要件をそなえた占有が一定期間継続することによって完成するが、その占有は「自己ノ為メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スル」（民法一八〇条）ことであり、その占有は、単に「自己ノ為メニスル意思」だけでなく「所有の意思」をもってする占有でなければならない。

(i) 租税（固定資産税・都市計画税）の賦課

市町村の中には、現に道路として使用されている土地について、その登記簿上の所有者が私人である場合に、その登記簿のみに依拠して固定資産税、都市計画税を賦課した例があり、このことが「所有の意思」を以てする「占有」といえるか否かを問題とした例がある。⁽¹⁷⁾ この二種の税は市町村が賦課する地方税で（地方税法五条二項、六項）、その課税客体、納税義務者はそれぞれ、固定資産でその所有者（地方税法三四二条一項、三四三条一項）、市街化区域内に所在する土地および家屋でその所有者（地方税法七〇二条一項）である。これから考えれば、固定資産税・都市計画税の賦課は、登記名義人の所有権を確認したもので、公共施設管理者がその敷地を「所有の意思」をもって占有していたものではないと解する余地がある。

判例でも、八代市道敷所有権確認損害賠償事件の第一審「判例三三一」熊本地判昭和五三年三月二八日道路例集七一I巻五七五九／四頁は、被告市による固定資産税の賦課、その支払いの督促、その後も課税台帳に記載し、資産内容通知を送付していることなどは、被告市の占有が所有の意思に基づくものでないことを示しているとして、被告の時効成立の主張を退け、原告の損害賠償請求を認容した。⁽¹⁸⁾

これに対して、その控訴審「判例三三二」福岡高判昭和五五年六月一〇日道路例集七一I巻五七五九／二五頁は、所有の意思の判断要素として、占有者が登記簿上の所有名義を有するか否か、公租公課を負担しているか否かは、一つの基準とはなるが、それは決定的基準ではないとして、時効の成立を認める旨判示した。

その後も判例は、「固定資産税・都市計画税の賦課があつたからといって、当該土地の贈与がなかつたとはいえない」⁽¹⁹⁾、「固定資産税の課税は土地台帳に基づき、機械的に行なつていたものにすぎず、売り渡しの事実を否定できない」⁽²⁰⁾等として、所有の意思の有無の判断のための一基準になることは認めても課税の事実を「所有の意思

をもつてする占有」を否定するための根拠としては高く評価していない。

敷地所有者がこれらの税を納入している場合で、なんらの異議も申し立てないときには、敷地所有者が道路管理者による占有を認めていると認定する方向にある。

また、地方公共団体による課税が国道の敷地になされていた場合には、税の賦課に大きな注目を払ってはいない。むしろ、所有権を主張するものが税の賦課に異議を申し立てたか否かに注目しているようである。例えば、小平市工作物収去土地明渡請求事件では、「判例七二」東京地裁は、国道の敷地に関し、固定資産税、都市計画税さらには不動産取得税が支払われていることを認めただうえて、「占有者は所有の意思を持って占有するものと推定されており、占有者の意思が否定されるのは、占有者がその性質上所有の意思がないものと推定される権原に基づき占有を取得した事実が証明されるか、占有者が占有中真の所有者であれば通常とらない態度を示し、若しくは、所有者であれば当然とるべき行動にでなかつたなど、外形的客観的にみて、占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思を有していなかつたものと解される事情が証明された場合である」と述べ、税がいずれも国税でないことなどを理由として取得時効の完成を認めた（東京地判昭和六〇年一月二〇日道路例集七―II巻五八五四頁）。

さらに、当該敷地についてこれらの税を免除していることを、占有の事実の証明の際には評価している。例えば、「判例八四」名古屋地裁昭和六二年五月二一日道路例集七―II巻六六〇三頁、「判例一〇四」大阪地裁平成元年九月一三日道路例集七―II巻七〇二一／五六頁など。

思うに、住民にとって同一の市町村が行なう公物管理と、固定資産税等の課税に関する行政とを別個のもの、または相関関係が薄いものと認識することは困難であると思われる余地が全くないとはいえないため、特に他に

管理者が存する場合ではなく当該市町村が管理する施設であることを含め、これらの点を強調すれば前記熊本地裁判決も肯定できよう。しかし、地方税法では固定資産の「所有者とは、土地または家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳または建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう」(三四三条二項)と定義されており、実際の課税が登記簿上の所有名義に基づき機械的になされていることを前提とすれば、福岡高裁判決の論理は一般的には妥当なものといえよう。また、この事件の場合にはまたま道路管理と課税が同一市町村で行なわれているが、これが一致しない場合も少なくなくとも付言しておく必要があろう。⁽²¹⁾⁽²²⁾

(4) 当初の権原取得を問わない場合

時効取得を認めた例では、道路管理者による権原取得に関し全くふれずに、時効取得を論ずる例もある。この場合には権原取得につき立証困難な事情があるものと推測されるが、権原取得に疑問があり、立証を時効取得に絞ったと考えられる場合も少なくない。

権原取得につき立証が判決文からうかがえず、時効取得だけが議論された例としては、いわき市国道六号土地所有権確認請求事件がある。本件では、「判例四一」福島地裁いわき支部は、町による当該土地の取得について疑問があつたにもかかわらず、被告国が、国道建設工事完了後、町から土地の寄附を受けて、遅くとも供用開始の日である日には本件土地の占有を開始し、右占有を継続して二〇年の経過によりその所有権を取得したものと認めることができる。国の機関たる管理者による国道の維持、管理行為は、道路敷が国の事実的支配内に属していることを意味し、私法上の効果として、それが時効取得の基礎となる占有に該当すると判示した(福島地裁い

わき支部判昭和五五年一二月一〇日道路例集七―I卷五七六一／二九／四〇頁。この判決では、国道の供用開始の日から自主占有があったとしているが、その前後における所有権の所在等については判決文からはその詳細はうかがえない。

このような当初の権原取得の有無よりも時効の要件の有無を検討する例は数例ある。例えば、名神高速道路土地所有権確認請求事件では、原告は、名神高速道路として供用されている土地は原告の所有地であるとして、その所有権の確認を求めた。「判例一三二」岐阜地裁大垣支部は、本件各土地部分についての供用開始の日以来今日まで被告道路公団の占有が継続していることに争いがなく、しかも同部分が高速道路の敷地として利用されていることは顕著な事実である以上、所有の意思に関する限り、被告が同道路のその余の敷地部分と同様に所有の意思をもって占有しているとみるのが自然であるのに対し、このことを疑わせるに足る証拠は皆無であるから二〇年間の自主占有を継続し本件各部分の所有権を時効により取得しているといわざるを得ない。原告は本件各部分をその登記簿上の記載との関係から今も原告の所有するところであると力説するが、民法が不動産についても現実の占有をもって時効取得を肯定し、永続する状態を権利として認め、争いを遮断することになっている以上、原告の本訴請求は、既に二〇年以上被告の権利を覆そうとするもので、時効取得の趣旨に反する旨判示して、請求を棄却した（岐阜地裁大垣支判昭和六二年一月三〇日道路例集七―II卷六六八七頁）。

本判決は、時効制度の本質の一端を「民法が不動産についても現実の占有をもって時効取得を肯定し、永続する状態を権利として認め、争いを遮断することになっている以上、原告の本訴請求は、既に二〇年以上被告の所有が一般に認められている土地について登記簿の記載を頼りにしてあらためて被告の権利を覆そう

とするもので、時効取得の趣旨に反する」と簡潔に述べ、説得的である。

(5) 無権原・無断使用であることを認めながら時効取得を肯定したものの

時効制度は元来長期にわたる事実関係を重視し、それにより形成されてきた社会の信頼を保護し、また長期間の経過で真実の事実関係の立証が困難になるのを救済することにその目的があるとされる。したがって、その当初が無断使用であっても、時効により所有権が取得されることはありうることはいうまでもない。⁽²³⁾ただ、民法上の時効制度では占有は他主占有ではなくて、自主占有であることが要求される。本節と、次節の沖繩つづれ地の類型では、何時から自主占有であったかが重要な争点の一つとなる。

〔判例七二〕東京地判昭和六〇年一月二二〇日道路例集七―II巻五八五四頁は、被告国は訴外Aから本件土地を實際に買収したものであるが、買収されたことを前提に諸種の手続きを進めて占有を始め、所有の意思を持って平穩かつ公然と占有を継続してきたといえ、占有の開始から二〇年の経過により民法一六二条一項により時効が完成したとして、原告の土地明け渡し請求を棄却した。この判決は、公物管理者である国が無権原で占有を開始し、供用開始をしたものと認めながら時効成立を認めた。

平戸市道土地原状回復等請求事件では、係争地を含む本件山林は原告の所有地であったところ、市は係争地を原則に無断で農道の一部とし、さらに市道に編入してアスファルト簡易舗装したため、上記山林が分断され、その価値が減少したとして、原告が係争地の簡易舗装の取壊しおよび引渡、ならびに前記損害の賠償を求めた。

〔判例四八〕長崎地裁は、本件農道敷地部分が無断使用であることを認めながら、本件農道は同和地区の住民が所有地を同地区に贈与して開設したものであるところ、原告は不在地主であったため当該地区の役員は係争地の

贈与について交渉を原告の弟に依頼し、同人が道路敷とする部分として係争地を指示したことから、同地区が贈与により係争地の所有権を取得したと信じたことにつき過失はなく、占有を継承した市は係争地を時効取得したものであり、また山林は同地区により分断されたものゆえ市に対する損害賠償請求は失当であると判示した（長崎裁判平戸支判昭和五八年二月一〇日道路例集七―II卷五七六一―一一三―七〇頁）。本件では、当該土地の贈与に関する交渉過程について詳細な事実認定をしておらず、無断使用であることは認められたものの、贈与されたものと信じたことについて過失はないとして、時効成立を認めた。この場合には自主占有があったことは間違いない。

山口県道土地明渡請求事件でも同様に、当初は無権原であったが、自主占有により時効が完成し、所有権を取得した旨判示した。すなわち、本件では、被告道路管理者である県は、本件道路の県道認定前の管理者である宇部市が本件土地の所有権を原告から取得している旨主張した。「判例一二〇―一」山口地裁は、宇部市による本件土地の買取の事実を、客観的資料を欠き認められないが、宇部市は、本件土地を二〇年以上にわたり所有の意思をもって平穩かつ公然に占有しており、本件土地を時効取得したと判示した（山口地判平成三年四月三〇日道路例集七―II卷七〇二三頁）。控訴審の広島高裁は、県による時効の援用は権利濫用ではないとして控訴を棄却した（「判例一二〇―一」広島高判平成四年一月二一日道路例集七―II卷七〇三二頁）。

(6) 沖繩つぶれ地

沖繩県は第二次大戦で地上戦があり、また戦後アメリカによる占領が長期にわたったため、戦中及び戦後の混乱により道路敷地について権利関係がはっきりしなかったり、また、私有地上に無権原で軍用道路等が建設され

て使用されてきたため、問題とされる例が少なくない。

那覇市道つぶれ地明渡等請求事件では、「判例三四—二」那覇地裁は権原なしに行つた道路の供用開始は無効であるとした。しかし、明渡請求は認めず、損害賠償の問題として、比較的長い期間にわたり事実上道路として利用されてきた等の事情のある土地について行われた無効な供用開始行為によって土地所有者の蒙る損害は、土地の賃料相当額であると解するのは適当でなく、土地所有者が蒙る無形の損害及び精神的な損害の賠償として慰謝料に準じた金銭の支払いが相当であると判示した（那覇地判昭和五三年三月二八日道路例集七—I巻五七六一—二頁）。控訴審である「判例三四—二」福岡高裁那覇支判昭和五五年七月一日道路例集七—I巻五七六一—四頁、「判例三四—三」上告審最判昭和五六年六月二八日道路例集七—I巻五七六一—七—一〇頁も原審を支持した。

3 時効取得後の問題

時効取得によって公共施設管理者がその所有権などの権原を取得した場合に、供用開始行為の法的効力をどのように考えるかが問題として残る。前述のように、権原の取得なしに行なわれた供用開始行為を無効とする考え方を厳格に貫けば、たとえその敷地に関する権原を時効で取得したとしても、供用開始行為が有効であるということができない可能性があるからである。

この点は、公物成立に際し要件とされている「供用開始行為」の意味について再検討する契機を提供する可能性もある。すなわち、極端な例であれば、無権原の土地の上に公共施設を建設して供用開始をした場合、時効完成前であれば供用開始行為は無効と判断され、土地所有者による土地の返還請求などが認容される。しかし、時

効が完成した場合にはもとの土地所有者による返還請求などは時効完成を理由として否定され、供用開始行為の法的欠陥を争うことは何人でもできなくなる。この場合、① 時効完成前の場合において公共施設の管理権が成立していないのか、管理責任の所在、さらにいわゆる公物警察権についてはどのように考えるか等の問題がある。従来これらは適法に成立した公共施設について成立、行使され得るものと考えられてきた。② このため、時効完成後の場合において、上記の問題点が解決可能であろうか。③ また、これらの問題を解決するため、公共施設管理者において供用開始行為を再度行なうべきであろうか。

ここで検討すべき議論としては、二つの方向がある。一つは、時効取得によって所有権を原始取得したわけであるから、その伴って「供用開始行為」も適法であるとする考え方である。これには、「瑕疵の治癒」論、「事実上の公用開始」論などが挙げられよう。二つ目は、時効完成後には、誰も「供用開始行為」の適法性を争うことができず、議論する実益がないする考え方である。何れも簡単にみておこう。

まず、「瑕疵の治癒」または「無効行為の転換」論である。判例では、註(7)に引用した「判例一七―四」東京地判昭和四七年三月二五日判例タイムズ二七八号三三三頁が、権原の取得による「瑕疵の治癒」の可能性を指摘しており、学説上でも行政行為の「瑕疵の治癒」または「違法(無効)行為の転換」の観念については認め⁽²⁴⁾ているため、これに該当するか否かが問題となろう。この治癒論は、時効取得が所有権の原始取得である点を強調し、供用開始の前提となる権原の取得は民法上の権原取得を考えればよいのであるから、時効取得によって遡及的に条件が満足されるとも考える。しかし、瑕疵の治癒は軽微な瑕疵に関して認められるものであり、また、無効行為の転換は例外的に認められるものとするのが一般的であって、ここで問題となっている事例で瑕疵の治癒、無効行為の転換を考慮する余地があるか否かは疑問である。

つぎに、より一般論として、これは、事実上公用に供されている場合にはたとえ当初は違法な使用であっても一定の条件が備われば適法な公用使用が成立するとする見解⁽²⁵⁾をも比較しながら検討すべき問題でもある。しかし、この見解は、従来から人工公共施設に関しては意思的要件があつて、初めて成立するとされてきたし、また道路法一八条二項の規定からしても、若干無理があるように考えられる。

最後に、ここでの議論は実益がないとする見解にふれておこう。上記のような問題点の指摘をしても、現行の法制度では公共施設管理者がその敷地に関する権原を時効取得した場合には、誰が原告として訴訟を遂行する権利を有するかを考える必要がある。すなわち、現行制度では、原告として訴訟を遂行するためには個人の権利利益に関連のあることが要求され、客観的な適法違法の問題のみを理由とする訴訟は特に法律に定めのない限り許されないからである。とすれば、このように時効が完成して公共施設管理者がその所有権を取得した場合には、原告として供用開始行為の違法性を争う訴訟を遂行するものが存在しないことになり、議論の実益はないということもできようか。

五 「登記」の意義・効力

1 「登記」の意義・効力

登記は不動産の物権変動を公示する方法であつて、民法は、公示を第三者に対する対抗要件としている。すなわち、「不動産ニ関スル物権ノ得喪及ヒ変更ハ登記法ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルヲ得ス」(民法一七七条)。

道路敷地を含む公共施設を構成する土地物件等についてもこの民法一七七条が適用され、その所有権を公共施

設管理者が取得した場合であっても、登記なくしては第三者に対抗できない。この点は、大審院以来の判例が認め、学説も一般にこれを支持している。⁽²⁶⁾

前記昭和四四年の最高裁判決も、民法一七七条が適用されて登記の有無が問題となることを認め、Xが所有者であることを認めた上で、その損害賠償請求を否定したものである。民法一七七条の適用があることを認め、道路管理者が敗訴した例も少なくない。⁽²⁷⁾

2 第三者の範囲

民法は登記がなければ第三者に対抗できない(民法一七七条)とするが、ここにいう第三者とは「登記の欠缺の利益を主張する正当な利益を有する第三者」を意味し(明治四一年一月二日一五日民録一四輯二七六頁参照)、⁽²⁸⁾ 背信的悪意者に対しては登記なくして対抗できるとするのが一般的である。たとえば、昭和四三年八月二日民集二二卷八号一五七一頁は、「実体上物権変動があつた事実を知る者において右物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情がある場合には、かかる背信的悪意者は、登記の欠缺について正当な利益を有しないものであって、民法一七七条にいう第三者に当たらないもの解すべきところ(…)、原判決認定の前記事実関係からすれば、上告人が被上告人の所有権取得についてその登記の欠缺を主張することは信義に反するものといふべきであつて、上告人は、右登記の欠缺を主張する正当な第三者に当たらないものとして解するのが相当である。」と判示した。

道路敷に関する例としても、「判例三七」国道一四九号線道路敷時効取得事件では、「原告は、被告(道路管理者)(国)——筆者註)が未だ本件土地の所有権移転登記を受けていないのを奇貨として、被告の所有権取得を対

抗させないために、昭和五〇年一月二〇日同居の訴外Aから本件土地の贈与を受けるや、即日その旨の登記を了し前記認定の時期に被告に対し、本訴を提起して、既に国道二四九号線として一般公衆の用に供されてから久しい土地を、自己の所有（もつとも、五〇〇分の一五〇の持分であるが）なりと主張しているものと認められる。」と認定し、原告の行為を「著しく社会正義に反し、信義則にもとる」とし、原告は背信的悪意者に該当し、被告は原告に登記なくして対抗できると判示した（七尾簡判昭和五四年五月五七日道路例集七一―I卷五七六一―一〇頁）。

以下判例に現われた「民法一七七条にいう第三者」に関する例を若干検討してみよう。

(a) 相続人、親族、同族会社の関係者など

相続人、親族、同族会社の関係者などはここにいう「登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者」に該当せず、背信的悪意者に該当するとした例がある²⁹⁾。これらのうち、相続人は包括承継人であり、当事者と同一の法的地位にたつもので、本来第三者には含まれない³⁰⁾。

たとえば、三国町道土地明渡等請求事件では、「判例三五―I」福井地裁は以下のように述べた。すなわち、本件土地は原告へ遺贈した訴外Hから、被告三国町へ引き継いだ訴外福井県に売り渡された事実を推認することができる。原告は本件土地の福井県に対する所有権移転登記手続をなすべき義務を承継しており、原告は単なる第三者ではなく、当事者的地位にあつたものであるから、原告は売渡に對抗する登記の欠缺を主張し得ないいわゆる背信的悪意者である。道路法九三条に基づく引渡が同法に定める期間内になされていないから無効である旨の主張は、本件土地が原告に帰属することを前提としてはじめて請求理由があると判示した（福井地判昭和五三年一月一三日道路例集七一―I卷五七六一―九／二頁）。この判断は控訴審でも維持された（判例三五―I」名

古屋高判裁昭和四四年二月一七道路例集七一―卷五七六一―九／一〇頁。

(b) 道路敷地と知りながらその土地の所有権を取得した場合、充分な調査もせずに購入した場合等

これらの場合について判例の判断は分かれている⁽³¹⁾。すなわち、千葉県道・所有権確認、土地所有権移転登記手続等請求事件では、「判例四二―一二」千葉地裁は、自ら国の権利取得に問題があることを知りながらあえて火中の栗を拾おうとした被告は、背信的悪意者に該当し、国に所有権移転登記のないことを持って、その対抗力を争えない地位にあると判示し（千葉地判昭和五七年二月二三道路例集七一―卷五七六一―六九頁）、控訴審の「判例四二―一二」東京高裁もこれを支持した（東京高判昭和五八年一〇月三一道路例集七一―卷五七六一―八七／四頁）。

また、日野市道所有権確認請求事件では、「判例七四」東京地裁八王子支部は、「原告は本件土地が公道として公共の用に供されており事実上取引の対象となり得ない土地であることを容易に知り得べき立場にあったにもかかわらず、あえてこれを看過したものであり、その登記上の地位が保護に値するものか疑問であつて、その地位は背信的悪意者と同視すべき立場にあるものとしてその登記の対抗力はこれを否定する」と判示した（東京地裁八王子支部判昭和六一年二月一二道路例集七一―卷五九七八頁）。このほか背信的悪意者に該当するとした例は少なくない⁽³²⁾。

これに対して、「判例七五」堺市道土地所有権移転仮登記抹消登記手続請求事件では、大阪地裁堺支部は、原告が当該土地の所有関係などについて充分な調査を尽くさなかつたうらみはあつても、背信的悪意者には該当しない旨判示し（大阪地裁堺支部判昭和六一年三月二六道路例集七一―卷六〇八八頁）、控訴審の大阪高判昭和六一年一月二七日判例集未登載はこれを支持して控訴を棄却し、最高裁も昭和六二年五月二二日に上告を棄却

した（判例集未登載）。背信的悪意者には当たらないとした例としてはこのほか、「判例一一四」大阪地裁堺支判平成二年二月二八日道路例集七—II巻七〇二—二二〇頁がある。

前述の最高裁判所の昭和四三年の判決以後、背信的悪意者排除について多くの判例学説の蓄積があるが、この点に関して学説上ではいわゆる公信力説に基盤をおく悪意者排除説が強力に主張されていることに留意しておく必要がある。

また、このような例で注意すべきことの一つには、いわゆる転得者が問題となつている例がかなり多いという点がある。背信的悪意者から転得した善意者の保護は学説上しばしば議論の対象となり、転得者自身が背信的でない限り保護されるべきだとする学説は多いが、どの様な場合がこれに該当するかは困難な問題である。

六 「公用制限」の問題

前掲の昭和四四年の最高裁判決は、公用開始時に公共施設管理者が、その敷地についてなんらかの権原を有していれば、その後登記を取得した第三者にその所有権は対抗し得なくても、公用開始行為は無効とならず、その第三者は、(1)「公用制限付きの土地所有権」を得るにすぎず、また、(2)損害賠償も請求できないとした。

(1) 「公用制限付き」の土地所有権取得

前述のような情況では、第三者は「公用制限付き」の土地所有権を取得する点については、註(9)に引用したように有力な反対説があるものの判例学説の多くは、最高裁判決を支持する。たとえば、小高教授は、昭和四四年の最高裁判決と田中・土地法とを引用しながら両者を比較検討して、「道路法四条所定の制限は、公

共施設たる道路が適法に成立した結果、土地が公共の用に供されたという事実により、実定法の規定に基づいて発生する公用制限であり、土地所有権にもとづくものでないこと」を考えると、第三者は道路法四条所定の制限の加わった状態における土地所有権を取得するにすぎないとする。³³⁾

判例にも同種の考え方を示すものは少なくない。例えば、「判例二一一」東京地判昭和四二年一〇月二一日道路例集七―I巻五六三頁は、原告は民法一七七条の適用によりその所有権を道路管理者である中野区に對抗することができ、供用開始行為は適法有効であり、「道路管理者である中野区長から占有許可を得て本件土地上に本件物件（電柱および電線―筆者註）を設置して右土地を占有している被告（電力会社―筆者註）に対して、本件物件の撤去、本件土地の明渡のいずれについても、これを求めることはできない」と判示し、「判例二一一」控訴審東京高判昭和四九年一〇月二一日道路例集七―I巻五六三／七頁もこれを支持した。

(2) 損害賠償または損失補償の請求

右の公用制限が存する場合であっても最高裁の四四年判決は損害賠償を請求し得ないとしたが、損害賠償請求・損失補償請求が認められ得るか否かには議論がある。多数説は前記判決を支持するようであるが、反対説もある。

まず、損害賠償をなし得ないとする見解は、たとえば、小高教授が昭和四四年の最高裁判決の判例批評の中で、「道路敷地の対抗要件と公物としての道路に設定されている私権の行使をどのように制限するかは、別個の問題であり、道路法四条所定の制限は、公物としての道路が適法に成立した結果、本件土地が公の用に供せられたことによつて生ずる実定法が認めた効果であるから、適法な供用開始後に敷地の所有権を取得した第三者は、かか

る公用制限付きの権利を取得したものと解すべきである。この解釈にたつて本件判決は法四条の公用制限の存続が肯定されるとしたのであるから、公用制限の存続が否定された場合に生ずる被告人の不法行為は結果的に否定されることになる」とする⁽³⁴⁾。

損害賠償を否定する例としては、前記昭和四四年の最高裁判決のほか、この判決を引用する国道二四号損害賠償請求事件〔判例九三〕大阪地判昭和六三年八月八日判例時報一三二四号八三頁・道路例集七―II巻六九〇三頁の他、〔判例一五〕福島地判昭和四〇年三月二五日道路例集七―I巻五六一六頁がある。また、〔判例三〇〕静岡地判昭和五一年六月二二日道路例集七―I巻五七二〇頁は、原告の取得した土地が道路法四条による制限のついたものであるとすうえで、引渡しもしくは損害賠償は請求することができず、原告による国家賠償法二条による損害賠償請求については、同条による瑕疵とは道路が通常有すべき安全性を欠いている状態をいい、土地台帳に記載された地目が公衆用道路と表示されておらず、地目の表示が現状と異なっているからといって、右瑕疵があつたとはいえないとした。

損失補償を否定する学説として、阿部教授は、「この場合、登記を得たものは道路法四条により私権を行使できないという制限のついた土地を取得したのであって、その制限によってその財産権が公共の用に供されたものではない。従つて、この土地は財産的価値がほとんどないものであり、将来道路が廃止されたときに敷地を取得できる以上の権利ではない」と説く⁽³⁵⁾。また、判例としては、〔判例一三七〕大阪地裁堺支判平成四年九月二五日判例地方自治一〇八号七五頁がある。

これに対し、最近高木教授は、池田教授の見解を引用しながら、「道路法の道路敷地に対する公用制限は、あくまでも土地の利用価値的側面に対する制限が主眼であり、財産価値的側面に対する権能は登記の有無により判

定されるべきであり、道路法上の制限が「公共事業の為の特別の負担」である以上、損失補償の請求が可能であると考えられることもできよう」とする。⁽³⁶⁾さらに広岡教授は、柳瀬教授の見解を引用した後、損害賠償請求権と損失補償請求権とはその基礎が異なることを指摘した後、道路敷地であることを知らず、または知り得なかったことについてそれが無理からぬ客観的情况が存在した場合には、道路管理者の利益と敷地の所有権取得者との利益を適正に調和させ、公平な解決を図るため、損失補償は認められるべき旨説いている。⁽³⁷⁾

思うに、一旦適法に成立した供用開始行為があった場合には、それ以後に道路敷地を取得した第三者は道路法四条所定の制限つきの所有権を取得したものと考えるべきであり、高木教授の指摘するようにそれは利用価値的側面に関するもので、財産的側面については別個の問題として考える余地があるように考えられ、また、広岡教授の指摘にも傾聴すべき点があるといえ、道路敷地であることについて知らず、または知り得なかったことについてそれが無理からぬ客観的情况が存在した場合には損失補償の可能性ないとはいえないように考えられる。

七 権原の取得なしに行なわれた「公用開始」の問題点

なんらの権原の取得なしに行なわれ、上記のような時効取得等もなかった場合には、当該公用開始、すなわち道路の供用開始行為は無効である。ここでは簡単に、以下この点に関連して若干の問題についてふれてみよう。

(1) 道路等の施設の撤去請求、土地の引渡し請求

供用開始行為が無効である場合には、道路等の施設の撤去請求、土地の引渡し請求などは当然認められることになる。⁽³⁸⁾しかし、実際上は損害賠償のみを認める例が多い。

一定の場合には施設の撤去請求をそれが権利濫用を構成するとした例がある⁽³⁹⁾。この種の公共施設の撤去請求が権利濫用を構成するとした代表的な例としては、道路に関するものではないが、いわゆる板付空港事件（最判昭和四〇年三月九日民集一九巻二号二三三頁）⁽⁴⁰⁾がある。

道路に関する例としては、関門自動車道の隧道部分に関する例がある。高速自動車国道関門自動車隧道部分土地明渡請求事件において、「判例三二」福岡地裁小倉支部は、「道路管理者が道路の供用を開始するためには、その前提として、先ず、土地その他の物件に関する権原を取得することが必要であり、何等の権原をも取得することなく他人の土地について供用を開始しても、その供用開始行為は無効である」。「被告（日本道路公団一筆者註）は、本件土地のうち二八〇五番の地下に何等の権原もなく本件隧道を貫通させて、右土地所有権を少なくとも過失により不法に侵害している」「本件隧道は前記の通り既に完成しており、・・・右工事のため相当巨額の費用を要したものであり、そのうち右土地を貫通する部分を撤去することは、多大の費用を要し、社会経済上の損失も少なからざるものがあると推認されるのに対し、前記検証の結果によれば、右土地を現況どおり山林として利用する限りにおいては、本件隧道の存在は格別支障とはならないことが認められるので、これら双方の諸事情を比較検討すれば、その余の点につき判断するまでもなく、本件土地のうち二八〇五番の所有権に基づき本件隧道の一部取去を求めることは、権利の濫用として許されない」と判示した（福岡地裁小倉支判昭和五一年七月一日道路例集七—I巻五七七—二頁）。

この点に関しては学説でも、「土地等がすでに公物として供用せられている場合、正当な権限のないことを理由として、その供用開始を無効とすることが公共の福祉に適合しないと認められるとき、いいかえれば、公用を廃止し、その土地を所有者に返還することによって生ずる経済的損失又は公益上の障害と、所有者の権利侵害に

よって生ずる損害とを比較し、前者の方が著しく不均合に重大な場合には、公益上の理由に基づき、右の供用開始は違法であるが、例外として、所有者に対して、現状回復に代わるべき損害賠償の請求を認むべきではなからうか」と主張するものがある⁽⁴¹⁾。

先に指摘したように判例でも、土地の引渡請求は棄却し、損害賠償のみを認容する例が多い。例えば、沖縄のつぶれ地に関する事件で「判例三四―一」那覇地判昭和五三年三月二八日道路例集七―I巻五七六一―二頁は、「被告が所有権等これを使用すべき権原を取得することなく、那覇市道として供用を開始したことは、明らかに違法であり、右供用開始行為は、行政処分としては無効であると解される」ところ、被告は、その違法な行為によって原告が蒙るべき損害を賠償する義務がある」と判示したが、本件では原告は明け渡しまたは補償を請求しており、判決はそのうち後者のみを認めたものである。この他、「判例一三四」千葉地判平成四年一月二九日道路例集七―II巻七二〇〇頁も同様である。また、「判例八六一―一」広島地判昭和六二年七月二二日道路例集七―II巻六六一頁は、原告の所有権の確認をしたものの明渡請求が権利濫用であると判示した（ただし、控訴審「判例八六一―二」広島高判平成二年三月一四日道路例集七―II巻六八五―三頁では原告は背信的悪意者であるとして所有権確認の請求も棄却された）。

土地明渡、施設撤去、現状回復などの請求と損害賠償とに関連しては、学説の中には、権利濫用論の適用される可能性を考えて、土地所有者が、土地の返還を求めずに損害賠償のみに甘んじている例があると指摘するものもあり⁽⁴²⁾、また実際、弁護士の説明によると請求段階で損害賠償のみに絞ることも少なくないようである。

(2) 損害賠償

供用開始行為が違法である場合には、損害賠償が認められうることにしても異論はない。たとえば、「判例三六」那覇地判昭和五四年一月三十一日行裁例集三〇巻一号一三六頁は、「道路管理者が道路の敷地について所有権等の権原を取得していないため、道路の供用開始の公示が法律上無効であっても、その無効が公に宣言されるまでは右公示が外形上存するので、道路敷地が一般通行の用に供されて事実上道路法による道路として取り扱われている場合には、右道路敷地の占有は道路管理者にあり、これが不法占有となることは明かであるから、道路管理者において右道路敷地の所有者がその使用収益を妨げられて被る賃料相当額の損害を賠償すべき義務のあることはいうまでもない」として、損害賠償請求を認めた。

前項で検討したような現状回復請求または引渡し請求が権利濫用に当たる場合であっても損害賠償が認められることについては一致している。たとえば、前記の関門自動車道の隧道に関する「判例三一」福岡地裁小倉支判昭和五一年七月一日道路例集七一―I巻五六二七頁は、前記引用の部分に続き、「原告が、被告の本件隧道の建設により、本件土地のうち二八〇五番の所有権を故なく侵害され、相当な精神的苦痛を蒙ったことは容易に推認されるので、被告は原告に対し相当額の慰謝料を支払うべき義務がある」と判示した。

八 ま と め

本稿では、現に道路などの公共施設に利用されているが、その敷地についての登記が私人にあり、法的紛争が発生している場合について判例を中心に概観してきた。このような問題の発生は、たとえば戦後の混乱期などにおける状況を考えるとある程度はやむを得ない場合もあるといえよう。しかし、権利取得をしておきながらその

登記手続きを怠った事例など、公共施設管理者に過失があったとみられる例も少なくない。さらに、最近筆者は市町村の実務担当者から話を聞く機会があったが、それによれば、道路など公共施設の設置に関して、その登記手続きについてかなり問題が存する。たとえば、都市計画法では、開発行為については原則として許可制度を採用しており（都市計画法二九条）、そこで公共施設が設置されることがある。この場合この場合開発行為の工事完了公告の翌日において、その公共施設は原則として市町村の管理（三九条）、または国もしくは当該地方公共団体の管理に属するものとされる（四〇条）。ところでこの場合に管理および帰属については通達（昭和五七年七月一六日建設省計民発第三〇号）があるものの、登記については実際上開発者が協力的でない場合も少なくなく、また、開発許可を受けずに開発行為をする場合（具体的には、開発規模を都市計画法二九条に定める基準（都市計画法施行令一九条、各都道府県の規則参照）以下にすることによって、開発許可を受ける必要が存しなくなる）にはさらに協力的でないこともあることである。⁽⁴³⁾

このような状況を考えると本稿で検討した問題は、登記協力義務、現に公共施設管理者が登記を有していない場合の処理の問題を含め、これからも重要なものであると考えられ、さらに詳細な検討が必要とされるが、これは今後の課題である。

- (一) 「判例一六一三——以下、判例番号は後掲の資料の番号である。」最判昭和四四年二月四日民集二三卷二二号二四〇七頁、道路法関係例規集（以下「道路例集」と略称する。道路例集は、他の公刊の判例集などに掲載されていない場合のみに引用するが、本稿で議論する判例はほぼ網羅的にここに収録されている）七一―一巻五六二二三／九頁（本判決の第一審「判例一六一三」福岡地判昭和四〇年四月七日判決道路例集七一―一巻五六二二頁、第二審「判例一六一三」福岡高判昭和四〇年二月一〇日道路例集七一―一巻五六二二三／四頁も同旨である）。原龍之介・公物營造物法

〔新版〕六九頁、小高剛・行政法各論二五六頁、広岡隆・公物法の理論一〇九頁、拙稿「公物の成立と消滅」雄川ほか編・公務員・公物・現代行政法大系九巻二六三頁、二六五頁。

(2) 〔判例一六一三〕最判昭和四四年二月四日民集二三巻二二号二四〇七頁、道路例集七一I巻五六三／九頁。

(3) 〔判例一六一三〕最判昭和四四年二月四日民集二三巻二二号二四〇七頁、二四〇九頁。

(4) つぶれ地とは、未買収道路用地のことであり、戦中・戦後の特殊事情により、土地の所有権を取得することなく、道路の新設または改築工事により新たに道路区域に編入された土地であって、未買収のため補償を要する土地をいう。この問題については、さしあたり、小高剛「つぶれ地補償」について—沖繩における損失補償の特殊性—自治研究六二巻一〇号八八頁（一九八六）。

(5) 〔判例一六一三〕最判昭和四四年二月四日民集二三巻二二号二四〇七頁、二四一〇頁。

(6) 本判決についての分析については、大林正平「私有地上の公道」現代における法と行政（矢野遷曆記念論集）三七七頁、同「道路敷地の所有権と公用制限（一）—（二）—」愛知大学法経論集（法律編）九七号一頁、広岡隆・註（一）一一一頁。同「道路法四条の私権制限と損失補償」（関西学院大学）法と政治四四巻二二三三頁。高木光「判例批評」行政判例百選（第三版）一一二八頁、宇野英一郎「判例批評」最高裁判所判例解説民事編昭和四四年度（下）六〇八頁、柳瀬良幹「判例批評」判例時報五九三三号一二五頁、小高剛「判例批評」民商法雑誌六三巻三三〇四—九頁、池田敏雄「判例批評」行政判例百選（第一版）一四九頁。

なお、本稿で検討した諸論点についての判例学説の詳細については、大林教授の諸論文、および広岡教授の諸論文が詳しい。

(7) 〔判例一六一三〕最判昭和四四年二月四日民集二三巻二二号二四〇七頁、二四一〇頁。原・註（一）七一頁、小高・註（一）二五六頁、広岡・註（一）一〇九頁、田村悦一・行政法Ⅲ（作用法）二一〇頁、田中二郎・新版行政法（全訂第二版）中巻三四頁、拙稿・註（一）二六八頁。古くは、大判昭和六年二月九日民集一〇巻二二一〇頁

は、正当な権限なく私人の土地の上に建設された小学校に関連して、それが公物として有効に成立せず、当該私人はその所有権の確認、返還を求めることができる旨判示した。すなわち、「國家カ何等正當ノ權限ナクシテ私人所有ノ土地ノ上ニ公ノ行政行為ヲ為シ之ヲ公共ノ用ニ供スル場合ニアリテハ該私人所有ノ土地ハ公物タルノ性質ヲ有スルニ至ルコトナク其ノ土地所有者ハ民法其ノ他ノ法規ノ範圍内ニ於テ依然トシテ使用収益處分ヲ為スノ權限ヲ有シ其ノ所有權ニシテ侵害セラルルトキハ所謂物上請求權ヲ行使シテ所有權本來ノ効用ヲ得クルコトヲ受クルヤ論ヲ俟タス而シテ其ノ侵害者カ私人タルト國家其ノ他ノ公法人タルトニヨリ其ノ適用ヲ異ニセス」。

また、「判例一七一四」東京地判昭和四七年三月二五日判例タイムズ二七八号三一三頁は「土地所有者が、道路管理者の一方的な道路の供用開始行為によって、その所有地を道路とされ、あるいはその行使に多大の制限を受けるにいたるが如きは、いかに道路が公共性の強いものであるとしても、私的所有権保護の観点から許されないものといふべく、従つて、道路管理者が道路敷地に関し所有權その他の權限を取得しなかつた瑕疵は、同權原を取得する以外には治ゆされない」と判示した。

その他、「判例一七一三」東京高判昭和四四年一月三一日判例時報五五九号三六頁・道路例集七一―卷五一九七―二一頁、その原審「判例一七一―」東京地判昭和四三年九月二日判例時報五五三号五七頁（第一審は「判例一七一―」江戸川簡裁昭和四〇年七月一二日道路例集七一―卷五一九七―二頁）、「判例一〇一一」大阪高判昭和三六年三月三〇日高民集一四卷二号一三九頁、その原審「判例一〇一一」和歌山地判昭和三二年二月二三日判例時報一四一―号一六頁、「判例一一」山口地判昭和三四年六月一五五行裁例集一〇卷六号一一八七頁・道路例集七一―卷五一〇八頁、「判例三九」鳥取地判昭和五五年三月一三五行裁例集三二卷三号四二六頁、「判例七三」東京地判昭和六一年一月一七日道路例集七一―卷九五七二頁などがある。

また、土地についての無權原を認め供用開始行為を無効としたものの、撤去請求を棄却し、損害賠償のみを認めた例として「判例三六」那覇地判昭和五四年一月三一日行裁例集三〇一卷号一三六頁・道路例集七一―卷五二六五―六

頁（これは、いわゆるつぶれ地（註（4）参照）に関する例である）などがある。

なお、論者の中には公共施設の供用が既に開始されている場合には、敷地等について正当な権限のないことを理由に供用の開始を無効とすることが制限されると説くものもある。この点は後に検討する。

(8) 原・註（1）七四頁、田中二郎・註（7）三一四頁註二。「判例一五」福島地判昭和四〇年三月二五道路例集七—I巻五六一六頁、「判例二一一」東京地判昭和四二年一〇月二二道路例集七—I巻五六五三頁、「判例一八七」千葉地判平成四年三月二七道路例集七-II巻七二五六頁、「判例一八九」大阪地裁堺支部判平成四年九月二五道路例地方自治一〇八号七五頁等。

(9) 小高・註（1）二五八頁、原野「公共施設の設置、管理および廃止」杉村・室井編・改訂行政法の基礎三〇四頁、三〇六頁。「判例五」長崎控訴院昭和八年一月二七道路例集七—I巻五五二〇頁、「判例一五」福島地判昭和四〇年三月二五道路例集七—I巻五六一六頁、「判例一三七」大阪地裁堺支判平成四年九月二五道路例地方自治一〇八号七五頁等。

これに対し、田中二郎・土地法四六頁註（2）は、当初適法に供用が開始されても、第三者がその敷地所有権を取得して登記を完了した場合には、供用開始を無効とし、返還請求を拒否することはできないが、事情判決の適用が認められる余地があるとする。

また、原・註（1）一八四頁は本件判例を紹介しながら、第三者が所有権を取得して登記を完了した場合には、第三者からの所有権（ただし、公用制限付き）に基づく返還請求を拒否できないとする。

(10) 小高・註（6）四三〇頁、原野・註（9）三〇七頁。「判例五」長崎控訴院昭和八年一月二七道路例集七—I巻五五二〇頁、「判例一五」福島地判昭和四〇年三月二五道路例集七—I巻五六一六頁、「判例一三五」千葉地判平成四年三月二七道路例集七-II巻七二五六頁、「判例一三七」大阪地裁堺支判平成四年九月二五道路例時報一〇八号二五頁等。この点については、前註（9）の点に関する対立が重要であり、公用制限付きの土地の所有権移転を

承認する見解は、この本註の点を肯定するようである。

(11) 大林・註(1)「私有地上の公道」三二八二頁参照。

(12) 本稿で検討したのは、道路路管理者が時効取得を主張する場合についてであるが、逆に私人が公共施設の敷地などを占有して時効を主張する場合、いかえれば、いわゆる「公物の時効取得」が認められるか否かも重要な点である。この点については周知のように、最高裁判昭和五一年二月二四日民集三〇卷一一号一一〇四頁が、公図上路として表示されている国有地についての私人による長年の占有により黙示的に公用が廃止されたとして時効取得を認め、最判昭和五二年四月二八日集民一二〇五号五四九頁は、道路についての時効取得を認めた。

判例はこの二つの最高裁判決によりほぼ確定したものと考えられるが、神戸地判昭和五九年五月二八日道路例集七—II卷五七六三頁のように長年の占有だけでは黙示的に公用が廃止されたものとはいえないとして時効成立を否定するものもある。

学説も公物の時効取得を認めるか否かについては対立があるが、最近の通説は時効取得を認め、その際公用廃止が黙示的になされたとみるか、完全取得がみとめられるとみるかの点に対立があるように思われる。原・註(1)一五八頁、小高・註(1)二五八頁、広岡・註(1)五二頁、多賀谷一照「公物の時効取得」行政法の争点一五八頁、遠藤浩「公物の時効取得」民法の争点。八六頁、拙稿・(註1)二八一頁およびこれらの文献に引用されたものを参照。

(13) 道路管理者による時効取得を認めた例は多いが、以下のような簡単な説明に止まるものが少なくない。たとえば「判例三七」七尾簡判昭和五四年五月七日道路例集七—I卷五七六一—一〇頁は被告国による売買の主張は認められないとしたが、「本件土地は、昭和二七年四月一日以降国の営造物たる道路として被告によって占有(維持管理)されてきたことが認められる。されば、昭和三七年四月一日から二〇年を経た昭和四七年四月一日をもって、被告は、本件土地所有権を時効によって取得したものと認めるのが相当である」と判示した。

ところで、一〇年または二〇年の占有の事実があったことを理由に時効完成を認める場合には当然のことながら、

供用開始時に敷地の権原取得が行われたか否かが不明の場合も少なくない。一般論としても、本稿の問題提起の部分に指摘したように、その占有開始時における所有権の所在とその証明はきわめて困難な場合が少なくない。そのような場合には、時効成立についての占有の継続に関しては証明が、占有開始時（多くは供用開始行為時）の所有権等の所在の証明よりも、容易であると考えられることによるものであろう。しかし、たとえ公物管理者が当該土地を時効取得したとしても、「権原」の取得なしに行なわれた供用開始行為を無効とするという説からすれば、これと関連して当該供用開始行為の効力をどのように評価するかが問題として残る。この点は後に検討する。

(14) 「判例四二」福島地裁いわき支部判昭和五五年二月一日道路例集七一巻五七六一／二九／四〇頁、「判例八六一」広島高判平成二年三月一日道路例集七一巻六六八五／三頁、「判例一三一」神戸地判平成三年一月二七日道路例集七一巻七二五七頁等数は多い。

(15) 一〇年で時効が完成したとした例としては、「判例七〇」京都地判昭和〇六五年一月一日道路例集七一巻五八三三頁など。

(16) 本文に挙げたほかにも、「判例五九」神戸地判昭和五八年二月二〇日道路例集七一巻五七六一／二八八頁、「判例七二」東京地判昭和六〇年二月二〇日道路例集七一巻五九〇〇頁、「判例八六一」広島高判平成二年三月一日道路例集七一巻六六八五／三頁、「判例一二〇」山口地判平成三年四月三〇日道路例集七一巻七〇二二三頁、「判例一二二」神戸地判平成三年一月二七日道路例集七一巻七二五七頁等数は多い。

(17) 本文で検討するように固定資産税・都市計画税の賦課が時効取得の要件としての「所有の意思」の有無に関連して問題とされることがあるが、それ以外にもこの税の賦課がその他の法律行為の成立などに関連するかが問題となつた例もある。

たとえば、「判例三五」青森地裁弘前支判昭和四二年一月二八日道路例集七一巻五六五三／一八頁は、「被告（市―筆者註）は、昭和二九年度から昭和三二年度までの間、原告から本件土地について固定資産税を徴収したこと

が認められるけれども、・・・本件土地に対する固定資産税の徴収は、個々の固定資産について現地調査をすることなく、ただ課税台帳の記載に基づいて事務的に実施されたことによるもので、本件各土地が市道敷地となっていることが判明してからは、課税も打ち切られることが認められるのであって、これが、前記売買の目的に本件各土地が含まれていなかったとする前記認定の妨げとなるものではない」と説示し、原告が当該土地の買い受けをしたとする主張を退けた。この控訴審「判例三六」仙台高裁秋田支部判昭和四十六年四月一五日道路例集七一I巻五六五三/三一頁は、固定資産税の「右徴収および各支払いはいずれも事務処理の不手際から行なわれたものと認められるので、右事実は控訴人らが本件土地を共有していることを認める資料とするに足りない」として、控訴を棄却し、「判例三七」最判昭和四十六年一〇月八二日道路例集七一I巻五六五三/三七頁は上告を棄却した。

(18) 本文に挙げた例以外では、「判例一四四」志免町土地所有権確認請求事件がある。本件の原告は被告志免町が町道として供用している道路敷について原告所有の土地であることの確認を請求した。福岡地裁は被告町は本件土地を原告が代理権を授与した訴外Aから売買契約により取得した旨主張し、取得時効を援用するが、買取価格の合意が得られなかった事実が認められ、原告が代理権を授与したこと、用地買取領収書の印章が訴外Aのものであることを認めるに足る証拠もない。被告町への所有権移転登記がなされていないこと、原告に対して固定資産税を賦課し原告は異議を唱えず支払っていたことを総合すれば、売買契約が成立したとは認められず、被告は原告を土地所有者として扱ってきたものと解され、被告の占有は所有の意思をもってなされたものではないことが認められるから被告町の主張には理由がないとした(福岡地判平成元年四月一四日道路例集七一II巻七〇二二/三頁)。ここでは、固定資産税の賦課徴収が所有の意思の有無の判断の要素となっている。

(19) 「判例一〇五」大阪地判昭和五十九年九月一九日道路例集七一II巻五七八三/二〇頁。

(20) 「判例一二二」浦和地裁熊谷支判昭和六一年一〇月二九日道路例集七一II巻六五四一頁。また、「判例三二」名古屋地判昭和四十二年四月二五日道路例集七一I巻五六四四頁も同旨である。

(21) 本文であげた例以外には以下のようなものが目を引く。「判例七〇」京都地判昭和六〇年五月一日道路例集七—II巻五八三三頁は、府道は京都府が設置したもので、固定資産税は京都市が徴収したものであるから京都市に所有の意思がないとはいえないとし、京都市は京都府との協定に基づき管理しているもので占有しているとはいえないとして、原告の賃料相当額の支払い請求を退けた。

(22) 地方税法では、固定資産税の納税義務者を、賦課期日現在における固定資産の所有者とし(三四三条一項、三五九条)、所有者とは、土地または家屋については、土地登記簿もしくは土地補充課税台帳または建物登録簿もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者をいい(三四三条二項)、償却資産については、償却資産家税台帳に所有者として登録されている者をいう(三四三条三項)。

これはいわゆる名義人課税主義を採用したもので、賦課期日現在において土地登記簿または建物登録簿に所有者として登記されているものは、所有権を有しない場合であっても固定資産税を課されることになる。最高裁は、名義人課税主義を採用していることは、立法裁量の範囲内の問題であり、ただちに違憲とはいえないとし(最判昭和三〇年三月二三日民集九巻三三三三六頁、金子宏「租税法律主義の意義」租税判例百選(第二版)一〇頁など参照)、学説も、通常は登記簿上の所有者と真実の所有者が一致すること、両者が一致しない場合には真実の所有者の判定が必ずしも容易でないこと、市町村町にその判定をさせることが実際問題として困難でありまた妥当でないことなどを理由としてこれを認めている(金子宏・租税法(第四版)三六七頁など)。さらに福岡高判昭和五六年八月二四日行裁例集三二巻八号一四五五頁は、固定資産税の徴税にあたり、課税団体(市町村)において所有者名義が真実の所有者でないことを熟知していても、所有者名義人に対する課税は違法ではないとした。

そして名義人課税主義と民事上の調整の問題として、納税者から真実の所有者に対しては不当利得返還請求が認められる(最判昭和四七年一月二五日民集二六巻一号一頁、山田二郎「真実の所有者に対する不当利得返還請求」租税判例百選(第二版)一一〇頁、中里実「固定資産税をめぐる法律関係」行政判例百選(第二版)四八頁など参照)。

このような制度は、そのまま都市計画税にも妥当する（地方税法七〇二条一項、二項参照）。

以上のような諸点を考えると、固定資産税、都市計画税の課税の一事をもって所有の意思なしと判断することは困難であろう。もつとも、本文に述べたように同一市町村が行なう公物管理と、固定資産税の賦課の関係をまったく別個のもの、または相関関係が薄いと認識することは困難であるかも知れない。この点から信義誠実の原則の適用余地が皆無ともいえないようにも考えられるが、乙部哲郎・行政上の確約の法理にみられるように、それが法的効果を持つものとするには「行政が将来における自己の行為または不行為を一方的に約束する自己義務つけたる言動」というものである必要がある、この点から前記のように課税の一事を持って所有の意思なしと判断するには若干無理があるように考えられる。

(23) 本文に挙げたものの他、「判例四八」長崎地裁平戸支判昭和五八年二月〇一日道路例集七―II卷五七六一―一一三／五二頁、「判例五九」神戸地判昭和五八年二月二〇日道路例集七―II卷五七六一―／二二八頁、「判例六八」東京地裁八王子支判昭和六〇年二月二七日道路例集七―II卷五七九二頁、など参照。

(24) 原田尚彦・行政法要論「全訂第三版」一六一頁、塩野宏・行政法Ⅰ「第二版」一三三頁、田中二郎・新版行政法（全訂第二版）上巻一四二頁など参照。

(25) 柳瀬良幹・公用負担法「新版」一二七頁は、事実上の使用に基づく公用使用の成立を認めるところであるが、引用されている例は供用開始を無効として現状回復や施設の撤去請求を認めることが権利濫用に当たると思われる例である。本文に述べるように、現状回復請求や施設の撤去請求が認められなかったからといって、当該供用開始行為が適法となるものではないと考えられる。拙稿・（註一）二六八頁参照。なお、原・註（一）七二頁は、供用開始行為は違法であるが、無効とはしないで現状回復を認めず、損害賠償のみを認める場合があるとする。

(26) 原・註（一）七四頁、小高・註（六）四二五頁。大判大正七年二月一九日大民録二四輯一三三二頁は、「不動産ニ関スル物權ノ得喪変更ハ其ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルコト民法百七十七

條ニ規定スル所ナリ而シテ物ノ公用ニ供セラルルコトハ所有權ノ官ニ屬スルト否トニ拘ラサルヲ以テ係争地カ道路敷ニシテ公用物タルコトハ被上告人ノ為メ所有權ヲ對抗シ得ヘキ事由タラス故ニ被上告人ハ登記ヲ為スニ非サレハ所有權ヲ以テ第三者タル上告人ニ對抗スルコトヲ得サル筋合ナリ」と判示した。その他、「判例一五」福島地判昭和四〇年三月二五道路例集七一I卷五六一六頁、「判例二一一」東京地判昭和四二年一〇月二一日道路例集七一I卷五六五三頁、その控訴審「判例二一一」東京高判昭和四九年一〇月二一日道路例集七一I卷五六五三／七頁等。

(27) 例えば、「判例八二」京都地判昭和六二年三月二七道路例集七一II卷六五八九頁は、道路敷地となつてゐる土地についての原告による所有權確認の請求に關し、当該土地が訴外Mから被告大山崎町に寄付され、村道として使用することを認めたことが認定できないものではないが、「被告はこの寄付につき所有權移転登記を受けておらず、他方原告はその登記を受けているから、いずれにせよ被告は原告の所有權を争ふことはできない」と判示した。「判例二一一」東京地判昭和四二年一〇月二一日道路例集七一I卷六五五三頁など同様の例は多い。

もつとも、「判例二〇」名古屋地判昭和四二年四月二五道路例集七一II卷五六四四頁のように、登記を有する第三者にはその所有權の取得を對抗しえないとしながらも、時効取得を主張できるとした例もある。

(28) この点についての文献は多数あるが、さしあたり、吉原節夫「一七七条における背信的悪意者——『第三者』の範圍——」民法の争点一一四頁、鎌田薫「對抗問題と第三者」民法講座二物權(一)六七頁、注釈民法(六)物權(一)三二七頁「吉原節夫執筆」など。

(29) 本文に挙げた以外にも以下のような例がある。「判例三七」七尾簡判昭和五四年五月七日道路例集七一I卷五七六一／一〇頁は時効取得した当該土地について、被告の占有開始前の所有者の母親である原告は、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に該当しない旨判示した。

さらに、「判例七七」静岡地裁浜松支判昭和六一年九月九日道路例集七一II卷六三二五頁は、本件がいわゆる二重譲渡に該当するが、元の所有者は原告の同族会社で、原告が本件各土地が道路の一部として長年被告市によつて占有

されてきた事実を知りながら放置してきたことなどから、原告は被告道路管理者の登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらず、登記の欠缺を理由に被告に対して本件土地の明け渡しを求めない旨判示した。

(30) 注釈民法(六) 物権(一) 三三〇頁「吉原節夫執筆」。

(31) 本文に検討したような道路敷地と知りながら、または充分な調査をせずになした売買行為などが問題となった例は、私人間においてもありうる。たとえば、弘前市道所有権確認事件において、「判例二三一一」青森地裁弘前支部は、原告が道路敷地についての所有権等の確認を請求した事件であるが、その前提として当該土地の所有権を取得したか否かが問題となった。判決は、本件溜池の一部である本件土地について、「本件溜池を買い受けるものとしては、すでに道路敷地として公共の用に供されている本件各土地部分が、売買の目的に含まれるか否かについて重大な関心を持ち、この点を明確にしたうえで売買契約を締結するのが、取引の常道であると考えられる」として、交渉が「溜池」「堤」としてなされ、売買契約の目的に本件土地は含まれていないと判示した(青森地裁弘前支部昭和四三年一月二八日道路例集七一―I 卷五六五三―一八頁)。

(32) 例えば、「判例八六一―II 広島高判平成二年三月一四日道路例集七一―II 卷六六八五―三頁」、「判例一〇四」大阪地判平成元年九月一三日道路例集七一―II 卷七〇二―/五六頁、「判例一二五」山形地判平成二年三月七日道路例集七一―II 卷七〇二―/二二九頁、「判例一二九」函館地判平成三年九月二六日道路例集七一―II 卷七二―II 四頁がある。

(33) 小高・註(1) 二五八頁。

(34) 小高・註(6) 四二九頁。

(35) 阿部泰隆・行政の法システム(上) 一八六頁。

(36) 高木・註(6) 一三二頁。

(37) 広岡・註(6)「道路法4条の私権制限と損失補償」法と政治四四卷二号三七三頁。本稿は、本文に掲げた「判例一三七」に関し、教授が執筆した意見書を基にしている。この点については、研究会で広岡教授より、ご教示いた

だいた。

(38) たとえば、いわゆる新島基地道路の所有権確認・妨害排除請求事件で「判例一八」東京地判昭和四〇年二月二五日判例時報四三七号四四頁は、本件土地は旧陸軍が勝手に道路を建設し、さらにそれを権限なく拡張したもので、その部分についての所有権確認とともに妨害排除請求も認容した。

しかし、本文にも指摘したように、実際上は、返還請求は認容された例は少なく、損害賠償が認められたにすぎない例が多い。

(39) 権利濫用に関しては周知のように多くの文献がある。さしあたり、菅野耕毅「権利濫用理論」星野編民法講座(一)民法総則三九頁およびそこに引用されている論文参照。

本稿との関連では、公共施設が私人の土地に建設、設置された例としては、本文にあげた板付基地事件のほかに、最判昭和四三年一月二六日判例時報五四四号三二頁がある。これは原告(上告人)所有の山林に被告市がなんらの権原もなしに設置した水道用配水管などの施設についての原告から所有権に基づく撤去請求に対し、「上告人が右配水管等の撤去によって受ける利益は比較的僅少であるのに、右配水管等の設備は、仙台市の南地区市民約七万人の利用のため巨額の資金、多数の日時を費やし、敷設、掘鑿され、これを連繫する大規模な総合水道幹線の枢要部分を形成し、これを撤去して、現状に回復し、新に替地を求めて同一設備を完成するには相当多額の費用と日時を要するばかりか、右撤去によって、給水の機能が停止し、近い将来その再現は望みえず、市民一般に不測かつ重大な損害が生ずる」ため、上告人の請求は権利濫用に当たると判示した。

(40) 板付基地事件は、国が所有者から賃貸して駐留軍に提供して空軍基地の一部として使用されてきた土地について、原告らが占領状態の終了により契約期間が満了したとして、その土地の明け渡しを国に請求したものであるが、最判昭和四〇年三月一九日民集一九卷二二八三頁は、「本件において前記特別措置法(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法―筆者註)に準拠して土地

の使用または収用の手続をとらなかつた点に被上告人国の落度のあることは明かであるが、右の手続をとらなかつたことによる本件土地所有権の侵害については、不法行為または不当利得に関する法規により救済を求めるのであれば格別、現状回復を求める本訴のような請求は、私権の本質である社会性、公共性を無視し、過当な請求をなすものとして、容認しがたい」とし、明け渡しによる利益と明け渡しによって蒙る被害とを比較考量して明け渡し請求は権利濫用に該当するとした原審判決を支持した。

この判決は、権利濫用を認める要件としての客観的要件を重視したものであるが、この論理によれば結局のところ公共性の名目のもとに国家利益や大企業の利益を一方的に擁護する機能を果たす危険があることが指摘されている。

鈴木祿弥「財産法における「権利濫用」理論の機能」法律時報三〇巻一〇号一六頁、田中実「権利濫用の法理の展開と反省」法学教室八第二期√三五頁など。最近の学説でも、権利濫用論における主観的要件の再評価（白羽祐三）「シカーネと権利濫用論」法学新報八七巻一二号など）や、権利濫用論の機能的限界についての批判などの疑問が提示されている。菅野・註（39）参照。

(41) 原・註（1）七二頁。

(42) 大林・註（1）「道路敷の所有権と公用制限」一〇頁。

(43) 一般には、このような場合には嘱託登記（不動産登記法三〇条）がなされるが、最近の例でもわかるように登記がなされず、所有権が第三者によって取得され登記もなされることもあるようである。すなわち、神戸地判昭和六二年一〇月二六日行裁例集八三巻一〇号一五一九頁は、宅地造成事業に関する法律（昭和三九年法律一六〇号、昭和四三年法律一〇〇号により廃止）一五条二項により公園用地として所有権を取得した土地について、登記を経由しない間に第三者に当該土地が譲渡され所有権移転登記もなされた後、市が何等の権原取得することなく公園の供用開始をしたが、この供用開始行為を違法なものであると判示した。控訴審大阪高判昭和六三年三月三十一日行裁例集三九巻三・四号一九一頁頁は原審の理由を引用して控訴を棄却した（荒秀「判例批評」自治研究六五巻三号一一六頁。本件の

法的问题点について、公物・営造物関係行政事件執務資料三六四頁。この判決は、従来からの理論からすれば当然のことを述べたものと評価できるが、工事完了公告の翌日に所有権が帰属するとする法のしくみは、本文で述べた都市計画法のそれと同様のものであり、この種の例は今後も予想されることになろう。

また実際上では、都市計画法にいう開発行為で設置される公園や道路等の公共施設について、開発行為の工事完了公告がなされても実際の公園や道路の工事が完了するまで様子を見て、その後登記手続きに着手することも少なくないようであり、この点からも問題がおこり得るように考えられる。

裁判例一覽

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇〇一	愛知県御器所村・里道敷地明渡請求及び軌道工作物撤去請求事件	名古屋地裁	大正五年五月五日道路例集七一巻五四八二頁		<p>「請求棄却」里道は村において、里道として使用さるべき設備をなし、これを公衆の用に供する意思を表示したことによって成立する。里道は營造物たる公共道路であり、營造物は、管理権を有する者がこれを廃止しない限りは融通性を失い、個人がそのものの上に民法上の権利を行使することはできない。土地の所有者は、村に対し不法行為の原則に従い損害賠償を求めるところは、村に對しが、營造物たる里道に對し、所有權に基づき明け渡しその他の行為を求めることはできない。</p>
〇〇二	私有公用物に係る所有權確認・損害賠償請求事件	大審院	大正七年一二月一九日道路例集七一―I巻五四八四頁		<p>「上告認容・原判決破棄」物が公用に供せられることは、所有權の官に屬すると否とにかかわらないので、係争地が道路敷であつて公共物であることが、係争地取得者にとつて所有權を對抗しうる事由とはならない。従つて、取得者は登記をしなければ、公有權をもつて第三者に對抗できない。私人の所有に屬する公用物については、官有地取扱規則第一条のような規定がなければ、公用を妨げない範圍内においてはこの処分をすることができるので抵當權または所有權を取得することはできる。</p>
〇〇三	東京市道・道路敷所有	東京地裁	昭和四年一月二〇日道路例集		<p>「請求棄却」道路法三三条一項に規定する「道路二関スル費用」とは、單に当該道路の管理者たる行政官庁が道</p>

〇〇五	福岡県道・ 道路敷地所	長崎控訴 院	昭和八年一月 二七日道路例集		<p>「控訴棄却」土地所有権の得喪を第三者に対抗するには、登記を必要とすることは民法一七七条により明らか</p>
〇〇四	鳥取県八郷 村・道路敷 地所有権に 基づく損害 賠償請求事 件	大審院	昭和八年一〇月 七日道路例集七 ―I卷五五―七 頁		<p>「上告棄却」郡制廃止後における旧郡道の管理者は、当然、町村長であると解することはできず、後日、村道としての認定があるまでは管理者未定の状況であると解する。郡制廃止後、管理者未定の間といえども、その道路としてのその敷地につき私権行使の制限を受けるべきもであり、このことは管理者未定の解釈をもって影響をうけるものではない。</p>
	権に基づく 損害賠償請 求事件		七―I卷五四九 四頁		<p>路の新設、改築、維持、修繕等をなすについて要した費用を指称し、損害の賠償のようなものは含まれない。競落した道路敷地については、私権を行使することができない結果、その価格も近隣の土地に比較して低廉になることは明らかであるが、そのような損害を道路に関する費用に於いて、費用の負担者として賠償させるという規定はない。道路の認定が不当に当該道路敷所有者の権利を侵害するものであるとすれば、敷地所有者は訴願または行政訴訟により当該違法処分取消を求めることができるともかわらず、道路認定当時の所有者は何らそのような方法を取った形跡がなく、したがって道路の認定を適法、かつ、正当としてこれに服したものと認めるべきである。道路の認定により、敷地所有者が損害を蒙ったとしても、後日になってにわかに不当の権利侵害であると主張して、その賠償を請求することはできない。</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇〇七	愛知県猿投村・村道に 有権に基づく損害賠償請求事件	名古屋地裁	昭和十四年九月二一日道路例集七―一巻五五二〇頁		<p>「控訴棄却」区長と敷地所有地主と協定了承の下に耕作道路として農民が工築し、以後事実上一般人が通行して</p>
〇〇六	米子市道土地所有権確認・明渡請求事件	大審院	昭和九年三月三〇日道路例集七―一巻五五二三頁		<p>「上告棄却」抵当地が道路として国の營造物になつた後、競落により道路敷地の所有権を取得した者は、私権の行使を制限された状態で当該所有権を取得したものであり、軌道敷設者に対し軌道の収去、土地の明渡を請求することはできない。</p> <p>得損害賠償をすることはできない。</p>

	<p>係る土地使用禁止請求事件</p>	<p>〇〇八</p>	<p>福岡県・国道敷地に係る所有権に基づく損害賠償並びに所有権移転登記手続反訴請求事件</p>	<p>〇〇九一</p>	<p>神奈川県箱根町道路線認定無効確認請求事件</p>
	<p>七―一巻五五二 三ノ一三頁</p>	<p>福岡地裁 飯塚支部</p>	<p>昭和十九年四月九日道路例集七一―卷五五二六頁</p>	<p>横浜地裁 昭和三二年七月三〇日道路例集七一―卷五〇六一頁</p>	<p>本件土地はもと訴外の所有であったが、同人が上知願を提出し、旧湯本町長が路線認定をした。ところが訴外はその後上知を撤回し、町長もその撤回を承認した。原告は訴外から本件土地の売渡を受け、本件道路にかかるとする被告（合併後の箱根</p>
	<p>きたものを、行政官庁が適法に路線の認定をなし、供用開始の告示をなした結果、当該道路は国の營造物となつたものであり、爾後、道路の敷地所有者は、道路法六条により所有権の移転を除くほか、私権の行使を制限された状態においてこれを所有するにすぎない。</p>	<p>「請求棄却」本件係争地以外に他の所有者の土地も多数存在し、いずれもその承諾の下に道路管理者が買収を行ったこと、また、所有権移転登記のなされぬまま売買代金の支払がなされたことなどの事実から、土地の所有権は国に属することが明白であるから、道路管理者が本件土地を道路敷地に編入し、一般の交通の用に供したため、原告の本件土地に対する使用収益が不可能になつたとしても、損害賠償を求めることはできない。</p>	<p>「請求棄却」私有地に対して路線認定及び区域の決定がなされると、その土地上の私権が制限されることは旧道路法の下においてもありうる。路線認定及び区域決定の行政処分をする場合に、同時に補償しなくても憲法二九条には違反しない。</p>	<p>被告（合併後の箱根</p>	

<p>番号</p>	<p>事件名</p>	<p>裁判所</p>	<p>判決年月日</p>	<p>事件の内容</p>	<p>判決要旨</p>
<p>〇〇九一 二</p>	<p>同右</p>	<p>東京高裁</p>	<p>昭和三十三年九月 一三日道路例集 七―一巻五〇六 五頁</p>	<p>同右 町長、道路管理者の 路線認定が敷地の利用 権を得ずしてなされた ものであるとして、無 効確認を求めた。</p>	<p>「控訴棄却」上知が路線認定の効力を左右する不可欠の前提であると解すべき法律上の根拠はないから、上知を施した土地につき路線の認定がなされた後にその上知が撤回されたからといって、当該路線の認定が効力を失うものではない。現行道路法第九一条には路線認定によって私権の制限せられることが規定せられているが、この制限によって損失を受ける者は同条三項によって通常受けるべき損失の補償が得られるのであり（補償を受ける者は必ずしも道路予定地所有者に限らない以上、補償手続は相当複雑困難な場合もありうるものであり）、右補償は路線の認定、区域の決定に付随することはもちろんであるが、必ずしも右制限と補償とが同時になされることを要しないこともいうまでもない。補償なくして右制限だけを加えることは許されないことは明白であるが、補償が多少遅れることはあってもそのために路線の認定、区域の決定を無効とすることは当たらない。路線の認定が公共のために行われることはもちろんであるが、この公共性の判定については土地収用法によること要しを</p>

	○二〇一	和歌山県白 浜町・占用 自動車道占 用妨害禁止 仮処分申請 事件	和歌山地 昭和三年一二 月二三日判時一 四一号一六頁・ 判例タイムズ七 六号七四頁・道 路例集七一―卷 五〇六九頁	<p>申請人会社は、本件道路の一部を被申請人（町）から借り受け、その他の部分は自ら所有し若しくは第三者から借り受けて、道路として専用してきたが、被申請人が道路敷地使用契約を解除し、申請人が支出した本件道路工事未償却額全額を補償していかないにもかかわらず、本件道路の供用開始処分をしたため、専用妨害禁止仮処分を申請した。この仮処分が認められたため（和歌山地決昭和三年七月二〇日）、当事者は仮処分決定について争った。</p>	<p>要しないのであるから、同法の事業認定によらないで路線認定をしたからといって、これを無効とすることはできない。</p> <p>「仮処分決定取消」路線の認定を受けた町道について、その管理者たる町がこれを現実に公用に供するために道路法一八条による「供用開始」をなすうするためには、その前提として当該町が町道敷地の所有権を取得するか若しくは敷地について所有権、借地権等の権利を有する者の同意を得る等、町道敷地を支配する権原を取得することを要し、明らかにその前提を欠いてなされた「供用開始の公示」は、重大かつ明白な瑕疵があるものとして当然無効である。仮処分決定が取り消されても、金銭的損害を被るほかは専用自動車道の通行及び自動車運送事業の運営は妨げられるものではないから、仮処分の被保全利益は金銭的補償により、将来その終極の目的を達することができ、したがってまさに民事訴訟法七五九条の特別の事情があるときに該当するから、町をして損害相当額の保証を立てることを条件にこれを取り消すのが相当である。</p>
--	------	---	--	--	---

公共施設敷地と登記

○二一	東京府清瀬町・東京府		昭和三八年一月五日道路例集		「請求棄却」国が訴外Aから土地の寄附を受けた当時は、当該土地は訴外Aの所有に属していたのであるか
一	東京府清瀬町・東京府	山口県防府市道にかか	山口地裁	昭和三四年六月一五日行裁例集一〇巻六号一七八七頁・道路例集七一―I巻五一〇八頁	原告は本件土地を被告防府市に道路用地として売り渡したが、その際別の道路工事が完成し使用し得るまで本件土地を使用しうることを条件としたが、被告が路線認定、区域決定をし原告所有の建物の除去を命じたため、その取消を求めて出訴した。
○二一	山口県防府市道にかか	山口地裁	昭和三四年六月一五日行裁例集一〇巻六号一七八七頁・道路例集七一―I巻五一〇八頁	原告は本件土地を被告防府市に道路用地として売り渡したが、その際別の道路工事が完成し使用し得るまで本件土地を使用しうることを条件としたが、被告が路線認定、区域決定をし原告所有の建物の除去を命じたため、その取消を求めて出訴した。	「請求認容」道路法上の道路として成立するには、路線の認定、区域の決定がなされたのみでは足りず、道路区域として指定された部分が実上一般交通の用に供する道としての構造形態を備え、かつ、供用開始の公示を経ることを要する。供用開始は土地を道路として成立させる効果を有するから、当該土地が道路として使用に供されることを相容れない私権の対象となっている場合には、財産保護の原則上、権利の買収等私法上の契約若しくは公用収用等の適法な手続により、自ら当該土地を使用できる支配権原を取得しない限り供用開始をなしえず、これに反する供用開始は無効である。供用開始が無効である土地は未だ市道として成立せず市道の予定地にすぎないから、土地上の物件に対する除却命令は違法の処分として取消を免れない。
二	同右	大阪高裁	昭和三六年三月三〇日高民集一四巻二号一三九頁・道路例集七一―I巻五〇八三頁	同右	「原判決取消、仮処分認可」国または地方公共団体が私有財産である専用自動車道を取得するためには、譲渡契約その他の民法上の原因によることを要するのであって、いかなる名目によらず、強制的に収用しうるものとする法律上の根拠は全くない。
○一〇一	同右	大阪高裁	昭和三六年三月三〇日高民集一四巻二号一三九頁・道路例集七一―I巻五〇八三頁	同右	判決要旨

	道に係る所有権確認請求事件	東京地裁	七―一巻五五六二頁		ら、寄附により所有権を取得したものと信じて、その占有を開始することは当然で、これについて過失がなかったことは明白である。抵当権が設定されていても、所有権を取得することには支障がないから、寄附当時において抵当権が実行されるおそれのない場合には、抵当権の存在は無過失の認定の妨げにならない。国は、抵当権が競落された結果、寄附による土地の所有権取得を対抗することができなくなったが、道路供用開始の日から一〇年経過したときに、所有権を時効取得したものと解するのが相当である。
〇二二―	同右	東京高裁	昭和四〇年二月一五日道路例集七―一巻五五六六頁		〔控訴棄却〕原審と同じ（原審の理由引用）
〇二二― 三	同右	最高裁	昭和四二年六月九日訟務月報一三巻九号一〇三五頁・道路例集七―一巻五五六八頁		〔上告棄却〕原審維持。国が土地を訴外から寄附を受けて国の所有に属する土地として、道路の供用の開始以来占有し、十年の経過に伴って時効によりその所有権を取得したとする原判決は、証拠関係に照らして是認することができる。
〇二三	愛知県岩倉町道・土地所有権確認	名古屋地裁	昭和三九年二月一〇日道路例集七―一巻五五六		〔請求棄却〕土地買収の代金領収書が町役場に存在しなくとも、当該道路工事施工当時の町の工事施工の方法に照らすと、土地買い上げの代金支払いについて区長の領

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
○一四一	請求事件 移転登記手続反訴請求事件	名古屋地裁	昭和四〇年三月一七道路例集七―I卷五六〇二頁	原告らは本件各土地について道路となす事については賛成していたものの、無償寄附については反対していたが、被告が原告らの同意を得ずして、これを道路用地としたとして損害の賠償を請求した。	<p>収書が存在する限り、必ずしも代金領収証が町役場に存在していなければならないということもできないし、その他の事情から判断してもなお、原告が他の土地提供者と異なり、特別に無償で土地を提供したことの理由付けとして充分なものといえない。かりに土地を無償で譲り渡すこととしたものであっても、道路に改修するという贈与の趣旨は、その動機ないし縁由にとどまり、受贈者たる道路管理者との間の明示ないし黙示に、その贈与を停止条件付きまたは負担付贈与と解することは困難である。</p> <p>南北の貫通道路がないため、地元民は日常生活の不便はもとより火災発生の場合を憂慮して、その道路の建設を切望した結果、市が防災道路計画を立て、地元民特に係土地所有者に対して、防災道路というものは、用地については市に対して無償寄附してもらって建設するものである旨を説明し、原告土地所有者も事情やむをえないものとして、土地を無償提供することを承諾し、原告らはいずれも家屋移転補償費の支払を受けて、土地を引き渡した事実が認められる場合において、土地を寄附したものの一部が上知願に捺印していなくても、上知願はただ単に土地所有者に寄附の意思があることを確認する趣旨でとったものであり、それがなければ寄附の意思が認められないものともいえない。</p>

○一四―	同右	名古屋高 裁	昭和四三年六月 二六日道路例集 七―一巻五六〇 八頁	同右	<p>〔控訴棄却〕土地所有者の一人の土地共有持分につき、 同人の親権者が法定代理人として道路建設のために市の ような自治体に寄附することは民法八二六条にいう利益 相反行為または親権の濫用とは認められない。</p>
○一四― 三	同右	最高裁	昭和四四年二月 六日道路例集七 ―一巻五六一〇 頁		<p>〔上告棄却〕</p>
○一五	福島市道に 係る所有権 確認・損害 賠償請求事 件	福島地裁	昭和四〇年三月 二五日道路例集 七―一巻五六一 六頁	原告は本件道路敷地を 訴外人から買い受け、 その所有権確認等を請 求した。	<p>〔請求認容・所有権確認〕国または地方公共団体の有す る敷地所有権と私人の有する敷地所有権の間に優劣の差 があるわけではないから、その所有権の得喪変更につい ては当然民法一一七条の適用があるので、被告は先に所 有権を取得したとしても、先に所有権取得登記手続を履 践した原告に対し、土地の所有者であることを対抗でき ない。原告が三五年の長きにわたって道路として公共の 用に供されたきた事実を単に知っていたと云うことのみ ではなんら不法行為者とはいえない。昭和四年、適法に 町村道として認定された道路においては、私権の行使が 制限されることは道路法四条の規定により明らかであり、 この制限は法律に基づく適法なものであるから、道 路が廃止変更されないかぎり第三者に対しても効力を有 する。適法に認定された道路を構成する敷地の所有権を 取得したものは、法律上私権の行使を制限された状態に おいて所有権を取得したものとすべきであり敷地所有</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇一六一	一 旧八幡市道に係る土地明渡・損失補償請求事件	福岡地裁	昭和四四年四月七日道路例集七一―I卷五六二〇頁	原告は訴外甲から訴外乙、丙らを転々売買された市道敷地として供用されている本件土地を買ひ受け、所有権移転登記を経ているので、これを理由に損失補償等を請求した。	<p>「控訴棄却」道路管理者が適法に路線認定を行った後、その告示をなして道路としての公共の用に供するに至ったときは、私有地といえども、道路を構成する敷地として私権の行使は制限され、その制限は公法的関係に基づく絶対的なものであり、道路の変更、廃止がない限り、第三者に対してもその効力を有し、したがって爾後第三者が道路を構成する敷地所有権を取得したとしても、かかる者は道路法の規定に基づき、私権の行使を制限された状態においてこれを取得しうるにすぎない。道路法四条の規定に基づく私権行使の制限は、不動産登記法上の登記事項ではないから、かかる第三者が土地所有権に基</p> <p>者から、不法行為による所有権侵害を理由として道路管理者に損害を請求することはできない。</p> <p>「請求棄却」一旦適法に道路の供用が開始されると、以後その道路を構成する敷地の所有権は道路法の制限を受け、その後敷地を譲り受けたものは右の制限を受けた土地所有権を取得するにすぎない。本件土地の所有権は既にその取得当初から道路法四条の制限を受けて、供用廃止行為がない限りは、原告としては本来その使用収益をなし得ない性質のものといふべく、原告に本件土地を使用収益をなし得ないことによつて蒙る損害はあり得ない道理である。</p>
〇一六一	二 同右	福岡高裁	昭和四〇年二月一〇日道路例集七一―I卷五六二二三／四頁	同右	

<p>○一六― 三</p>	<p>同右</p>	<p>最高裁</p>	<p>昭和四四年二二 月四日民集二三 卷二二号二四〇 七頁・道路例集 七一―卷五六二 三／九頁</p>	<p>同右</p>	<p>つき道路管理者に対して、道路敷地の引渡若しくはこれに代わるべき損害賠償を求め得ないことはもちろん、所有権の事実上の支配をなしえないことのゆえをもって所有権の不法侵害ありとして、損害賠償ないし不当利得の返還請求をなしうべき筋合ではない。</p> <p>「上告棄却」正規の手続を経て当初適法に供用開始行為がなされた以上、当該敷地については公物たる道路の構成部分として道路法四条の制限が加えられることになるが、この制限は、当該道路敷地が公の用に供された結果発生するものであって、道路敷地使用の権原に基づくものではない。その後に至って、道路管理者が道路敷地の使用権原をもって後に当該敷地の所有権を取得した第三者に対抗しえないことになっても、当該道路の廃止がなされない限り、敷地所有権に加えられた右制限は消滅しない。したがって、後に当該敷地の所有権を取得した第三者は、右の制限の加わった状態における土地所有権を取得するにすぎず、当該敷地についてその使用収益権の行使が妨げられていることを理由として、損害賠償を求めることはできない。</p>
<p>○一七― 一</p>	<p>通行地役権 (通行妨害 排除) 確認 請求事件</p>	<p>江戸川簡 裁</p>	<p>昭和四四年七月 一二日道路例集 七一―卷五一九 七／二頁</p>	<p>本件土地はもと耕地整 理組合の所有地であつ たが、地域分割交付の 際に通路敷として存置 し、通行権存置のまま</p>	<p>「請求認容」区長の供用開始行為がその権原に属するものであると認められる外観的形式を具備する限り、仮に違法な点があったとしても、その違法が重大、かつ明白であると認められる場合のほかは、これを法律上当然無効となすべきではない。</p>

公共施設敷地と登記

<p>番号</p>	<p>事件名</p>	<p>裁判所</p>	<p>判決年月日</p>	<p>事件の概要</p>	<p>判決要旨</p>
<p>〇一七一</p>	<p>同右</p>	<p>東京地裁</p>	<p>昭和四三年九月 二日判例時報五 五三号五七頁・ 道路例集七一I 卷五一九七ノ一 一頁</p>	<p>同右 転々売買され、現在被告の所有地となっている。原告らは付近の住民等であるが、本件土地が昭和二八年に江戸川区長が特別区道として供用開始し、その後も通行してきたが、昭和三四年被告が倉庫等を建築し通行を妨害したにもかかわらず江戸川区長がこれを禁止しなかったため、本訴を提起した。</p>	<p>「控訴棄却」供用開始公示は一般の用に供する旨の行政主体の意思表示であり道路を最終的に成立させるものであるから供用開始公示の時には当該土地につき所有権、賃借権その他の権原を取得し既に道路としての形態を具備することを要する。現実に通行可能な状態にない道路の供用開始行為には瑕疵がある。瑕疵ある行政行為は、その瑕疵が重大にして、かつ明白な場合に限り当然無効となるべきで本件供用開始行為は一見して明白とはいいがたく当然無効な行政行為ではない。</p>

○二七	同右	東京高裁	昭和四四年一月同右 三一日判時五五 三号五七頁・道 路例集七―I巻 五一九七／二一 頁	同右	「破棄差戻」道路敷について所有権賃借権その他の権原を有していたことを明認するに足る証拠はなく、現実には通行可能な状態にない道路の認定及び供用開始の公示は当然無効と解するを相当とする。
○一七	通行地役権 確認請求事 件	東京地裁	昭和四七年三月 二五日判例タイ ムズ二七八号三 一三頁	同右	□ 道路管理者が道路敷地に関し所有権その他の権原を取得しなかった瑕疵は、同権原を取得する以外には治癒されない。
○一八	東京都新島 村道にかか る土地所有 権等確認請 求事件	東京地裁	昭和四一年二月 一六日判時四三 七号四四頁・道 路例集七―I巻 五一九七／二一 頁	新島ミサイル基地道路 について、原告らが土 地所有権確認等を請求 した。	「請求一部認容」道路敷地を無償で寄附したものは、当該敷地について土地所有権確認及び妨害排除を請求することはできない。道路新設工事を行うに際し、関係土地所有者から道路敷地の所有権の譲渡について承諾がない場合、土地の使用を妨害している道路管理者に対して、所有権確認及び妨害排除を請求することができる。
○一九	松山市愛媛 県道に係る 道路敷地所 有権確認請 求事件	松山簡裁	昭和四一年六月 一日道路例集七 ―I巻五六四二 頁	原告は県道敷地となっ ている本件土地につい て、相続により所有権 を取得したとしてその 確認を請求した。	「請求棄却」現在、平穩裡に道路敷地に供されてお り、かつ、道路管理者が道路用地買収金を原告の先代に支払 っておれば、係争地は道路が建設された際、道路管理者 において当時の所有者から適法に買収されたといえる。 適法に買収された道路敷地について、所有権移転の登記 がなされていないからといって、直ちにこの一事をもつ て本件土地の所有権が道路管理者になんといえない。

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇二〇	名古屋市道に係る道路敷地所有権確認土地明渡請求・所有権移転登記手続反訴請求事件	名古屋地裁	昭和四二年四月二五日道路例集七―I巻五六四四頁	原告は市道敷地となっている本件土地を訴外会社より譲渡され所有権移転登記もなされているとして、被告国に對してその所有権の確認、土地明渡等を請求した。	<p>〔請求棄却〕固定資産税の徴収は道路敷地が原告名義に登記されている関係上、事務的に賦課されたものと推察されるから、単にその事実のみで贈与契約の合意解約、解除、贈与の取消、受贈者の権利放棄があったとはいえない。贈与により土地の所有権を取得したが、その旨の登記を経由しなかった場合、その後、贈与者から右土地の売渡を受け所有権移転登記を経由したものは、所有権の取得を對抗できない。所有の意思をもって平穩かつ公然に敷地を占有し、その占有のはじめ善意にして、かつ、過失がなく、敷地の所有権を時効取得したものは、その取得時効の進行中に敷地の譲渡を受け、その旨の登記を経由したものに對しては、登記がなくてもその時効取得を主張できる。</p> <p>〔請求棄却〕道路を構成する敷地にあつては、国または地方公共団体による所有権の取得についても民法一一七条の適用があり、本件土地について、原告は、中野区に對してその所有者であることを對抗することができる。道路法四条に規定する私権の制限は、道路設置者の取得すべき権原そのものに根拠があるのではなく、右制限は、供用開始による公法関係に基づいて設定された特殊の絶対的な規制であるから、適法に権原を取得して供用が開始された以上、権原の登記の有無にかかわらず、右制限の効力は生じ、その後第三者が所有権を取得して</p>
〇二一	東京都中野区道・道路敷地所有権に基づく物件撤去宅地明渡請求事件	東京地裁	昭和四二年一月二一日判時五〇八号五七頁・道路例集七―I巻五六五三頁	原告は競落によつて取得した本件土地上に被告電力会社が設置・管理している電柱等の撤去・明渡を請求した。本件土地は昭和二九年に中野区が道路敷地として供用を開始した。	<p>「請求棄却」道路を構成する敷地にあつては、国または地方公共団体による所有権の取得についても民法一一七条の適用があり、本件土地について、原告は、中野区に對してその所有者であることを對抗することができる。道路法四条に規定する私権の制限は、道路設置者の取得すべき権原そのものに根拠があるのではなく、右制限は、供用開始による公法関係に基づいて設定された特殊の絶対的な規制であるから、適法に権原を取得して供用が開始された以上、権原の登記の有無にかかわらず、右制限の効力は生じ、その後第三者が所有権を取得して</p>

<p>〇二一</p>	<p>同右</p>	<p>東京高裁</p>	<p>昭和四九年一〇月二一日高民集二七巻五号三七七頁・道路例集七一巻五六五三〇七頁</p>	<p>同右</p>	<p>登記を経たため道路設置者において右第三者に対し所有権そのものは対抗できなくなつたとしても、右効力に影響を及ぼすものではない。</p>
<p>〇二二</p>	<p>名古屋市・愛知県道路敷地時効取得事件</p>	<p>名古屋地裁</p>	<p>昭和四三年八月一七日道路例集七一巻五六五三〇一二頁</p>	<p>原告の不知の間に所有地が分筆され、本件土地については国道敷地に使用されていることが判明したたとして、所有権確認を請求した。</p>	<p>〔請求棄却〕 土地売却承諾書の被買収者の印影が、その妻の実印と一致し、被買収者自身が押印したものとかが妻が代行したものであるか明らかでなく、被買収者の母が当該土地の管理にあつたていて、被買収者が当該土地の買収されたことを知らなかつたと認められるときは、当該印影は被買収者の意思に基づく押印でなかつたものと認めるべきである。道路管理者が所有の意思をもつて平穩、かつ、公然に土地を占有し、その占有の始め善意であつたものと推定され、しかも当該土地を占有するにあつた、その権原を有すると信ずるにつき過失がなかつた場合、道路管理者は占有開始の日より一〇年を経過したとき当該土地の所有権を取得する。</p>
<p>〇二三</p>	<p>弘前市道所有権確認請求事件</p>	<p>青森地裁弘前支部</p>	<p>昭和四三年一月二八日道路例集七一巻五六</p>	<p>原告らは訴外人らより溜池及び堤塘地の共有持分を売買により取得</p>	<p>〔請求棄却〕 溜池を買い受ける者としては、既に溜池の一部が道路敷地として公の用に供されていることが明らかなる場合、当該土地が売買の目的に含まれているか否か</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
○三三十一 a一	弘前市道所有権移転登記手続請求事件	青森地裁弘前支部	昭和四八年三月三十一日道路例集七一巻五六五三ノ四二頁	上記最高裁判決をうけて、国が溜池及び堤塘地所有者に所有権移転登記手続を請求した。	「請求認容」上記の判決とほぼ同様の理由により原告国の請求を認容した。
○三三十一 三	同右	最高裁	昭和四六年一月二十八日道路例集七一巻五六五三ノ三七頁	同右	「上告棄却」同右
○三三十一 二	仙台高裁秋田支部	同右	昭和四六年四月一五日道路例集七一巻五六五三ノ三一頁	同右	「控訴棄却」同右
○三三十一 a二	同右	仙台高裁秋田支部	昭和四九年一月二十七日道路例集七一巻五六	同右	「控訴棄却」同右

<p>一〇二四一</p>	<p>岡山市道所 有権確認請 求事件</p>	<p>岡山地裁</p>	<p>昭和四十六年三月 四日道路例集七 一―I卷五六五七 ―I三頁</p>	<p>昭和三〇年六月 一―I卷五六五 七―I四頁</p>	<p>最高裁 五三／五三頁</p>
<p>原告らは訴外甲より本 件土地を相続したが、 西大寺市がかねてから 本件土地を市道敷地に 取り入れ、現に道路と して公共の用に供して いるため、これによつ て原告らの使用収益が 妨げられたとして、西 大寺市と合併した被告 岡山市に損害賠償等を 請求した。</p>			<p>同右</p>	<p>〔請求棄却〕訴外甲が昭和八年以来死亡するまで旧西大 寺市市会議員であり、市会議長の要職に就任したことも ある実力者であること、同一二年四月頃本件土地が道路 敷として使用開始されて以来本件訴訟提起直前まで本件 土地の供用について何人からも異議苦情のなかったこと 及び同三年本件道路の県道編入申請について亡甲自ら 市議会議長として審議し議決していることを併せ考え ると、本件土地の所有権が国に移転したと認めるには十 分ではないが、代金決定等その後の事務処理のされない 間においても、亡甲は本件土地が本件道路敷として使用 されることを承諾していたことを認めるのに十分であ る。従って当時本件道路管理者である西大寺町長との間 に、少なくとも、黙示的に、本件土地を道路の敷地に供 する目的の賃貸借契約が存在していたと認めるのが相当 であつて旧西大寺町長は本件土地を本件道路の用に供す るために必要な権原を取得していたということができ る。本件土地につき昭和一二年四月頃適法な手続を経て 道路（町道）として供用が開始された以上、当該敷地は 公物たる道路の構成部分として道路法所定（道路法四</p>	

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要
〇二四一	同右	広島高裁 岡山支部	昭和四九年三月 二九日道路例集 七一―卷五六五 七―九頁	
〇二四一	同右	最高裁	昭和五〇年一月 二一日道路例集 七一―卷五六五 八頁	
〇二五一	国道〇号土地所有権確認等請求事件	山口地裁	昭和四六年四月 二八日道路例集 七一―卷五六八 一―二頁	<p>判決要旨</p> <p>条、旧道路法六条)の制限をうけることになるから、本件土地の所有権がなお原告らに属しているとしても、原告らは道路管理者たる被告に対して、道路敷地である本件土地について使用収益を妨げられていることを理由として損害賠償を求めることはできない。</p> <p>〔控訴棄却〕 訴外人が死亡するまで約二五年間にわたって本件土地の道路使用とその使用対価につき異議の表明ないしは申入をした形跡の窺われない等一切の事情を総合すると、本件では訴外人は本来土地が道路敷地として使用されることを当初から承認し、道路完工後無償使用をすることを認めたものと推認される。従って、本件道路開設、使用は適法なもので、控訴人らの不法行為、不当利得を根拠とする請求も補償金支払い義務があるとの主張も容認しがたい。</p> <p>〔和解〕 決定</p> <p>〔請求棄却〕 被告国は、原告の被相続人との間に、同人所有の土地を国道二号線拡幅工事用地として買い受ける旨の売買契約を締結したことが認めることができ、その対価として、右土地の所有権を取得したことが認められ</p>

○二五―	同右	広島高裁	昭和四七年九月 一九日道路例集 七―I卷五六八 一―七頁		<p>る。売買代金の未払いは必ずしも売買契約の成立を否定する理由にはならない。</p> <p>〔控訴棄却〕同右</p>
○二五― 三		最高裁	昭和四八年三月 二三日道路例集 七―I卷五六八 一―九頁		<p>〔上告棄却〕同右</p>
○二六― 一	津市道に係る土地所有権確認請求事件	津地裁	昭和四六年六月 二八日道路例集 七―I卷五六八 二頁	原告らは市道敷地となつている本件土地について無償譲渡の承諾をしていないとして所有権の確認を請求した。	<p>〔請求棄却〕市の財政上の理由から市道改良工事を施工するにあたり、地元の有力者らが協力に説得して、一部の地元住民から相当の財産を寄附させることの可否はさておき、原告らが親戚関係者に対してさえ本件の苦情や不満を何も漏らしたことがないこと、本訴が本件後約六年も経過してようやく提起されたものであること、原告らは本件の道路改良工事については側溝もできているので異存はないとしていたこと等の事実から、本件土地を市へ無償譲渡する旨の承諾があったとは明らかである。</p>
○二六― 二	同右	名古屋高裁	昭和四七年六月 三〇日道路例集 七―I卷五六八 五―二頁		<p>〔請求認容・原判決取消〕控訴人の寄附の承諾がないにもかかわらず、世話人が被告市の職員に承諾を得たと申し受け、控訴人が、その後所有権を争っている場合には、道路管理者は敷地に付き権原を得ずに供用を開始し</p>

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇二六一 三	同右	最高裁	昭和四八年二月 二七日道路例集 七一―卷五六八 五／七頁	同右	<p>「請求棄却」原告の被相続人甲は、昭和一〇年三月二三日所有地を三筆に分割したが、本件土地を含む旧一番の九七山林は細長いかつ湾曲した帯状の土地であったこと、その後、昭和三四年一月二〇日その土地の一部について被告県に所有権移転登記がなされたこと（この登記は売買を原因としてなされているが、実際には、その金額はきわめて僅かであり、いわゆる「判付料」と認められるので、売買がなされたとは認められない。）、その結果、原告名義に残されているのは、細長い楔形の本件土地二筆のみであり、いずれも独立の土地としては著しくその効用を損するような位置形状であること等の事実ほかその他の証言により、本件土地を含む旧一番の九七の山林は、訴外甲より参加人国へ県道の道路敷として寄附がされたものと認められる。原告は、（一）本件土地の登記名義が原告に存すること、（二）本件土地の固定</p>
〇二七	愛知県道土地所有権確認等請求事件	名古屋地裁	昭和四八年一月 三〇日道路例集 七一―卷五六九 六頁	<p>原告は県道敷地となっている本件土地の登記名義が原告のものであること、固定資産税を賦課されていること、寄附承諾書がないこと等を理由に、その所有権の確認等を請求した。</p>	

○二八	二級国道長崎口之津諫早線に係る道路敷地所有権移転登記抹消登記手続請求事件	島原簡裁	昭和四八年五月一日道路例集七―I卷五七〇四頁	原告は国道敷地となっている本件土地について、既になされている売買を原因とする所有権移転登記の抹消登記手続を請求した。原告は売買契約の存在を否定している。	資産税が訴外甲に賦課されてきたこと、(二)寄附承諾書がないことを主張するが、(一)は、前記の事実関係により、(二)は、後に右土地が道路敷であることにより固定資産税は原告に還付されていることにより、右二点は寄附の認定の妨げとはならない。また、(三)についても、寄附承諾書がないことは、前記認定を覆すに足りるものではない。
○二九	三次市立木撤去補償請求事件	広島地裁三次支部	昭和五一年三月五日道路例集七―I卷五七二六頁	原告日本道路公団は被告より本件土地を購入し所有権移転登記も経由したが、被告は原告との間で立木補償があったと主張して本件土地の明渡を拒否しているため、土地の明渡等を請求した。	「請求認容」本件土地売買契約は、被告の主張するような条件付き契約ではなく、契約成立過程にも瑕疵とみられるものはなく有効に成立したものである。被告は、立木について登記簿面積相当分の面積をテープで確保するとの条件が契約内容中にあつたとするが、それは事実誤認であり認められない。

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇三〇	静岡県道土地明渡等請求事件	静岡地裁	昭和五一年六月二二日道路例集七一―I卷五七二〇頁	原告は県道敷地となっている本件土地を買っているが、被告が所有権移転登記を経由したが、被告が本件土地を道路敷として占有していることが道路管理の瑕疵に該当するとして損害賠償等を請求した。	「請求棄却」原告所有の土地は道路敷となっており、道路法四条の制限は土地が公用に供せられる結果生ずるものであって、県道の廃止がなされない限り、土地所有権に加えられた右制限は消滅するものではない。道路管理上の瑕疵とは、道路が通常備うべき安全性を欠いている状態をいうのであって、地目の表示が現状と異なっているからといって、瑕疵があったとはいえない。
〇三一	高速自動車国道関門自動車道隧道部分土地明渡請求事件	福岡地裁小倉支部	昭和五一年七月一日道路例集七一―I卷五七二七頁	原告は被告道路公園が無断で原告所有の本件土地の地下に隧道を建設したとしてその収去・明渡を、予備的に損害賠償を請求した。	「損害賠償請求のみ認容」道路管理者が道路の供用を開始するためには、土地その他の物件に関する権原の取得が必要であり、何等の権原をも取得することなく他人の土地について供用を開始しても、その供用開始行為は無効である。被告日本道路公園は、本件土地の地下に何等の権原もなく本件隧道を貫通させ、右土地所有権を過失により不法に侵害している。しかし、右土地を貫通する部分を撤去することは、多大の費用を要し、社会経済上の損失も少なくないのに対し、右土地を現況どおり山林として利用する限りにおいては、本件隧道の存在は格別支障とはならない。双方の事情を比較検討すれば、土地所有権に基づき本件隧道の一部収去を求めるとは、権利の濫用として許されない。原告は、被告の本件隧道設置により、不法に土地所有権を侵害されたことにより、

○三三一	鳥根県道土地境界標識撤去等請求事件	松江地裁	昭和五二年三月二二日道路例集七―I卷五七四頁	原告は県道敷地とされている本件土地を訴外甲(甲は訴外乙から相続で継承取得した)から売買により譲り受けが、被告が無断で本件土地部分に土地境界標識を描引したし、その撤去を求めた。	相当な精神的苦痛を被ったのであるから、被告は原告にたいし、相当額の慰謝料を支払うべき義務がある。
○三三一	同右	広島高裁 松江支部	昭和五五年三月二八日道路例集七―I卷五七四頁	同右	「二審原告の請求認容・原判決破棄」原審の事実認定は信用できない。
○三三一	同右	最高裁	昭和五八年三月二五日道路例集七―I卷五七四頁	同右	「上告棄却」原審維持
○三三一	八代市道敷所有権確認	熊本地裁	昭和五三年三月二八日道路例集	原告は亡父より継承取得した本件土地が道路	「損害賠償のみ認容」原告の売買の事実の不存在を理由とする請求に対し、被告八代市は、当該土地に隣接する

公共施設敷地と登記

○三三十一 二	番号	
同右	事件名	
福岡高裁	裁判所	
昭和五五年六月 一〇日道路例集 七―I巻五七五	判決年月日	
	事件の概要	
「原判決破棄・一審原告の請求を棄却」本件土地を道路敷として占有管理して以来、三〇年余にわたって、各種工事を行うなど、控訴人八代市がこれを占有管理してき	土地が何れも道路建設、供用開始後十数年を経た時点で、道路開設時の売買を理由として所有権移転登記がなされ、本件土地も、右道路開設時点で、土地分筆登記がなされていることから、本件土地も隣接地と同様、買収されていると推定されること、道路開設以前に本件土地に存在していた家屋が引き直し解体されていることから、当然に補償の行われていたことが推定されること、その後二十数年間種々の道路工事を行ってきたのに、原告から何等の苦情もなかったことから、道路開設時に本件土地の買収が行われたことは明らかである。仮定抗弁として、時効取得を主張したことに關し、右主張は買収の事実を推認するものとしては論拠に乏しいとし、時効の主張についても、土地の分筆登記のみでは被告の所有の意思による占有の開始とみなすことはできず、かえって、被告は道路開設後20年経過後の時点で、原告に対して、固定資産税を賦課し、その支払いを督促していたこと、その後も課税台帳に登載し、資産内容通知書を送付していることにかんがみて、被告の占有が所有の意思に基づくものであったとはできず、その主張は採用できない。	判決要旨

<p>〇三四一</p>	<p>那覇市道つ ぶれ地明渡 等請求事件</p>	<p>那覇地裁</p>	<p>昭和五三年三月 二八日道路例集 七一―I卷五七六 一ノ二頁</p>	<p>原告は本件土地を無権 原で道路敷地として占 用しているとして、明 渡及び補償を請求し た。</p>	<p>たこと、これに対し、被控訴人はもちろんその親族など からも何等の苦情の申出もなかったこと、道路設置に関 する道路法上の手続も適法に行われていることから、控 訴人が所有の意思をもって本件土地を占有していたもの と推認するに十分である。所有の意思の有無を判断す るについて、占有者が登記簿上の所有名義を有するか否 か、公租公課を負担しているか否かは、目的物に対し、 占有者がどれだけ実質的利益関係を持っているかを考え る意味で一つの基準となるが、決定的な基準とはなら ず、登記簿上の記載が必ずしも実際の権利関係と合致し ていない一般的状況、戦前から買取済みの道路用地を登 記未了のまま残している九州各地の市町村の状況から、 所有権取得登記を経していないことは所有の意思の推認を 特に妨げるものではない。固定資産税の賦課は登記簿上 の所有者に行われるのが原則であり、この事実の意義も 所有権の有無の意義と同様である。</p> <p>〔損害賠償請求認容〕権原なしに行つた道路の供用開始 は無効である。比較的長い期間にわたり事実上道路と して利用されてきた等の事情のある土地について行われ た無効な供用開始行為によって土地所有者の蒙る損害 は、土地の賃料相当額であると解するのは適當でなく、 土地所有者が蒙る無形の損害及び精神的な損害の賠償と して慰謝料に準じた金銭の支払いが相当である。</p>
				<p>同右</p>	<p>九ノ二五頁</p>

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇三四― 二	同右	福岡高裁 那覇支部	昭和五五年七月 一日道路例集七 ―I巻五七六一 ／七／四頁	同右	<p>「一審原告の請求認容・原判決一部破棄」被控訴人那覇市は、原審において本件道路部分の賃料についての控訴人の主張事実を認める旨の陳述をなし、当審においてその自白を撤回したが、自白の撤回が許されるのは、自白が真実に反し、かつ錯誤によってなされた場合でなければならず、本件の場合には、被控訴人の自白が真実に反するとは認め難いので、控訴人の抗弁及び主張はいずれも認められない。</p> <p>「上告棄却」上告理由は原審の不当をいうに過ぎない。</p>
〇三四― 三	同右	最高裁	昭和五六年六月 二八日道路例集 七―I巻五七六 一／七／一〇頁	同右	
〇三五― 一	三国町道土地明渡等請求事件	福井地裁	昭和五三年一〇 月一三日道路例 集七―I巻五七 六一／九／二頁	原告は訴外日から贈与によって道路敷となつ集七―I巻五七六一、被告町にその明渡等を請求した。	

<p>〇三五― 二</p>	<p>浦添市道認 定取消等請 求事件</p>	<p>那覇地裁</p>	<p>〇三六</p>
<p>同右</p>	<p>昭和五四年一月 三一日行裁例集 三〇卷一号二三 六頁・道路例集 七一―I卷五二六 五／六頁</p>	<p>名古屋高 裁</p>	<p>昭和五四年一二 月一七道路例 集七一―I卷五七 六一／九／一〇 頁</p>
<p>同右</p>	<p>本件土地のうち市道一 号にかかる部分は原告 甲が公有水面埋立免許 を得て埋立時より道路 として使用してきたも のを被告が道路として 供用開始したものであ り、市道六二号にかか る部分は原告乙らが訴 外から購入した土地で あるがこれは旧軍用地 内の土地で供用開始前 から道路として使用さ れていたものを被告が 供用開始したもので、 原告らは道路認定の取 消、賃料相当額の賠償 等を求めた。</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>〔控訴棄却〕原審維持。</p>	<p>〔請求一部認容〕道路管理者が道路の敷地等について所 有権その他の権原を取得することなく、他人の土地につ いてなした供用開始の公示は、いわゆる内容不能な行政 行為（行政行為の内容が実現不能な場合）として無効で ある。道路敷地が一般通行の用に供されて事実上の道路 として取り扱われている場合には、不法占用となり、賃 料相当額の損害を賠償すべき義務がある。供用開始以前 から事実上一般公衆の交通の用に供する道路として無償 で利用され、所有者において供用開始の有無にかかわら ず当該土地を道路として維持・存続させる義務を負ってお りこれを道路以外の他の用途に使用することができなく なりこれを道路以外の場合には、賃料相当額の損害を被ったと認めるこ とはできない。</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇三七	国道二四九号線道路敷地等時効取得事件	七尾簡裁	昭和五四年五月二七日道路例集七―I卷五七六一―〇頁	原告は訴外甲から道路敷となった本件土地の贈与を受け、国に対して所有権の確認を請求した。	<p>「請求棄却」時効取得した国道敷地について、いわゆる背信的悪意者は、登記の欠缺を主張するに正当な利益を有する第三者には該当しない。国は、原告に対して、登記なくして時効取得した土地所有権を対抗しうる。</p>
〇三八	東京都道田無町停車場線・道路敷明渡請求事件	東京地裁	昭和五四年一月二六日道路例集七―I卷五七六一―一八頁	原告は道路敷となった本件土地の明渡を被告都に請求した。	<p>「請求棄却」本件土地については、土地分筆届等から、当時の本件道路敷の道路敷管理者に対し、道路の敷地として使用することを承諾したものと推認されるので、道路敷管理者たる田無町長は、当時の所有者との間の公用負担契約により本件土地を使用しうる権原を取得したものである。</p>
〇三九	道路認定等無効確認請求事件	鳥取地裁	昭和五五年三月一三日行裁例集三一巻三号四二六頁	原告は、登記簿上原告の所有となっている土地を被告奈良県らが占有し、所有を争っているとして、所有権確認、土地明渡を求め	<p>「請求棄却」本件土地が原告が登記上所有名義を有する本件地番の土地に該当すると即断することはできず、他に証拠はないので、本件係争地が原告の所有であると認められることはできない。仮に、本件係争地が本件地番の土地に該当するとしても、原告のした売買は、いわゆる山林の地番による売買でなく、県道東側の土地を対象地と</p>
〇四〇―	奈良市土地所有権確認請求事件	奈良簡裁	昭和五五年三月二五道路例集七―I卷五七六一―二九―三二頁	原告は、登記簿上原告の所有となっている土地を被告奈良県らが占有し、所有を争っているとして、所有権確認、土地明渡を求め	<p>「請求棄却」本件土地が原告が登記上所有名義を有する本件地番の土地に該当すると即断することはできず、他に証拠はないので、本件係争地が原告の所有であると認められることはできない。仮に、本件係争地が本件地番の土地に該当するとしても、原告のした売買は、いわゆる山林の地番による売買でなく、県道東側の土地を対象地と</p>

○四〇一	同右	奈良地裁	昭和五八年五月 一一日道路例集 七一―卷五七六 一ノ二九ノ二八 頁	原告主張のほか、原告の土地と被告の土地の境界の確定を求めた。	して特定した範囲の土地の売買であって、これを登記簿上の本件地番の土地として各所有権移転の登記を経由したものと解され、本件係争地の所有権取得をいう原告の主張は認めることができない。
○四一	いわき市国 道六号土地 所有権確認 請求事件	福島地裁 いわき支 部	昭和五五年一二 月一〇日道路例 集七一―卷五七 六―二九ノ四 〇頁	原告は競落によって国 道敷である本件土地の 所有権を取得し、被告 国に対して所有権確認 を請求した。	「請求棄却」被告国は、国道建設工事後、町から土地の寄附を受けて、遅くとも供用開始の日である日には本件土地の占有を開始し、右占有を継続して二〇年の経過によりその所有権を取得したものと認めることができる。国の機関たる管理者による国道の維持、管理行為は、道路敷が国の事実的支配内に属していることを意味し、私法上の効果として、それが時効取得の基礎となる占有に該当する。
○四二一	千葉原道・ 所有権確認 請求・土地 所有権移転 登記手続等 請求（併合）	千葉地裁	昭和五七年二月 二三日道路例集 七一―卷五七六 一ノ六九頁	甲事件原告Iは、相続 によって本件土地を取 得し、登記も経由した が、本件土地は明治三 九年頃から事実上道路 になっており、地租も	「乙事件原告の国の請求認容」国は、明治三十九年に本件土地をIの先代から買い受けて所有権を取得した。乙事件原告Yは、いわば自ら国の権利取得に問題があるのを知りながらあえて火中の栗を拾おうとして本件仮登記、本件根抵当権登記を経たものであることは明らかである。したがって、いわゆる背信的悪意者に該当するとい

<p>番号</p>	<p>事件名</p>	<p>裁判所</p>	<p>判決年月日</p>	<p>○四二一 二</p>	<p>同右</p>	<p>東京高裁</p>	<p>昭和五八年一〇 月三二日道路例 集七一I巻五七 六一ノ八七ノ四 頁</p>	<p>事件の概要</p>	<p>判決要旨</p>		
				<p>免除されていた。本件土地はIの先代が明治三十九年に国に売り渡したものであるが、乙事件被告YはIとの間で根抵当権設定登記、代物弁済予約を原因とする所有権移転仮登記を経た。甲事件ではIが被告県に対して所有権確認請求を、乙事件では国がIとYに対し所有権移転登記手続等を請求した。</p>				<p>「控訴棄却」旧土地台帳に「買上道路敷ニ付キ除租」との記載があること、本件土地は周辺地とともに収用の対象となったが周辺地は結局任意買収され、Iの先代が買収交渉を拒んできたとか工事後の道路としての使用に異議を申し出ていた等の事情が認められないこと、Iが相続した九筆の土地のうち本件土地のみが七〇年後に移転登記されていること、先代が本件土地の保存登記をした当時他の八筆は未登記であったことから当該登記は売渡の準備手続と解されること、から国の主張を認めること</p>			

<p>〇四三十一</p>	<p>豊橋市道土地引渡請求事件</p>	<p>名古屋地裁豊橋支部</p>	<p>昭和五七年四月二三日道路例集七―I巻五七六一―一〇九／六頁</p>	<p>本件土地は、元訴外の所有であったが、相続により原告が所有者となったところ、被告市が市道敷として占有しているとして、本件土地の所有権に基づき引き渡し、占有開始以後引渡済みまでの使用料相当損害金の支払いを求めた。</p>	<p>ができ、実体上の権利変動が生じていても事務手続上の過誤その他の事由により移転登記が経由されぬまま経過することも否定し得ないから、上記認定を左右しない。Yは背信的悪意者と認められる。</p>
<p>〇四三十一 二</p>	<p>同右</p>	<p>名古屋地裁</p>	<p>昭和五九年九月二七日道路例集七―I巻五七六一―一一一／三頁</p>	<p>同右</p>	<p>「控訴棄却」本件土地は旧土地台帳によれば「官知成」した旨の記載があり、民有地であったものが道路敷地として国に譲渡（寄附）され、国有に帰したものと認められる。控訴人は、自己所有地を調査した際、所有権移転登記が未了となっている本件土地を発見し、控訴人名義の所有権取得登記を了した。旧土地台帳によれば、「官地成」した旨記載されながら登記簿上の所有名義は旧地主のまま放置されている土地が、本件土地に隣接する土地にもみられるが、これは関係当事者が積極的に登記手</p>

公共施設敷地と登記

○四四一		番号
同右	四条畷市道 明渡等請求 事件	事件名
大阪高裁	大阪地裁	裁判所
昭和五八年一月 二五日道路例集 七―Ⅱ卷五七六	昭和五七年七月 三〇日道路例集 七―Ⅱ卷五七六 一ノ一一一ノ二 三頁	判決年月日
	道路に盛り土し、道路 北側部分の自然水路の 代わりにU字溝を設置 したところ、道路が急 傾斜面となったため、 コンクリート敷きに改 良したが、原告所有地 の石垣の一部が埋めら れ、道路幅が広くなっ たとして土地明渡およ び損害賠償請求が、ま た市に対しては別にU 字溝等の工作物の撤去 の訴がそれぞれなされ た。	事件の概要
〔控訴棄却〕同右	〔請求棄却〕本件係争地は、道路敷地に含まれる。	判決要旨 続きを進めなかったことによるものである。本件土地は、道路敷地とするために国に譲渡（寄附）されたが、所有権移転登記を経ることなく今日まで推移してきたものであり、控訴人の所有であることを前提とする本訴請求は理由がない。

<p>一 〇四七</p>	<p>広島県道土地所有権確</p>	<p>広島地裁</p>	<p>昭和五八年二月七日道路例集七</p>	<p>被告員が、道路敷地として買収した後、移転</p>	<p>「請求棄却」本来納付義務のないものを、原告が不服をいうことなく納付を継続することについて被告に故意過</p>
<p>〇四六</p>	<p>秋田県道土地所有権確 認請求事件</p>	<p>秋田簡裁</p>	<p>昭和五七年一月二日道路例集七―II卷五七六一―一三―三三三―五頁</p>	<p>県道の区域内に存する本件係争地は、①原告の父が所有権を取得した土地であること、②かりに、所有権を取得しないとしても、取得時効が完成している、として、原告は本件係争地につき所有権の確認を求めた。</p>	<p>「請求棄却」本件土地は、当時の村が原告の父から買収したことが認められる。本件では時効取得は認められない。</p>
<p>〇四五</p>	<p>大分県・里道土地所有 範囲確認請 求事件</p>	<p>豊後高田簡裁</p>	<p>昭和五八年一月二五―II卷五七六一―一三―二三―一〇頁</p>	<p>里道に接して原告の曾祖父が設置した幅七五センチの溝を訴外人が無断で埋めたため、原告所有地と里道との境界が不明確になったとして、前期溝の存した部分の土地が原告の所有地であることの確認を求めた。</p>	<p>「請求一部認容」本件溝は原告の曾祖父が設置し原告が方で代々掃除してきたこと、里道の幅員に関する国の主張は失当であること、溝の幅は概ね原告主張の通りであること、埋立に関する原告の主張は認められること等により、原告主張の範囲より若干狭い範囲で主張を認容した。</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇四七一	認請求事件	広島高裁	昭和五九年三月二八日道路例集七―Ⅱ卷五七六一―〇頁	登記を怠ったため、原告に固定資産税が課されたため、原告が所有権確認および損害賠償を請求した。	失を認めることはできないとし、また、被告の対応が不誠実であるということもできず不法行為責任は生じない。
〇四七八	平戸市道土地原状回復等請求事件	長崎地裁平戸支部	昭和五八年二月一〇日道路例集七―Ⅱ卷五七六一―〇頁	係争地を含む本件山林は原告の所有地であったが、市が係争地を原告に無断で農道の一部とし、さらに市道に編入してアスファルト簡易舗装したため、原告は上記山林が分断され、その価値が減少したとして、係争地の簡易舗装の取壊しおよび引渡、ならびに損害賠償を請求した。	「請求棄却」本件農道は同和地区の住民が所有地を同地区に贈与して開設したものであるところ、原告は不在地主であったため当該地区の役員は係争地の贈与について交渉を原告の弟に依頼し、同人が道路敷とする部分として係争地を指示したことから、同地区が贈与により係争地の所有権を取得したと信じたことにつき過失はなく、占有を継承した市は係争地を時効取得したものであり、また山林は同地区により分断されたものゆえ市に対する損害賠償請求は失当である。

○四九一	撰津市道土地明渡請求事件	大阪地裁	昭和五八年二月二三日道路例集七―II卷五七六一―/一一五/三頁	原告等は、本件土地を被告市が道路用地として無権限で占有しているとして、被告との間に、本件との間に、本件土地の使用貸借契約を締結した。その後、原告等は、この契約の更新を拒否し、本件土地の明渡と損害の支払を求めた。	「請求棄却」本件市道の境界明示線は原告も承認しているものであって、市道に存する本件土地は、被告の所有に属する。本件土地は、被告所有に属するから、使用貸借契約に当たって、被告には要素の錯誤があったものであり、本件使用貸借契約は無効である。
○四九一	同右	大阪高裁	昭和六〇年二月二七日道路例集七―II卷五七六一―/一一五/一頁	同右	「控訴棄却」本件係争地は、控訴人が訴外Aとの売買契約により取得した土地の中には含まれず、被控訴人所有の道路の一部である。また、控訴人は被控訴人に対し本件側溝敷地を無償譲渡した。従って、控訴人の所有権に基づく明渡請求は理由がない。
○四九一	同右	最高裁	昭和六〇年二月五日道路例集七―II卷五七六一―/一一五/二〇頁	同右	「上告棄却」同右

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
○五〇― 一	京都府・国 道敷地土地 所有権移転 登記手続請 求事件	京都地裁	昭和五八年二月 二五日道路例集 七―II卷五七六 一―一七頁		<p>〔請求認容〕国道の改築のため原告国が買収し、境界が一部不明のため所有権の移転登記が遅延していた土地について国の所有権を確認した。</p>
○五〇― 二	同右	大阪高裁	昭和六〇年五月 二八日道路例集 七―II卷五七六 一―一三―三 頁	<p>係争中の三筆の土地は「請求棄却」甲、乙、丙の遺産分割協議の結果亡Aの遺産のうち本件土地は乙の所有となったもので、遺産分割協議書は偽造されたものであるとの甲の主張は認めること 乙(被告)、丙が相続するもの ある。</p>	<p>〔控訴棄却〕同右</p>
○五一	宇治市道土地所有権持 分移転登記 手続等請求 事件	京都地裁	昭和五八年二月 二五日道路例集 七―II卷五七六 一―一三―六 頁	<p>し三名の共有地となつた。乙が三筆とも、単独相続の登記を経たうえ、うち二筆を市に寄附し登記もなされたため、甲が乙及び市を相手取って共有持分権に</p>	

○五二	倉敷市道土地所有権確認等請求事件	岡山地裁	昭和五八年三月九日道路例集七一〇卷五七六一—一三二—九六頁	<p>基づき更正登記手続きを求めた。</p> <p>市道の区域内に原告の所有権の登記が存する土地が存在しており、原告が当該土地を掘削して溝をつくった。原告は、被告に対し、所有権確認と損害賠償を求め、被告（倉敷市）は、原告に対し、掘削した部分について原状回復を求めた。</p>	<p>「請求一部認容」当該土地の一部は、明治以来現在まで公共の道路として使用されてはいるものの、その範囲は明確であり、移転登記を了している原告の所有するものと認めるのが相当であるが、他の部分は、登記簿上の面積と実測面積とが異なることから面積的にも疑問があり、その土地の所在が現実には判明しないところから、その土地の所有権確認を求める本訴請求部分は失当である。原告の主張する賃料相当の損害金の支払は、これを的確に認める証拠がなく請求の理由がない。原告の請求する慰謝料請求は、理由がない。原告は被告に対し、所有権に基づく原状回復義務の履行として、掘削した部分を埋戻、舗装工事をなし原状に回復する義務がある。</p>
○五三一	北九州市道土地明渡請求事件	福岡地裁小倉支部	昭和五八年三月十五日道路例集七一〇卷五七六一—一三一—一〇頁	<p>原告らは、係争地は原告らの所有地であると七—二卷五七六道として占有しているとして、所有権に基づき同地の明渡を求めたのに対し、国は同地を原告らの先代から買収したとして、所有権移転登記手続きを求め</p>	<p>「請求棄却」係争地は周辺の土地とともに分筆されたもので、周辺地は陸軍省により鉄道引込線敷地として買収され、その後国に移転登記されていること、原告の一人は係争地につき買収済みであることを理由に固定資産税の徴収免除を申し出ていること等から、係争地は周辺地とともに買収されたものと認めることができる。</p>

公共施設敷地と登記

<p>番号</p>	<p>○五三一 二</p>	<p>事件名</p>	<p>同右</p>	<p>裁判所</p>	<p>福岡高裁</p>
<p>判決年月日</p>	<p>昭和五八年一〇月一二日道路例集七―二卷五七六一―一三一―二三頁</p>	<p>事件の概要</p>	<p>昭和美八年四月二八日道路例集七―二卷五七六一―一六七頁</p>	<p>同右</p>	<p>た。</p>
<p>判決要旨</p>	<p>原告は原告の先代が本件土地を内務省に上地したが、後に同省と同日につき交換契約を締結し、予備的には後に自主占有を開始し時効取得したとの理由で、原告から国に登記義務の履行を求めた。国は所有権に基づき、市道敷を占有している原告に土地の明渡等を求めた。</p>	<p>「原告の請求棄却・国の請求認容」 右交換契約の成立は認められない。公共用財産は通常の場合には行政主体による公用廃止行為がない限り、私的占有ないし時効取得の対象とはなし得ないものというべきであるが、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、そのため實際上公の目的が害されることもなく、もはやその物を公用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、</p>	<p>昭和美八年四月二八日道路例集七―二卷五七六一―一六七頁</p>	<p>同右</p>	<p>開始の時点までには右基準に適合する客観的状況が存在していることを要し、占有開始後時効期間進行中のいずれかの時点ではじめて右基準を具備したというだけでは足りない。</p>

<p>一 〇五六―</p>	<p>〇五五</p>
<p>広島県道土 地所有権等 確認請求事 件</p>	<p>八女市道 路認定無効 確認請求事 件</p>
<p>広島地裁</p>	<p>福岡地裁</p>
<p>昭和五八年五月 二八日道路例集 七―II卷五七六 一ノ一八二頁</p>	<p>昭和五八年五月 一九日道路例集 七―I卷五三三 五ノ一〇五― 九頁</p>
<p>県道改築工事において 原告所有地が道路敷の 一部にとり込まれたた め土地の使用が不可能 になったとして県に対 して侵害賠償請求を、 本件土地は旧村に寄附 されて広島市の所有に 属すると主張する市及 び県に対して所有権確 認を請求した。</p>	<p>福島町（市制施行によ り現在は八女市）長 が、昭和二五年四月一 日に町道善四井出東西 線として道路の供用を 開始した土地は、原告 らの所有地であるが、 原告は被告が本件土地 についてなんらの権原 を取得することなく供 用開始をしたとして、 本件処分は無効確認を 請求した。</p>
<p>〔請求一部認容（所有権確認請求のみ認容）〕本件土地 の一部は昭和五二年の改築工事の頃までブロック塀で囲 み原告が占有していたものであり、先代から寄附を受け たとする県・市の主張は主証不十分である。仮に寄附を 受けていたと信じていたとしても、所有者と直接交渉も せず、所有者が誰であるかも知らなかったなど、他人の 所有地を村道敷地として取得するには、調査、確認 が不十分であり、占有当初無過失であったとは肯認しが たい。二〇年の土地の取得時効についても占有の範囲が 明らかでなく認められない。以上から、本件土地の所有 権確認請求につき、原告の請求を認容する。本件土地の</p>	<p>〔請求却下〕原告らは、供用開始の当然無効を前提とし て、本件土地所有権に基づいて、土地所有権確認、その 他土地明渡請求などの訴えの提起によって目的を達成す ることができるといふべきであり、原告らは本件訴訟の 原告適格を欠く。</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件命	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
○五七	国道二号 (第一神明 道路) 土地	神戸地裁	昭和五八年九月 一三日道路例集 七―I 卷五三三	原告は、本件登記簿上 の土地の所有者で、登 記簿上の所有名義人で	「請求棄却」被告が本件道路用地取得のため行った調査の結果、本件登記簿上の土地は現地に存在しないものとして処理され、原告は、道路予定地となる土地は別の二
○五六― 二	同右	広島高裁	平成元年一二月 二五日道路例集 七―II 卷五七六 一―一九一―三 頁	同右	「控訴棄却」本件土地は訴外A、Bからの寄附により旧村の所有に帰した後、合併により旧町、ついで控訴人広島市がその所有権を継承したものである。旧村は寄附を受けたものの所有権移転登記手続を怠り、道路用地としての減免措置をも失念してしまい、同村、旧町、控訴人広島市は登記簿上の所有名義人に固定資産税を賦課し続けてきた。同税を賦課してきたことは事務処理場の過誤というほかはなく、それによって同人らを本件土地の所有者と認め、表示したことはないから、控訴人らの、寄附による所有権の取得の主張が信義則に反し禁反言の法理に反するものとまではいい難い。原審は、被控訴人らの請求は理由がなく棄却すべきであるところ、請求を一部認容した点において失当というべきである。

	<p>明渡等請求 事件</p>	<p>五ノ一〇七頁</p>	<p>あり、右土地は本件現場土地に該当するところ、被告日本道路公団は本件現場土地を道路敷として使用し、これを占有しているとして、所有権に基づき土地の明渡等を請求した。</p>	<p>筆であることを確認する調書に押印の上、右二筆を売却し、その際本件現場土地については何らの申入れもなかったこと、原告が本件登記簿上の土地を前主から買い受ける際に、同地の範囲の指示は受けておらず、本件現場土地の範囲は、原告が公図の輪郭から想像したものすぎないと認められること等からして、本件登記簿上の土地が本件現場土地に該当するものとは認めるに足りず、本訴請求は、その前提を欠くことになる。</p>
<p>〇五八</p>	<p>横浜市道に係る損害賠償請求事件</p>	<p>横浜地裁</p>	<p>昭和五八年九月三〇日道路例集七―II卷五七六一ノ二二七―五頁</p>	<p>「請求棄却」被告は、本件土地を前記中和田村と合併二〇年以上、平穩かつ公然に、所有者しからずとしても地上権者の意思をもって排他的に占有してきたものと認められるから被告の時効取得援用の主張には理由がある。本件土地の買収処分取消後、被告において原告に対し本件土地につき固定資産税を賦課しているが、これは本件土地の管理権限を有しない部局の過誤に過ぎないから、時効援用権の喪失を来すものではない。</p>
			<p>被告横浜市が道路として占有している土地は、自作農創設特別措置法三条により国に買収されたが、昭和四八年四月二一日、買収処分取消により、原告の先代に返還され、原告がこれを相続した。原告は、被告が本件土地を道路敷として占有しており、社会通念上回復不可能であるとして、損害賠償を請求した。</p>	

番号	事件命	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
○五九	国道一七五号線所有権確認事件	神戸地裁	昭和五八年一月二〇日道路例集七―Ⅱ卷五七六一―二二八頁	原告（反诉被告）は、被告（反訴原告、国）が私有地に道路を建設し、不法に占有したとして、七〇〇万円分の損害賠償を請求した。これに対し、被告は、係争地の買収を主位的請求原因、時効取得を予備的請求原因として、所有権移転登記手続を求めた。	「原告の請求一部棄却、一部却下、反訴原告の主位的請求棄却」被告（反訴原告）国が係争地を買収したという事実を認めるに足りる証拠はないが、占有期間二〇年をもって時効取得が成立しており、原告（反诉被告）には所有権がない。
○六〇	国道三号所有権移転登記抹消登記手続請求事件	熊本簡裁	昭和五九年一月三〇日道路例集七―Ⅱ卷五七六一―二六四頁	原告の先代と国との間でなされた本件土地に係る所有権移転登記は、先代が心身喪失の常況にあった際に、先代の弟が無権限でなし、たもので無効であり、本件土地の所有権は、先代の相続人たる原告が有するとの理由で、国に本件移転登記の抹	「請求棄却」先代の弟は、本件土地を先代からの贈与により自己の所有に帰したものと信じ占有を続け、国も弟からその占有を継承し、占有を続けているから、国は弟が占有を開始した時にさかのぼって本件土地を時効により取得してものと言える。また国には本件移転登記が先代の意思に基づくものであると信ずることにつき正当な事由が存するから、原告は国に対して本件移転登記の無効を主張し得ない。

<p>二 〇六一―</p>	<p>同右</p>	<p>大阪高裁</p>	<p>昭和五九年六月 二八日道路例集 七―Ⅱ卷五七六 一ノ二七七ノ三 頁</p>	<p>同右</p>	<p>「原判決取消」控訴人の本件訴えは、本件道路の道路認定及び供用開始処分を求めると共に右処分が無効確認を求める趣旨をも含むものであり、控訴人の本件訴えは取消訴訟の出訴期間経過後提起されたもので不適法であるとしてこれを却下した原判決は違法である。き正当な理由があるとは認め難く、本件訴えは出訴期間を</p>
<p>一 〇六一―</p>	<p>大阪市道認定供用開始行政処分取消等請求事件</p>	<p>大阪地裁</p>	<p>昭和五九年一月 三一日道路例集 七―Ⅱ卷五七六 一ノ二七三頁</p>	<p>原告は、係争地の所有者であるところ、被告は、大正一四年四月一日に市道五九一―号線の道路認定及び使用開始処分を行い、その位置を係争地を含む道路であると主張しているが、原告は、これは事実上反し同線は別の位置にある道路にほかならないため、被告の誤った主張を正すべく、右処分を取消を求め、昭和五八年二月二一日に本訴を提起した。</p>	<p>「訴え却下」本件行政処分が存在は、本件道路が現に存在することなどから容易に判明する上、係争地の前所有者らは本件行政処分について永年の間何らの異議を述べていないのであるから、原告が処分から六〇年近くたって本訴を提起するにつき正当な理由があるとは認め難く、本件訴えは出訴期間を徒過した不適法な訴えである。</p>

番号	事件命	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇六一― 三	同右	最高裁	昭和六一年七月 一〇日道路例集 七―Ⅱ卷五七六 一／二七七／五 頁	同右	徒過した不適法な訴えである。 「原判決破棄」被上告人（原告、控訴人）の本件訴えが本件処分は無効確認を求める趣旨をも含むものとみることはできないし、本件訴えは本件処分の日から一年以上経過した後に提起されたものであり、右期間経過について正当な理由があるものとはいえないから、本件訴えを却下した第一審判決は正当であり、本件控訴はこれを棄却すべきものである。
〇六二― 一	宇部市道所 有権確認請 求事件	山口地裁	昭和五九年三月 二六日道路例集 七―Ⅱ卷五七六 一／二八七／一 一頁	係争地は原告の先代が自創法による政府売渡を受けた土地の一部であるところ、被告市はこれを公衆用道路として買取取得した土地の一部であると主張して原告の所有権を争うため、原告は同地の所有権確認を求めた。	「請求認容」原告の先代は自創法による政府売渡を受けた際、係争地が道路外に位置していたため、係争地は売渡対象地の一部として飛地の形で残ったものと考え、所有の意思をもって自主占有を開始し、平穩かつ公然と占有を継続してきたものと認められるから、原告の先代は係争地を時効取得したものと認めるのが相当である。
〇六三	千葉県道船 橋我孫子線 損害賠償請 求事件	千葉地裁	昭和五九年八月 二九日道路例集 七―Ⅱ卷五七八 三／九頁	原告は被告千葉県に対して原告所有の土地を被告が道路敷地として違法に占有していること	「請求棄却」本件土地は訴外誠策がもと所有しており、原告は昭和三八年に死亡した誠策の唯一の相続人である。誠策は昭和二七年本件土地を道路用地として売却することに応じ、所有権を喪失した。原告に本件土地の所

○六六	豊橋市道二 川福岡線所	名古屋地 裁豊橋支	昭和五九年一 月一三日道路例	原告は国を被告とし て、道路敷地たる本件	「請求棄却」訴外甲の所有地であった土地について、旧 土地台帳上民有地が国有に帰したことを示す「官地成」
○六五	常滑市道土 地境界確定 請求事件	名古屋地 裁半田支 部	昭和五九年九月 二六日道路例集 七―Ⅱ巻五七八 三―二七頁	道路管理者である被告 市が本件市道修復に際 し、公図（旧土地台帳 付属地図）を基準とし て測量したところ、土 地境界が、原告の所有 している土地に入り込 んだため、原告は自己 の所有地と市道敷との 境界の確定を求めた。	「請求認容」公図（旧土地台帳付属地図）は、一般的に 地形的なものは比較的正確であるが、距離角度（従って 面積も）等の点において不正確といわれており、公図を 基準とした測量による境界確定にはある程度の誤差があ ると認めるのが相当である。一方、公簿（登記簿）面積
○六四	堺市道土地 所有権移転 登記手続請 求事件	大阪地裁	昭和五九年九月 一九日道路例集 七―Ⅱ巻五七八 三―二〇頁	原告堺市は被告会社に 対して本件各土地につ いて贈与を原因とする 所有権移転登記手続を 請求した。	「請求認容」被告は原告市に対して本件各土地を贈与し たと認めるのが相当である。原告が被告に対し、本件各 土地についての固定資産税及び都市計画税を課税した事 実をもって贈与の存在を否定することはできない。本件 各土地に根抵当権設定登記、所有権移転請求権仮登記、 停止条件付賃借権設定仮登記が存在しても贈与の効力に 影響を及ぼすものではない。
主張し、右土地の所有 権確認及び違法占有に よる損害賠償を請求し た。	有権があることを前提とする原告の請求は理由がない。				

<p>番号</p>	<p>事件命</p>	<p>裁判所</p>	<p>判決年月日</p>	<p>事件の概要</p>	<p>判決要旨</p>
<p>〇六七</p>	<p>有権移転登記 記手續請求 事件</p>	<p>東京地裁</p>	<p>昭和五九年一月 二六日道路例 集七一〇卷五七 八四頁</p>	<p>各土地の所有権が原告 に属することの確認を 請求し、国は反訴とし て本件各土地について 真正なる登記名義回復 を原因とする所有権移 転登記手續を請求し た。</p>	<p>「請求棄却」本件土地は、それが区道であるとしても、 長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置さ れ、道路としての形態、機能を全く喪失し、亡父は、本 件係争地の払下を受けて以来、平穩、公然に占有を続け てきたものであり、實際上公の目的が害されたこともな く、もはやこれを公共用財産として維持すべき理由がな くなったものといわざるを得ず、黙示的に公用が廢止さ れたものとみることができから、亡父は、本件土地を 時効取得した。</p>
<p>世田谷区道 土地所有権 確認請求事 件</p>	<p>部</p>	<p>昭和五九年一 月二六日道路例 集七一〇卷五七 八四頁</p>	<p>集七一〇卷五七 八三ノ四五頁</p>	<p>本件係争地は、原告の 亡父・母が訴外人から 賃借して建物を建築す る際に占有するようにな ったのであり、その後、 同訴外人から原告の 亡父に払い下げられ、 相続により原告が 所有者になったもので あるが、前記建物を建 て替える際に本件係争 地が区道の指定を受け ていることを知り、本 件係争地の所有権確認 を求めた。</p>	<p>「請求棄却」本件土地は、それが区道であるとしても、 長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置さ れ、道路としての形態、機能を全く喪失し、亡父は、本 件係争地の払下を受けて以来、平穩、公然に占有を続け てきたものであり、實際上公の目的が害されたこともな く、もはやこれを公共用財産として維持すべき理由がな くなったものといわざるを得ず、黙示的に公用が廢止さ れたものとみることができから、亡父は、本件土地を 時効取得した。</p>

○六八	国道二〇号 線道路敷地 無断使用賃 料相当額損 害賠償請求 事件・土地 所有権移転 登記手続請 求事件	東京地裁 八王子支 部	昭和六〇年二月 二七日道路例集 七―II卷五七九 二頁	現在道路敷として使用 されている土地につ き、原告国が被告に對 し、売買または時効取 得を理由に所有権移転 登記手続及び土地明渡 を請求したところ、被 告より原告に対し本件 土地の無断使用として 賃料相当額の損害賠償 請求がなされた。	「請求一部認容」本件土地については原告国が被告使用 人訴外甲との交渉の上これを買い上げたものと推認する のが相当であるが、訴外甲が本件土地の処分権限を有し ないことにつき十分な調査をとらなかつた点で原告に過 失がなかつたとはいえない。しかしながら原告は所有の 意思に基づき間接的ではありながら本件土地の一部を占 有してきたと認められるので、原告の主張は時効取得を 原因として所有権移転登記手続を求める限度で正当であ る。
○六九	高知県道土 地返還所有 権移転登記 抹消登記手 続請求事件	高知地裁	昭和六〇年二月 二八日道路例集 七―II卷五八一 六頁	被告高知県が現在県道 として占有管理してい る土地は、原告の効果 意思を欠く偽造の意思 表示により寄付された ものであり、本件土地 の返還及び所有権移転 登記の抹消登記手続を 求めた。	「請求棄却」本件土地の寄付は原告の効果意思を欠くも のとは認められない。本件土地の寄付を無効とする主張 自体とりえない。よって、本件土地の返還及び所有権移 転登記の抹消登記手続を求めるとする原告の主張はとり えない。
○七〇	京都府道建 物取去土地 明渡請求事 件	京都地裁	昭和六〇年五月 一四日道路例集 七―II卷五八三 三頁	原告は、訴外甲から買 い受けて所有している とする本件土地の一部 を、被告らが次のよう	「請求棄却」被告京都府は、道路工事の起工がなされた とき、したがって遅くとも昭和二四年三月三十一日まで は本件道路を自主占有し、同三四年三月三十一日に右土地 の所有権を時効取得したのであり、原告に対し登記なく

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	
	<p>事件の概要</p> <p>に占有しているとして、それぞれに対して次のような請求した。 ①被告京都府に対し、 (一)の一、二の土地に府道を開設して土地を占有していることによる賃料相当損害金支払請求、②被告京都市に対し、(一)の一、二の土地につき、京都市と共同で占有し、(一)の三、四の土地にガードレールを設置してこれを占有していることによる賃料相当損害金支払請求、③被告乙に対し、(一)の九、一〇の土地に建物及びブロック塀を建築し、さらに自動車を駐車させてこれを不法占有していることについて</p>			
	<p>判決要旨</p> <p>してこれを対抗できるので、原告の土地所有権が認められず、京都府への請求は失当である。被告京都市は、府道の管理をしているからといって、(一)の一、二の土地を占有しているとはいえない。(一)の三、四の土地は原告の所有であることの証拠がなく、仮に原告の所有地としても、被告京都市がガードレールを設置したものは認められない。被告乙が占有する土地が原告の所有地であることの証拠がない。原告の請求はいずれも理由なく、棄却。</p>			

三〇七一―	同右	最高裁	昭和六二年四月 二三日道路例集	同右	「上告棄却」同右
二〇七一―	同右	名古屋高裁	昭和六一年一月二七日道路例集七―II卷五八六〇頁	同右	「控訴棄却」被告は、本件契約は、代替地の取得を停止条件とした契約である旨又は代替地を取得できると誤信していたことが契約の要素の錯誤に当たると主張するが、いずれも採用できず本件契約は有効に成立している。被告が不法に占有していることにより、原告は土地の賃料相当分の損害を蒙っている。
一〇七一―	名古屋高速道路収去土地明渡等請求事件	名古屋地裁	昭和六〇年七月一六日道路例集七―II卷五八四七頁	原告名古屋高速道路公社は、道路用地とするため、被告所有地について、土地売買並びに建物及び一切の工作物の収去を内容とする契約を締結したが履行がなされないため、建物等の収去、土地明渡及び不法行為による損害の支払を求めた。	「請求認容」被告は、本件契約は、代替地の取得を停止条件とした契約である旨又は代替地を取得できると誤信していたことが契約の要素の錯誤に当たると主張するが、いずれも採用できず本件契約は有効に成立している。原告が本件契約により取得した土地について、被告が不法に占有していることにより、原告は土地の賃料相当分の損害を蒙っている。
				て、建物及びブロック塀の収去並びに賃料相当金及び慰謝料の支払、である。	

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇七二	小平市工作物収去土地明渡等請求事件	東京地裁	昭和六〇年二月二〇日道路例集七―Ⅱ巻五九七―〇〇頁	本件市道を含む本件土地について、自己に所有権があるとして工作物の収去と土地の明渡を求めた。	「請求棄却」被告国においては、本件土地が訴外人から買収されたことを前提として本件土地に対する本件土地に対する一連の手続を進め本件土地を占有したのであり、本件土地を所有の意思をもって平穩かつ公然に占有を継続してきたといえる。占有の開始から二〇年の経過により民法一六二条一項の時効取得が完成したことになる。
〇七三	東京都区道土地引渡請求事件	東京地裁	昭和六一年一月一七日道路例集七―Ⅱ巻五九七―二頁	原告は本件区道敷となつて自己に所有権があるとして引渡を求めた。	「請求認容」本件係争地の境界は原告主張のとおりである。被告東京都は、境界線の合意により甲土地の所有権が譲渡されたものと主張するが、乙土地の払下を前提とするものであり、払下ができない以上右合意は要素の錯誤により無効である。なお、甲土地は乙土地の一部として道路区域に編入され供用開始されているが、敷地使用権原を欠く以上その部分については道路の供用開始行為は無効というほかに、道路法四条の適用はない。
〇七四	日野市道所有権確認等請求事件	東京地裁 八王子支部	昭和六一年二月二日道路例集七―Ⅱ巻五九七―八頁	本件市道敷となつて自己に所有権を有する本件土地について原告が所有権を有することの確認を求めるとともに損害賠償の支払を	「請求棄却」本件土地は道路敷地としての当時の所有者であつて訴外会社から寄付を受けてその所有権を取得し、その権原に基づいて町道として路線認定した土地であると認めるのが相当である。また、原告は本件土地が公道として公共の用に供されており、事実上取引の対象

○七五	堺市道土地 所有権移転 仮登記抹消 登記手続請 求事件	大阪地裁 堺支部	昭和六一年三月 二六日道路例集 七―II卷六〇八 八頁	原告堺市は本件土地に ついては道路敷地とし て寄附を受けていると して被告の所有権移転 仮登記の抹消登記手続 を請求した。	となり得ない土地であることを容易に知り得べきである 立場にあったにもかかわらず、あえてこれを看過したも のであり、その登記上の地位は背信的悪意者と同視すべ き立場にあるものとして、その登記の対抗力はこれを否 定するのを相当とする。 「請求棄却」原告は、本件土地につき対抗要件を具備し ていないものであり、被告が背信的悪意者であることを 認めるに足りる証拠はない。
○七六	名古屋市道 土地所有権 確認等請求 事件	名古屋地 裁	昭和六一年四月 三〇日道路例集 七―II卷六〇九 四頁	原告は、被告市が原告 所有地を占有し、アス ファルト舗装を敷設し ているとして、本件土 地の所有権確認及び本 件土地上のアスファル ト舗装の剥離、土地の 明渡及び損害賠償を請 求した。 「請求認容」本件土地の所有権確認と明渡請求は認める が、その余の請求は棄却する。すなわち、被告の贈与 (寄附)の主張、立証は不充分であり、(旧)道路法に よる路線認定、供用開始により本件土地の取得時効にお ける占有があったとの主張も本件道路の管理が不充分で あること等に鑑みると、これだけでは認めることはでき ない。単に自己所有の土地の一部を不特定多数の公衆の 通行に供すべきものとしていたからといって、特定人と の間に地役権ないし地上権の設定行為を黙示的になした ものとみることとはできない。ただし、本件土地は都市計 画施設内の区域内にあって建築が大幅に制限されている 等の事情から被告に現実に賃料相当額の利得が生じたとい うことはできないし、被告がアスファルト舗装を設置	

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇七七	浜松市道土地明渡請求事件	静岡地裁 浜松支部	昭和六一年九月九日道路例集七―Ⅱ巻六三二五頁	被告市が市道の一部として占有使用している土地は、原告の所有に属するとして、明渡を請求した。	「請求棄却」本件土地に関しては、甲から乙を通じての被告への贈与と甲から原告への売却は二重譲渡の關係にあり、原告への売買については所有権移転登記がなされているが、諸般の事情からみて、原告は、被告の登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらないといふべきである。
〇七八	志免町里道所有権確認土地明渡請求事件	福岡地裁	昭和六一年九月二四日道路例集七―Ⅱ巻六三三三頁	原告は本件係争地を贈与によって取得したとして、被告町に本件係争地について所有権を有することの確認と明渡を請求した。	「請求棄却」本件土地が本件係争地に一致することを認めるに足りる証拠はなく、原告の主張は失当である。
〇七九	東松山市道土地返還等請求事件	浦和地裁 熊谷支部	昭和六一年一〇月二九日道路例集七―Ⅱ巻六四五一頁	原告が相続により所有権を取得した土地は、昭和二〇年頃以降被告市の市道として使用されてきているとして、土地の返還に代わる損害賠償を請求した。	「請求棄却」本件土地は原告の先代が埼玉県に対して代金を受領すれば直ちに分筆するとの約定により売渡を承諾し、本件土地を分筆しているのであるから、先代は昭和二〇年に県に本件土地を売り渡したものとすべきであり、本件土地は県に買収されたものの終戦前後の混乱のために適格な事務処理がなされることなく放置され登記名義を移転する手続がなされないまま推移したものとすることができる。

○八〇	大津市道土地明渡請求事件	大津地裁	昭和六一年一月一七道路例集七―Ⅱ卷六四 五八頁	被控訴人（原告）は、大津市道として認定して、使用を開始した土地は、被控訴人が相続によって取得した土地であると、本件土地の明渡を請求した。	「被控訴人（原告）の請求棄却」本件土地について控訴人市は権原を取得しておらず、市道として占有していることは違法であるが、本件土地は原告の先代が昭和四二年一〇月に売買により取得する以前から道路の形状をして、区域とする必要性等と被控訴人らは本件土地を自己の駐車場として用いる意図を有しているにすぎないことを比較総合して考えれば、被控訴人らが控訴人市に対して、本件土地について権原を取得していないことをもってその明渡を求めることは、私権を濫用するもので許されない。
○八一	国道三三一号所有権移転登記抹消登記請求事件	那覇地裁	昭和六一年二月一八道路例集七―Ⅱ卷六四 六二頁	原告は、本件係争地が登記簿上、原告から琉球政府へ売り渡されたことになっているが、そのような事実はないとして、登記の抹消登記を求めた。	「請求棄却」土地売渡証書の印影について、原告は捺印したことはない旨供述しているが、証拠からその印影は原告の印章によるものであることは明らかであり、原告の意思に基づいて顕出されたものと推認される。土地売渡証書の署名について、原告の自署でないことは明らかであるが、これは当時の琉球政府が本件土地を含む潰地の買収手続を進める上で予め地主の住所、氏名を記載し地主に捺印のみを求めたものであり、このことによつて右の推定を左右する事情とはならない。
○八二	大山崎町道土地所有権確認請求事件	京都地裁	昭和六二年三月二七道路例集七―Ⅱ卷六五八 九頁	原告は、本件地とを含む土地を売買により取得し、その所有権移転登記を得たとして、本	「請求認容」本件土地は売買時である昭和四四年当時も、大山崎町道として用いられていたことが認められるが、原告が本件土地を除外して買い受けたとまでは認めるに足る証拠はない。昭和八年当時の所有者が本件土

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇八三	備前市道土地明渡請求事件	岡山地裁	昭和六二年三月三〇日道路例集七―Ⅱ卷六五九三頁	件土地（町道敷）が原告の所有であることの確認を求めた。	<p>地の一部を大山崎村（現在の被告）に寄附し、これを村道として使用することを認めたことが認定できないものではないが、被告はこの寄附につき所有権移転登記を受けておらず、他方原告はその登記を受けているから、いづれにせよ被告町は原告の所有権を争うことはできない。</p> <p>「一部請求認容」備前町が工事を施工した際、買取範囲を超えて工事をし、以来町ははみ出した部分を道路として使用占有しており、はみ出したこと自体は町の担当者も当初から認めていた。地籍図は、重要な証拠であり、他に反証のない限り、地籍図の訂正は、真実の土地の境界にあわすべく訂正されたと推認するのが相当である。</p> <p>買取範囲を超えはみ出したままでの工事を原告が承認したことは、工事完了後も、本件土地を道路として使用することを承諾したもの、すなわち、原告・被告間に、本件土地についての使用貸借契約が成立したものと解することができる。</p>
〇八四	名古屋市道土地所有権裁	名古屋地裁	昭和六二年五月一日道路例集	原告は、名古屋市道として使用されている土地の撤去とその明渡及び不法行為に基づく損害賠償を求めた。	<p>「請求棄却」耕地整理組合の組合道路管理換願による道路敷地の寄附手続上は、本件土地も対象に含まれている</p>

○八五	
<p>件 認等請求事 地所有権確 広島市道土</p>	<p>件 確認請求事</p>
<p>件 五頁 七―II卷六六一</p>	<p>三頁 七―II卷六六〇</p>
<p>昭和六二年六月 二五日道路例集 七―II卷六六一 五頁</p>	
<p>原告は、町が原告に対 して本件土地の対価を 支払わないで本件土地 を町道に編入した結 果、原告の損失におい て利得をなしたもので あるとして現在の道路 管理者である被告市 (町と合併した)に對 して不当利得返還を請</p>	<p>地が原告の所有である ことの確認を求めた。</p>
<p>「請求棄却」公図をもとに本件土地が原告所有の土地に 含まれるか否かを判断するのは相当とはいえないこと、 本件道路は農道を拡幅して建設したことがうかがわれる がその際開催された説明会において買収される予定の土 地を確認し、その結果、原告所有の土地はその対象とな らないことが確認されたが、原告はこれに出席しながら 異議をのべていないことがうかがわれることに照らせ ば、本件土地が原告所有の土地の一部であることを前提 とする原告の本訴請求は理由がない。</p>	<p>ことは明らかであり、国の機関としての名古屋市長も本 件土地を含む区域を従前の市道の路線変更によって路線 認定をし、道路の供用を開始したこと、旧土地台帳付属 地図の記載としても、本件土地は、地番の付されていない 道路敷地すなわち国有地として表示されていたこと、 その後現在まで本件土地は市道の敷地として管理、供用 されてきたこと、その間、原告は国や被告に對し本件土 地の買取を求めてくるまで、何ら異議の申立をしていな いことが認められ、さらに原告に對し、本件土地につき 非課税適用の通知をした事実をも併せ考えると、前記認 定の事実により国の本件土地に對する占有が外形的客觀 的にみて他人の所有権を排斥して占有する意思を有する ものではなかったと解される事情があったと認めるに足 りないし、他にこれを認めるに足りる証拠はない。</p>

公共施設敷地と登記

二 〇八六一	一 〇八六一	番号	同右	広島市道土地所有権確認請求事件	事件名	広島高裁	広島地裁	裁判所	平成二年三月一日 四日道路例集七	昭和六二年七月 二二日道路例集 七―Ⅱ卷六六七 一頁	判決年月日	原審において、一審原告らは市道道路敷につき	原告らは、広島市道として供用されている本件土地が原告らの所有、共有であることの確認を求めるとともに明渡を請求した。	事件の概要	〔控訴一部棄却（一審原告の請求棄却）〕本件土地のうち里道の敷地部分を除くその余の部分については、寄附は権利の濫用として許されない。	「請求一部認容」親族間の贈与で、特に受贈者が高齢であるような場合は、相続税の節税のために、その受贈者の妻子を受贈者に加えることはよく行われることであり、このような節税目的と真実所有権を移転する意思とは両立し得ないものではないから、節税目的があるというだけで贈与契約が存在しないものと判断できない。また、道路の認定がなされているというだけでその敷地の寄附があったものと推認することはできない。取得時効は、長期間継続した事実的支配によって生ずる法的証拠力によって占有者を権利者とみなし、事実的支配関係を正当化する制度であるから、道路法に基づく路線認定及び供用開始をすることにより道路管理者として当該道路を維持管理すべき法的義務を負うことになったとしても、これにより当然に当該道路の敷地について事実的支配としての占有があるということとはできない。原告の所有権を確認。本件土地は市道の一部として一般の通行の用に供されているのに対し、原告において本件土地を自ら使用する必要はないものと考えられるので、明渡請求は権利の濫用として許されない。	判決要旨
-----------	-----------	----	----	-----------------	-----	------	------	-----	---------------------	-------------------------------------	-------	-----------------------	---	-------	---	--	------

○八七	名神高速道路土地所有権確認請求事件	岐阜地裁大垣支部	昭和六二年一月三〇日道路例集七一―II巻六六―八七頁	原告は、名神高速道路路として供用されている土地は原告の所有地であるとして、その所有権確認を求めた。	「請求棄却」本件各土地部分についての供用開始の日以来今日まで被告道路公団の占有が継続していることに争いがなく、しかも同部分が高速道路の敷地として利用されていることは顕著な事実である以上、所有の意思に関する限り、被告が同道路のその余の敷地部分と同様に所有の意思をもって占有しているとみるのが自然であるのに対し、このことを疑わせるに足る証拠は皆無であるか
				<p>―II巻六六八五― ／三頁</p> <p>いて本件土地A、Bは 一審原告らの所有、共 有であることの確認及 び本件土地の明渡を求 めた。一審被告は寄附 による取得と併せて取 得時効の援用、原告ら が背信的悪意者である 旨の主張を行った。原 審は本件土地Aについ ては一審原告の所有権 を確認、明渡請求は棄 却し、本件土地Bにつ いては請求を棄却し た。</p>	<p>を証する書面や記録もなく、一審被告の主張は単に認定 道路であることからの推認にすぎず、その認定も慎重な 調査に基づくものとはいいがたく、寄附を推認すること はできない。旧町は町道認定以降本件土地よりなる道路 の所有の意思をもって平穩、公然に占有し二〇年の経過 とともに本件土地の所有権を取得し、一審被告は旧町と の合併により右所有権を継承取得したものと認められ る。一審原告らは旧町が本件土地を時効取得していた事 実を知っていたものと認めるのが相当であり、土地の所 有権をめぐる紛争において取得時効の援用があることは 当然予想されるところであるから、訴外Aが時効による 所有権移転義務を負担していたことを知りながら、右義 務を回避する意図の下に贈与を受けたものと推認される ので、一審原告らは背信的悪意者に該当し登記の欠缺を 主張しうる正当な利益を有する第三者には当たらない。 原判決中、一審被告敗訴部分を取り消し、一審原告の請 求及び控訴を棄却する。</p>

番号	〇八八
事件名	別府市道所有権確認請求事件
裁判所	大分地裁
判決年月日	昭和六二年一月九日道路例集七―Ⅱ卷六六九二頁
事件の概要	<p>原告は、別府市道として供用されている本件土地は、原告が前所有者から売買により取得したものであり、登記もしているとして所有権確認を求めた。</p> <p>原告は、分譲住宅の建設販売業者であり、本件道路付近に分譲住宅の建設を計画し工事の着手したが、県より原告が建設しようとする</p>
判決要旨	<p>ら二〇年間の自主占有を継続し本件各部分の所有権を時効により取得しているといわざるを得ない。原告は本件各部分とその登記簿上の記載との関係から今も原告の所有するところであると力説するが、民法が不動産についても現実の占有をもって時効取得を肯定し、永続する状態を権利として認め、争いを遮断することになっている以上、原告の請求は、既に二〇年以上被告の所有が一般に認められている土地について登記簿の記載を頼りにしてあらためて被告の権利を覆そうとするもので、時効取得の趣旨に反する。</p> <p>〔請求棄却〕当時の状況の下では前所有者が本件土地を被告に寄附することもまた金員を支払っても必要なことだったのであり、前所有者が本件土地を被告に寄附しようとしたのが前記のとおり時期であったことからすれば、原告らの供述は容易には措信しがたいので本件土地について売買を原因とする所有権移転登記がなされていることの一事をもって原告主張の売買を認めることはできない。</p>

<p>建物の敷地が道路に面 していず、かつ、建築 確認の手続も経ていな いことを理由とする工 事中止命令を受け苦境 に立つことになったた め道路位置指定を受け るか、被告に寄附し市 道とするかの方法によ り関係者との交渉に入 らざるを得なかった。 前所有者は道路位置指 定を受けるための同意 は拒否し、原告が買い 取るか、前所有者が被 告に寄附する代償とし て原告が金員を支払う ことを要求した。原告 が現地を確認した上金 員を支払った結果、前 所有者は本件土地を被 告に寄附することに同 意し、前所有者は他の 土地とあわせて寄附申 込みを行い、被告はこ</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
〇八九	国道三三九号土地所有権移転登記請求事件	那覇地裁 沖繩支部	昭和六三年三月三〇日道路例集七―Ⅱ卷六七六六頁	<p>れを受納した。ところがどのような経過からか、本件土地について、寄附の前日に売買を原因として原告に所有権移転登記手続がなされた。</p>	<p>「請求棄却」地積更正登記の原因である錯誤の根拠となつた国土調査の成果については、その調査の手続及び実施が適正に行われなかつたこと及び手続について瑕疵があつたことは、本件全証拠によつてもこれを認めるに足りないと認め、右国土調査の成果は誤りのない正当なものであるといふべきである。原告の申請に基づき地積更正登記がなされておること、地積更正により減少した土地の補償料を意義なく受領していたことは、原告おいても地積更正登記の根拠となつた土地調査の成果を認めてい</p>
〇九〇	土地所有権移転登記等抹消登記請求事件	函館地裁	昭和六三年四月一九日道路例集七―Ⅱ卷六八五一頁	<p>原告は、現在一般国道三三九号として供用されている道路敷地は原告の所有する土地であり、昭和四二年の土地調査の際、琉球政府の錯誤により地番を誤つて職権登記されたものであるとして、本件土地について所有権確認を求めた。</p>	<p>原告は、本件各土地の所有権に基づき、被告らの各土地の登記抹消手続を求めた。</p>
					<p>「請求棄却」相被告人は本件各土地を時効取得したものであり、原告は一旦時効取得した本件各土地に対する所有権をすでに喪失しているものである。</p>

○九二	○九一
尼崎市道土地明渡請求事件	東富士道路不動産仮処分申請事件
神戸地裁 尼崎支部	甲府地裁
昭和六三年七月一九日道路例集 七―Ⅱ巻六八九一頁	昭和六三年五月一六日道路例集 七―Ⅱ巻六八七三頁
被告Aは、原告に対し原告所有の本件土地及び被告市は隣の道路予定地の一部の土地にある建物等をそれぞれ収去並びに損害賠償を求めた。	債務者公団は、管理組合の同意の下に、神社から本件土地を買収けたとして、本件土地上に本件道路を建設しているが、この売買は組合規約に定める手続きがとられていないから、無効であるとして、債権者らは、道路工事中止処分の仮処分を求めた。
「請求棄却・一部認容」本件道路につき供用開始の告示がなされていない以上、本件道路は道路法91条の道路予定地に過ぎず、未だ公の通行の用に供されるに至っていないのであるから、原告は本件道路の通行の自由権を有せず、請求は理由がない。・供用開始がなされていない以上、被告市が原告に対しその供用をさせる義務を直接負うものではなく、また原告が、被告市に対しその供用開始を求める請求権を有するものと解することができないから、被告市との関係において、原告に権利侵害が生ずるものとはいえず、被告市の過失を論ずるまでもなく、請求は理由がない。	「申請却下」本件契約については、管理組合の相寄合において所有権者全員の同意があったものと同視すべきであり、結局、組合契約上の手続きが履行されたこととなるから、今本件契約に基づき債権者の所有に帰したことになる。

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
○九三	国道二四号 損害賠償請 求事件	大阪地裁	昭和六三年八月 八日判例時報一 三二四号八三頁 ・道路例集七一 II卷六九〇三頁	原告は、本件土地を前所有者から買い受けてその所有権を取得し、その旨の所有権移転登記を経由した。被告国は本件土地を道路敷として使用しており、そのため原告は、使用収益を妨げられているとして、損害賠償を請求した。	「請求棄却」本件土地について適法な道路としての供用開始行為があった以上、その使用収益権が妨げられていないとして被告に損害賠償を請求することはできないといふべきである（最判昭和四四年二月四日民集三三卷一〇二四〇七頁を適用）。
○九四	四街道市道 損害賠償事 件	千葉地裁	昭和六三年九月 三〇日道路例集 七一II卷六九一 六頁	原告は、被告所有の本件土地との境界確定、被告市が道路敷として使用している部分は不法占拠であるとして損害賠償等を請求した。	「請求棄却」原告の主張する土地部分は、原告の所有する地番の土地に含まれないことが明らかであり、原告の土地明渡請求及び損害賠償請求は失当である。
○九五 二	四国横断自 動車道土地 明渡等請求 事件	高松高裁	平成元年九月二 〇日道路例集七 II卷六九三九 ／三頁	原審において、被控訴人日本道路公園（原審原告）は、本件土地について控訴人らとの間で売買契約を締結し物	「請求棄却」本件各土地が土地収用法による事業認定が告示された起業地であるから売買契約等の効力は発生しない旨主張するが右主張は独自の主張であって採用できない。

<p>○九五― 三</p>	<p>同右</p>	<p>最高裁</p>	<p>平成二年三月六日 道路路例集七一 II卷六九三九／ 八頁</p>	<p>同右</p>	<p>「上告棄却」原審の判断維持。</p>
<p>○九六</p>	<p>国道三〇号 補償金請求 事件</p>	<p>岡山地裁</p>	<p>昭和六三年一月二二日道路路例集七一II卷六九四一頁</p>	<p>被告本四公団は、財産区との間で財産区所有の土地を売却する契約をし、また当該財産区を構成する権利者との間、当該土地に係る権利消滅に関する契約をしたが、当該土地に地上権を有する原告が、権利消滅に関する契約において当事者となっていないことから、被告が原告に対し地上</p>	<p>「請求棄却」第三者のためにする契約に基づく請求については地上権者と被告との間で、直接補償契約の締結が予定されているので、請求は失当である。権利消滅に関する補償契約に基づく請求については地上権者との間で締結した、権利消滅に関する補償契約中に原告は含まれていないので、請求は失当である。不法行為に基づく請求については、原告の本件各請求は地上権に基づくものであるが、本件権利は「入会権」ないし「旧慣使用権」を意味し、かつ、原告が地上権を取得した証拠はないので、請求は失当である。物権的請求権に基づく請求については、原告が地上権を取得した証拠はないので、請求は失当である。</p>

<p>番号</p>	<p>事件名</p>	<p>裁判所</p>	<p>判決年月日</p>	<p>事件の概要</p>	<p>判決要旨</p>
<p>〇九七</p>	<p>舞鶴市道土地所有権移転登記手続き等請求事件</p>	<p>舞鶴簡裁</p>	<p>平成元年一月一日 九日道路例集七 ―II巻六九五〇 頁</p>	<p>原告市は、道路用地として買収した本件土地部分には被告を所有者とする所有権移転登記がなされているので、被告に対し、所有権に基づく本件土地部分に対する土地所有権移転登記を求めた。</p>	<p>〔請求認容〕本件土地部分については、原告市は所有権移転登記を得ていないが、訴外人より買い受けたことが認められ、被告が訴外人から買い受けたのは本件市道内の土地部分を除いた残地である同地番の土地部分であったと推認するのが相当である。土地の一部に売買があったのに、その全部について所有権の移転の登記がなされた場合、売買の目的となった土地以外の土地部分についての登記は、その実質上物権変動を伴わないから、その部分につき無効であり、買主がかかる無効な登記を取得したからといって、買主が売買の目的となった以外の土地部分の所有権を取得すべきいわれはない。被告は、一〇年間の取得時効の援用というが、原告市は本件市道を工事完成以後管理していることが認められ、かえって、本件土地に対する占有は、同日以後、原告市にあることが認められる。不動産の譲渡による所有権移転登記は、その譲渡により生じた所有権の移転を第三者に対抗するため、所有権に付随するものであるから、所有権移転の</p>

	○九八	熊本国道土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件	熊本地裁	平成元年三月一日 六日道路例集七 頁 — II 卷七〇一六	本件道路敷は、以前に訴外人に対し自創法一六条に基づき売渡処分がなされたものであるが、この処分には重大かつ明白な瑕疵があり、無効であるとして、これに続く被告国と訴外人との間の売買による所有権取得登記の抹消登記手続を求めた。	○九九	志免町土地所有権確認請求事件	福岡地裁	平成元年四月一日 四日道路例集七 — II 卷七〇二 ／三頁	原告は被告志免町が町道として供用している道路敷について原告所有の土地であることの確認を請求。	「請求認容」被告は本件土地を原告が代理権を授与した訴外Aから売買契約により取得した旨主張し、取得時効を援用するが、買取価格の合意が得られなかった事実が認められ、原告が代理権を授与したこと、用地買収領収書の印章が訴外Aのものであることを認めるに足る証拠もない。被告町への所有権移転登記がなされていないこと、原告に対して固定資産税を賦課し原告は異議を唱えず支払っていたことを総合すれば、売買契約が成立したとは認められず、被告は原告を土地所有者として扱って
					<p>事実が存する限りその移転した所有権（所有権は消滅時効にかからない）と独立して消滅時効にかかるものではない。</p> <p>「請求棄却」本件売渡処分が原告主張の通り売渡を受ける適格者を誤ってなされたものとは到底認められず、ましてや同処分が重大かつ明白な瑕疵を有する無効な処分とは認められない。原告の主張はその前提を欠く。</p>						

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要
一〇〇	札幌市道土地所有権確認訴訟	札幌地裁	平成元年六月二一日道路例集七―II卷七〇二一／―II頁	原告は、本件土地は国が私人に払い下げた土地であり、それを取得したものであることを主位的に主張し、予備的に取得時効による取得を主張して、本件土地の所有権を主張する被告国及び本件土地が被告市の管理にかかる市道の道路敷の一部である旨主張する被告市との間において、本件土地が原告主張の土地であることの確認を求めた。
一〇一	長崎県道土地所有権確認請求事件	長崎地裁 佐世保支部	平成元年七月五日道路例集七―II卷七〇二一／―II頁	原告は、県道敷として被告県が占有している本件土地について、所有権確認を求めた。 「請求棄却」本件土地はもと訴外Aの所有であったが、被告と訴外Aとの間で売買契約が締結され、分筆登記のための地積測量図には本件土地とは異なる位置関係にある土地が記載されていることが認められるが、売買契約

判決要旨

きたものと解され、被告の占有は所有の意思をもってなされたものではないことが認められるから被告町の主張には理由がない。

	一〇二一 同右	福岡高裁	平成元年十一月二十九日道路例集七―II卷七〇二一―二六頁		<p>において被告は道路部分を買ひ受けたこと、売買契約に際して作成された図面には分筆前の土地の一部と表示されていることを考えると、被告が売買契約により本件土地が被告の所有となったものと信じたことに過失はなく、本件土地は被告の所有であることを表明し、県道敷として占用していたことが認められ、本件土地が当該地番地でないことと原告の述べた事実をもって、被告の時効取得の主張が信義則に反するとの原告の主張は肯定し得ない。</p> <p>〔控訴棄却〕同右</p>
一〇二二	国道二〇号 建物収去土 地明渡請求 事件・同土 地所有権不 存在確認確 認反訴事件	東京地裁	平成元年八月二十五日道路例集七―II卷七〇二二―二九頁	原告国は、本件土地の所有権に基づき、本件土地を占有している被告らに対し建物の収去及び土地の明渡を求め、被告らは反訴を提起。	<p>〔請求認容〕本件土地は、従前より公共施設用地（道路用地）として使用所有されているもので、本件土地の権利関係に変動は生じていない。また、黙示の使用貸借契約が成立したものとみる余地はない。</p>
二〇二一	同右	東京高裁	平成三年九月二十六日道路例集七―II卷七〇二一―五二―三頁	同右	<p>〔控訴棄却〕控訴人らは、国は国鉄発足等とともに本件土地の所有権を喪失したと主張するが、国が買収によって取得した本件土地の所有権を、国鉄の発足または土地区画整理事業における換地処分によって喪失したとは認</p>

公共施設敷地と登記

<p>番号</p>	<p>一〇三</p>	<p>事件名</p>	<p>四国横断自動車道土地引渡請求事件</p>	<p>裁判所</p>	<p>高松高裁</p>	<p>判決年月日</p>	<p>平成元年八月三十一日 道路例集七 二卷七〇二 五三頁</p>	<p>事件の概要</p>	<p>原告大阪地裁 平成元年九月三十一日 道路例集七 二卷七〇二 五六頁</p>	<p>原告大阪地裁は、本件土地について登記を有する被告に対して、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた。</p>	<p>原告大阪地裁は、本件土地について登記を有する被告に対して、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた。</p>	<p>「主位的請求棄却・請求一部認容」本件土地はもと住宅営団が開発し道路として区画したものであり、住宅営団が閉鎖機関に指定されたのに伴い、原告市に分譲地内の道路を無償で譲渡したい旨の申出をした事実は認められるが、原告がこれを受け入れた事実までは推認できない。原告が道路区域決定の公示をしたこと、固定資産税の減免措置をとったこと、側溝の補修、簡易舗装、上下水道を付設した事実によれば、道路敷として占有を継続している事実を認めることができ、所有権移転登記を経由しなかったことをもって原告に所有の意思がなかったと推認することはできず、原告は時効により所有権を取</p>	<p>「控訴棄却」売買の対象となった土地が、土地収用法上の起業地であっても、この土地を被控訴人が私法上の売買により取得することを妨げるものではない。</p>	<p>判決要旨</p>
-----------	------------	------------	-------------------------	------------	-------------	--------------	---	--------------	--	--	--	---	--	-------------

	<p>一〇五</p> <p>国道四二号 土地所有権 移転登記手 続請求事件</p>	<p>和歌山地 裁新宮支 部</p>	<p>平成元年九月一 九日道路例集七 —II卷七〇二— ／六五頁</p>	<p>原告は、被告国に対し て本件土地の売買契約 解除を原因とする所有 権移転登記手続き等を 求めた。</p>	<p>得した。被告は、本件土地が原告の管理にかかる道路敷 であって、原告は登記こそ經由していないものの既に所 有権を取得していることを承知の上で、登記がなされて いないことに乗じて、原告から相当の代償を得られるで あろうとの見込をもち、本件土地を取得したものと推認 できるから、背信的悪意者に該当し、原告が登記を経て いないことをもって、これに対抗することはできない。</p> <p>「請求棄却」本件土地の代金額は被告主張の額で当事者 間で合意が成立していたといえるところ、代金支払いの 事実には争いはなく、代金未払いを理由とする原告の売買 契約解除の主張は理由がない。</p>
<p>一〇六</p> <p>近畿自動車 道土地所有 権確認請求 事件</p>	<p>大阪地裁</p>	<p>平成元年一〇月 一九日道路例集 七—II卷七〇二 —／七四頁</p>	<p>原告は、被告日本道路 公団に対して本件土地 は原告所有であること の確認を求めた。</p>	<p>「訴え却下」被告らは、本件土地につき所有権その他の 権利を有するとは主張していないから、原告が被告らを 相手に所有権確認を求めるとは主張していない。現地と離れ、地 番だけで特定した土地については所有権確認の訴を適法 とすることはできない。</p>	
<p>一〇七</p> <p>国道四九号 土地明渡請 求事件・所 有権確認反 訴請求事件</p>	<p>福島地裁</p>	<p>平成元年一〇月 二三日道路例集 七—II卷七〇二 —／七六頁</p>	<p>原告は本件土地の所有 権に基づき、本件土地 上にU字型側溝及び歩 道を設置本件土地を占 有している被告国に対 し土地の明渡を求め た。被告は、本件土地</p>	<p>「請求棄却」本件土地付近一帯には古くより道路脇に素 堀の水路が存在し、地籍図作成当時、本件土地部分はU 字型側溝の埋設等の工事が完了している部分と素堀側溝 ままの部分があり、素堀側溝の部分については国道の敷 地と区分して線引きし、U字型側溝埋設部分は国道の敷 地に含めて線引きして表示したため、地籍図上本件土地 の北端で水路が突然切れているかのような体裁になっ</p>	

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
一〇八	阪神高速神戸二号線土地所有権確認等請求事件	大阪地裁	平成元年十一月二三日道路例集七―Ⅱ卷七〇二―/八四頁	原告らは、本件土地が原告らが共有する土地であることの確認及び本件土地に存する工作物の撤去並びに土地の明渡を求めた。	「請求棄却」本件土地の分筆経過等について認められる事実によれば、分筆された各土地の境界点は明確であり本件土地が被告らの共有の土地の一部であるとは到底認められず、原告らの請求は理由がない。
一〇九―	近畿自動車道土地所有権移転登記抹消請求事件	大阪地裁	平成元年二月六日道路例集七―Ⅱ卷七〇二―/九〇頁	原告らは、本件土地を被告に売買契約により売り渡したが、公序良俗違反、錯誤、脅迫、詐欺を理由に当該売買契約は効力はないとして、所有権移転登記の抹消登記を求めた。	「請求棄却」本件土地の売買契約は有効。
二 一〇九―	同右	大阪高裁	平成三年五月三〇日道路例集七	同右	「控訴棄却」同右

二 一一一	同右	松山地裁	平成三年一月二 九日道路例集七	原告は被告県が県道敷 七土地の明渡を請求し た。	「請求棄却」原告の請求を認めるに足りる証拠はない。 「請求棄却」原告の請求を認めるに足りる証拠はない。 「請求棄却」原告の請求を認めるに足りる証拠はない。
一一一	大洲市道共 有持分権確 認請求事件	大洲簡裁	平成二年一月二 六日道路例集七 一〇卷七〇二二 一／一五四頁	原告は、被告大洲市の 市道敷につき原告が共 有持分を有することの 確認を求めた。被告は 主位的に、本件土地を 売買により取得したこ とを主張し、予備的に 時効取得を援用した。	「請求棄却」訴外Aが本件土地を、訴外B、Cの債務を 引き受けて支払ったことにより取得し被告がこれを買 受けたとの主張は、右債務の存在を認めるに足る証拠が ない以上理由がない。訴外Aは時効によりその所有権を 取得しているので、取得時効の援用は理由がある。
一一一	熊本市道損 害賠償等請 求事件	熊本地裁	平成元年一二月 二〇日道路例集 七一〇卷七〇二二 一／一五二頁	原告は本件土地A、 B、Cについて、被告 県が土砂を投棄したA 土地の原状回復に要す る費用及び被告が占有 しているB、C各土地 の明渡を求めた。	「請求棄却」原告の請求を認めるに足りる証拠はない。
一一〇	愛媛県道土 地明渡請求 事件	今治簡裁	平成元年一二月 七日道路例集七 一〇卷七〇二二 一／一四一頁	原告は被告県が県道敷 七土地の明渡を請求し た。	「請求棄却」本件土地は被告所有の土地を分筆した後に 残った土地の一部であるという事実を認めるに足りる証 拠はない。

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
一一三― 一	国道二〇号 土地所有権 移転登記請 求事件	東京地裁	平成二年一月三 一日道路例集七 ―II卷七〇二― ノ一六三ノ九頁	原告は、訴外Aより本 件土地を買い受けた が、本件土地は訴外A が被告A及び被告B (訴外Bの相続人)に 対しては所有権移転登 記を、被告Aの財産管 理人と称するものから 本件土地を買い受けた その余の被告らに対し ては抹消登記手続を求 めた。	「請求棄却」訴外Aが本件土地を被告A及び訴外からそ れぞれ買い受けたという事実が認められない以上、原告 の被告らに対する請求は理由がない。
一一三― 二	同右	東京高裁	平成三年四月二 二日道路例集七 ―II卷七〇二― ノ二〇九ノ二頁	同右	「控訴棄却」訴外Aが訴外から本件土地を買い受けたと いう事実は認められず、よって控訴人が自己の所有権が あるとする主張は認められない。
一一四	堺市土地所 有権移転登 記等請求事	大阪地裁	平成二年二月二 八日道路例集 七―II卷七〇二―	原告堺市は、市道敷に 登記名義をもつ被告ら に対し、本件土地は原	「請求棄却」原告は、被告らは背信的悪意者であるから 原告の所有権移転登記の欠缺を主張できないと主張する が、被告らが本件土地につき譲渡担保を取得及び売買予

	件		／二一〇頁	<p>告が訴外Aから寄附を受けた原告所有の土地であるとして、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた。</p>	<p>約契約を締結した際、本件土地が道路敷部分だけであつたことを知っていたことまで認めるに足る証拠はなく、背信的悪意者ないそれと同視できると認めるに足る証拠はない。</p>
一一五	山形県土地所有権確認等請求事件	山形地裁	平成二年三月七日道路例集七一 II卷七〇二一／ 二一九頁	<p>原告は県道敷について原告の所有権の確認及び本件土地を県道用地として使用してはならないことを求めた。被告県は、本件土地を売買により取得したこと、および取得時効の援用、原告は背信的悪意者であることを主張した。</p>	<p>「請求棄却」売買契約書が証拠として提出されていないこと、本件土地について被告名義の所有権移転登記がなされていることに鑑みると、売買契約の成立につき、やや疑問がないわけではないが、これまで本件土地について問題は生じなかったこと、一般的に登記手続の遅延がみられる事情に照らすと、売買契約の成立の認定を覆すに足りる事情とまでは認められない。また、原告は背信的悪意者と認められるから、本件土地の所有権を被告に對し、對抗することはできない。</p>
一一六	熊本市道土地引渡請求控訴事件	熊本地裁	平成二年三月一日道路例集七一 II卷七〇二一／ 二二六頁	<p>原告は市道敷について原告が所有権を有することの確認及び本件土地の引渡を求めた。</p>	<p>「請求棄却」原告主張の土地が現実に存在するかどうか、存在するとしてもそれが本件土地に該当するのかどうかについては、きわめて漠然としており、これを肯認するに足る証拠はない。</p>
一一七	国道五三号土地所有権	岡山地裁	平成二年三月一日道路例集七一	<p>原告は本件土地について被告が訴外A（原告</p>	<p>「請求棄却」土地の買収にあたって本件土地の一部を買収するか一筆全部を買収するかの点が問題となったこと</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
一一八	舞鶴市土地所有権移転登記手続等請求事件	舞鶴簡裁	平成二年三月二〇日道路例集七―Ⅱ巻七〇二一―二五〇頁	原告市は市道路敷の本件土地について真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続及び根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した。	「請求認容」分筆登記は、既登記の土地の範囲内に分筆線をひきその土地を複数の土地にするものであるから、その分筆地が既登記の土地の範囲内に存しなければならぬのは当然のことであって誤って既登記の土地の範囲を超えて分筆測量図が作成されその分筆登記がなされたとしても、その分筆登記は既登記の土地の範囲を超える部分については無効である。
一一九	関越自動車道土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件	前橋地裁	平成二年三月二七日道路例集七―Ⅱ巻七〇二一―二五七頁	原告は被告らに対し、所有権移転登記の抹消登記を求めた。	「請求認容（道路公団に対する部分）」本件土地はもと被告A、Bの所有する土地であったが、被告A、Bから訴外Aに条件付き所有権移転仮登記の約束がなされたこと、訴外Aは本件土地を譲渡担保に訴外Bから金員を借用したこと、訴外Aは死亡し、訴外Bは訴外Aの相続人
	確認請求事件		Ⅱ巻七〇二一―二三三頁	の被相続人）より買収したのは本件土地の一部であって、その他の部分は原告所有の土地であるとして、被告に對して本件土地の分筆登記、所有権移転登記、本件土地に存する側溝の収去及び明渡を請求。	はなかったこと、本件土地と大差のない隣接の土地はいずれも一筆全部が買収されていること、土地の特定部分を買収対象から除外しなければならなかったような事情は見受けられないことを考慮すると、原告主張の土地が原告所有の土地であると解されない。

	<p>一二〇— 山口県道土 地明渡請求 事件</p>	<p>山口地裁</p>	<p>平成三年四月三 〇日道路例集七 — II 卷七〇二三 頁</p>	<p>県道の道路区域内に原 告名義の土地が存する ことから、原告が土地 の明渡及び賃料相当額 の損害金の支払いを請 求。県は、本件道路の 県道認定前の管理者で ある宇部市が本件土地 の所有権を原告から取 得している旨主張。</p>	<p>「請求棄却」宇部市による本件土地の買収の事実、客 観的資料を欠き認められない。しかし、宇部市は、本件 土地を二〇年以上にわたり所有の意思をもって平穩かつ 公然に占有しており、本件土地を時効取得した。</p>
<p>一一〇— 二 岐草県道土 地明渡請求 事件</p>	<p>同右</p>	<p>広島高裁</p>	<p>平成四年一月二 二日道路例集七 — II 卷七〇三一 頁</p>	<p>同右</p>	<p>「控訴棄却」同右。県による時効の援用は権利濫用では ない。</p>
<p>一一二— 岐草県道土 地明渡請求 事件</p>	<p>岐草地裁</p>	<p>平成三年五月一 六日道路例集七 — II 卷七〇三六 頁</p>	<p>原告らは、県が県道敷 件土地が原告らの所有 土地として占有している本 人において、本件土地と かつ一筆の土地をなして</p>	<p>「請求棄却」本件土地について、県が所有権移転登記を 経由していないといえども、本件土地についての被相続 人において、本件土地と</p>	<p>らに貸金請求訴訟を提起し、原告を利害関係人として参 加させた上、原告が訴外Bに金員を支払い相続人らは条 件付き所有権移転仮登記の抹消をする旨の和解が成立し たことが認められる。原告は、右和解成立により本件土 地についての訴外Aの地位を譲り受けたと主張するが、 これを認めるに足る証拠はなく、原告の請求は理由がな い。</p>

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
一一三	堺市道所有 権移転本登 記手続請求 事件	大阪地裁	平成三年六月一 八日道路例集七 ― II 卷七〇四八 頁	地であることの確認及 び本件土地の明渡を請 求。	土地を他に売却するにあたり、それ自体独立して利用す る価値の乏しい本件土地を分筆していること、本件土地 が道路敷きとして供用開始して以来、異議の申立がなか ったこと等から本件土地を道路敷きとして譲渡すること を承諾していたことがうかがわれ、県の占有は他主占有 と認めるに足りず、所有の意思によるものと推定して妨 げない。県は本件土地を時効取得。
一一三	鹿児島市道 土地共有持 分移転登記 更正登記手 続請求事件	鹿児島地 裁	平成三年六月二 四日道路例集七 ― II 卷七〇五九 頁	原告らは市に対して、 共有者全員持分全部移 転登記された土地につ いて、原告の持分割合 一五分の一、市の持分	〔請求棄却〕本件土地は、既に原告らの父によって市に 寄附され、市の所有になっているので、原告らは市への 本件土地の所有権移転登記義務を原告らの父の死亡によ り不可分債務として承継しており、この関係においては 原告らがこの登記を拒む正当な実質的利益は何ら有して

一 二四一	土地所有権 確認請求事 件	神戸地裁	平成三年六月二 五道路例集七 ―II卷七〇六八 頁	原告が所有している土 地を、県が無断で道路 敷きに編入したため、 原告が損害を被ったと して土地の所有権の確 認と損害の賠償を求め た。	〔請求却下〕相手方は県でなく、国。請求却下。
一 二四一 ― 二	同右	大阪高裁	平成四年一月三 一日道路例集七 ―II卷七〇七九 頁	同右	〔控訴棄却〕同右
一 二五	所有権移転 登記抹消登 記手続請求 事件	富山地裁	平成三年七月一 七道路例集七 ―II卷七〇八三 頁	県及び村所有名義の各 土地は訴外から原告が 相続して所有権を取得 したものであるとし て、県及び村に対して 所有権抹消登記手続を 請求。	〔請求棄却〕原告は村に対しては本件土地を売る契約をし 締結し、県に対しては本件土地を寄附する旨の合意をし た。
一 二六	堺市道所有	大阪地裁	平成三年八月六	原告は相被告Aに対す	〔請求認容〕市は、本件土地について、原告を権利者と

公共施設敷地と登記

<p>二二七</p>	<p>番号</p>
<p>田尻町道土地引渡並びに損害賠償等請求事件</p>	<p>事件名 権移転本登記手続請求事件</p>
<p>大阪地裁</p>	<p>裁判所</p>
<p>平成三年八月二九日道路例集七―II卷七一〇〇頁</p>	<p>判決年月日 日道路例集七―II卷七〇九三頁</p>
<p>町が、里道（現在は町敷地内に存する原告所有の生け垣を行政代執行により撤去した。そこで原告が、土地の明渡と損害賠償を請求。</p>	<p>事件の概要 る債権を担保するためA所有の本件土地につき原告に売買の予約完結権を与える旨の仮登記担保契約を締結し、それに基づいて仮登記を行った。その後原告は、予約完結の意思表示を行ったが、本件土地は市を権利者とする所有権移転登記がなされておらず、市に対してAが所有権移転請求仮登記の基づく本登記手続をすることについて、承諾を求めた。</p>
<p>「請求一部認容」本件土地は道路としての機能を喪失しており、道路網の整備を図るために道路に関して管理等の事項を定めて交通の発達に寄与し公共の福祉を増進することを目的とする道路法からみても、このような係争地につき行政代執行にまで及んで本件町道としての機能を復活する必要があったとはいえない。</p>	<p>判決要旨 して売買契約を原因とする所有権移転請求仮登記がされていることを認めており、原告の請求には理由がある。</p>

二二八	兵庫県道土地明渡請求事件	神戸地裁	平成三年九月二〇日道路例集七一―II卷七一―五頁	県道の道路敷地の一部が原告所有地内に含まれるとして、原告の所有地の明渡を求めた。	〔請求棄却〕原告が所有する本件土地が、県道敷地内に含まれると認めるに足りる証拠がなく、明渡等を求める請求には理由がない。
二二九	道道土地所有権確認本訴請求事件・同参加請求事件・持分移転登記手続反訴請求事件	函館地裁	平成三年九月二六日道路例集七一―II卷七一―二四頁	登記未了の用地があり、登記簿上の所有権三名が所有権確認を求めた。しかし、当該土地は、市と当時の所有者との間で売買契約が成立し代金も支払われており、実質上の所有権者は市である。市はさらに登記簿上の権利を取得するため反訴をした。	〔請求棄却〕原告・訴訟参加人は背信的悪意者であって第三者に当たらないことから、本訴請求及び参加請求は理由がない。市の主張は理由があるから反訴請求は認容する。
一三〇	横浜市道土地引渡請求事件	横浜地裁	平成三年一〇月一五日道路例集七一―II卷七一―九四頁	原告は、市の管理する市道の道路敷は原告の先代が国から私下を受けた道路法敷の一部であると主張して、所有権に基づいてコンクリート舗装の撤去と土地の引渡を求めた。	〔請求棄却〕本件市道の官民有地境界調査は、原告の先代が国から私下を受ける以前に、国も立法協議に加わっているから、私下を受けた法敷の範囲がこの境界を越えることとはあり得ず、また、継承取得した原告の所有権の範囲がこれを越えることもあり得ない。

公共施設敷地と登記

番号	事件名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決要旨
一三二	土地明渡等 請求事件	神戸地裁	平成三年十一月 二七道路路例集 七―Ⅱ卷七一五 七頁	<p>原告が所有する土地の一部を、県が無断で県道敷とし不法に占拠しているので、土地の明渡を求めた。なお県は、旧三田市道を県道として路線認定をし道路区域の決定及び供用開始をし、三田市から正確な平面図に基づいて旧市道を何ら形状を変えずそのまま引継を受け、占有を開始するに至ったと主張。</p>	<p>「請求棄却」三田市が、旧村道を市道として路線認定、区域決定及び供用開始をし、本件土地を含めて現在まで一貫して所有の意思をもって平穏かつ公然に二〇年間占有管理してきたので、三田市が本件土地を時効取得したものと認められ、原告の請求は理由がない。</p>
一三三	二ツ井町道 土地所有権 確認請求事 件	秋田地裁	平成三年一月 二四道路路例集 七―Ⅱ卷七一七 七頁	<p>原告が本件土地の所有権が自己に属すること を主張し、町に対しそ の所有権の確認と、本 件土地内に敷設された コンクリート製U字溝 の収去を求め、さらに 本件土地の所有権を侵 されたとして、その使</p>	<p>「請求棄却」本件土地の所有権が原告に属することの根拠として原告が主張する事実は、いづれもこれを認めるに足る確な証拠がなく、その他本件全証拠をもってしても、本件土地が原告所有であることを根拠づける証拠はなく、かえって町主張の線（コンクリート製U字溝）が原告所有の土地と本件町道とを画する線であることが認められる。</p>

<p>一三五</p>	<p>柏市所有権 確認等請求 事件・使用 料相当額損</p>	<p>千葉地裁</p>	<p>平成四年三月二 七日道路例集七 ―II卷七二五六 頁</p>	<p>都市計画法四〇条によ り市に属した、道路、 公園用地を強制競売で 取得した被告が、所有</p>	<p>「請求一部認容」市の所有権は登記を備えていないの で、被告に対抗できず、被告の所有権取得は市に対抗で きる。なお、被告の土地使用料若しくは不当利得金の支 払いの請求は根拠がない。</p>
<p>一三四</p>	<p>大網白里町 道路路通行 妨害排除請 求事件</p>	<p>千葉地裁</p>	<p>平成四年一月二 九日道路例集七 ―II卷七二〇〇 頁</p>	<p>道路境界立合にともな い、供用の権原未取得 が発見された土地につ いて、土地所有者が妨 害物を設置した。そこ で町は被告に対し、妨 害物排除を求め、有償 にて通行・使用する権 利を有することの確認 を求めた。</p>	<p>「請求一部認容」被告の土地所有権の存在及び範囲を確 認する。町が有償にて通行使用する権利を有することを 確認する。被告の妨害物設置を禁じ、並びに通行の妨げ となる一切の行為を禁ずる。町に立合の年からの使用料 につき支払いを命じる。</p>
<p>一三三</p>	<p>熊谷市道明 渡請求事件</p>	<p>浦和地裁</p>	<p>平成三年一二月 二五日道路例集 七―II卷七一八 六頁</p>	<p>熊谷市内に所在する原 告ら所有の土地を、国 が、隣接する市道の一 部として取り込み道路 として使用している旨 主張し、国に対してこ の土地の明渡を求め た。</p>	<p>「請求棄却」古文書及び古図により、本件土地は古図に 記載された九尺道に由来するものと考えられるから、本 件市道の幅員は二・七三メートルと認定される。従って 幅員が一・八二メートルであることを前提とする原告ら の本件明渡請求には理由がなく、境界は国主張の線どお りである。</p>

公共施設敷地と登記

一三七			番号
堺市道土地 引渡請求事 件	静岡県道沼 津土肥線土 地所有権確 認等請求事 件	事件名 害賠償請求 反訴事件	裁判所
大阪地裁 堺支部	静岡地裁	判決年月日	事件の概要
平成四年九月二 五日判例地方自 治一〇八号七五 頁	平成四年三月三 一日道路例集七 ―Ⅱ巻七二六九 頁	事件の概要	判決要旨
本件土地は被告堺市が 訴外から寄附を受け、 市道として供用を開始 したが、所有権移転登 記	原告が昭和五七年に買 収した土地の一部を、 県は昭和四五年以来県 道敷として不法に占有 しているので、県道敷 について原告の所有権 確認及び土地明渡等を 求めた。	権移転登記済みである ことを理由に所有権登 記を備えていない市に 対して、所有権を主張 したため、市が所有権 の確認を求めた。また 被告は、上記土地につ いて被告の所有権確認 と土地使用料若しくは 不当利得金の支払を求 めた。	判決要旨
「請求棄却」道路法所定の道路として適法に供用の開始 があった道路敷地について、その後第三者が所有権を取 得し、對抗要件を具備したとしても、右第三者は、当初 から道路法四条により私権の行使が制限された所有権を	「請求棄却」原告が買収対象とした土地の中に問題の県 道敷地は含まれておらず、原告の所有権取得は認めるこ とができない。土地所有権に基づく所有権確認及び土地 明渡等の請求は理由がない。		

				<p>記未了のうちには訴外との譲渡担保設定契約に基づき仮登記を経由した原告らが、右仮登記後確定的に所有権を取得した。また、堺市が提起した右仮登記抹消登記手続請求訴訟において被告市の敗訴が確定したことにより原告らの所有権取得が優先するとして、本件土地の引渡、予備的に憲法二九条三項に基づく損失補償を求めた。</p>	<p>取得したにすぎず、道路管理者に対する引渡請求は許されない。右道路敷地について、道路管理者が従前と同様の方法でこれを使用することは、右の第三者に特別の犠牲を強いるものとはいえない。</p>
--	--	--	--	--	--

〔追記〕 本稿は道路管理研究委員会の平成五年度報告書に掲載された拙稿「道路敷地と登記」を加筆修正したものである。本稿の作成につき、同委員会のメンバー、建設省、公団、道路環境研究所等にお世話になったことに謝意を表したい。また加筆に際し、神戸学院大学学際研究（高島グループ）として補助を受けたことにも謝意を表したい。